

熊本市部活動改革検討委員会

第1回会議 資料

令和4年（2022年）12月28日（水）

熊本市教育委員会

- 1 部活動改革検討委員会の目的等**
- 2 本市の現状**
- 3 本市の基本的考え方**
- 4 検討の方向性**
- 5 今後のスケジュール**

1 部活動改革検討委員会の目的等

2 本市の現状

3 本市の基本的考え方

4 検討の方向性

5 今後のスケジュール

(1) 現状と課題

部活動の改革について、文部科学省では、中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、令和2年9月に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示しました。この中で、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針を示しています。

また、令和4年度に、スポーツ庁と文化庁にそれぞれ設置された地域移行に関する検討会議において、少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けての提言が示されました。

さらに、国において、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」が公表され、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する方向性が示されています。

熊本市においても、少子化とともに部活動へ加入する子どもが減少しており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっています。この部活動改革により、現在部活動に所属していない児童・生徒も含め、子どもたちが多様な運動や文化芸術活動に親しむことができる環境を更に充実させるとともに、教職員の働き方改革を推進し、持続可能な運営主体のあり方や地域社会との役割分担、指導者の確保等を検討する必要があります。

(2) 目的・諮問事項等

【目的】

本市の現状と課題を踏まえ、市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議するものです。

本検討委員会は、熊本市附属機関設置条例に基づき、熊本市の部活動改革に関し、教育長からの諮問事項について、必要な事項を審議する教育委員会の附属機関になります。

【諮問事項】

市立学校の部活動において、持続可能な運営主体のあり方や地域社会との役割分担、指導者確保等のために必要な事項について

【検討事項（案）】

- ①部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- ②地域社会との役割分担や指導者の確保について
- ③地域移行に伴う経済的負担のあり方について
- ④その他（大会・コンクール及び小学校・高等学校の部活動についてなど）

1 部活動改革検討委員会の目的等

2 本市の現状

3 本市の基本的考え方

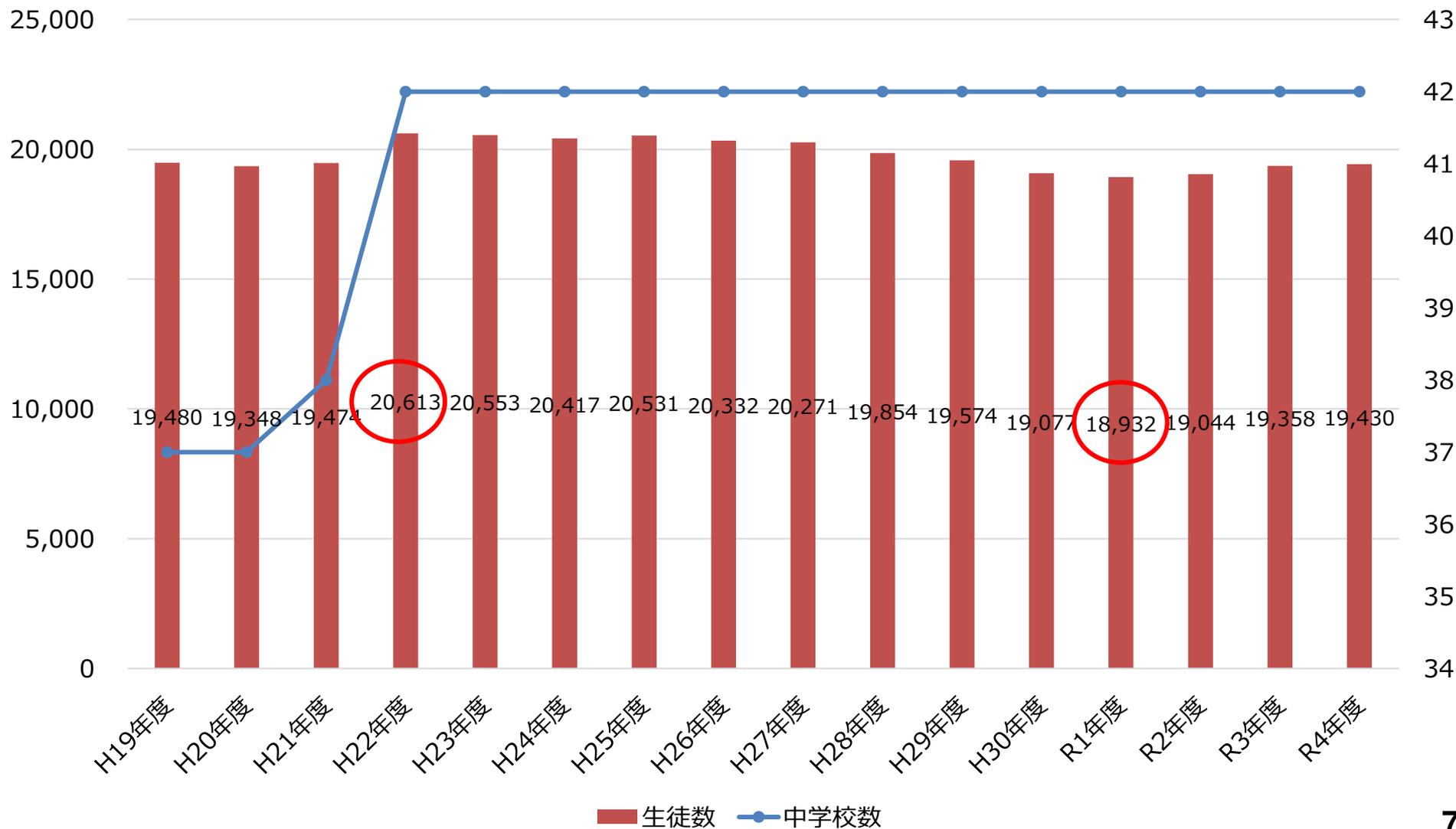
4 検討の方向性

5 今後のスケジュール

(1) 熊本市：公立中学校の数と生徒数の推移

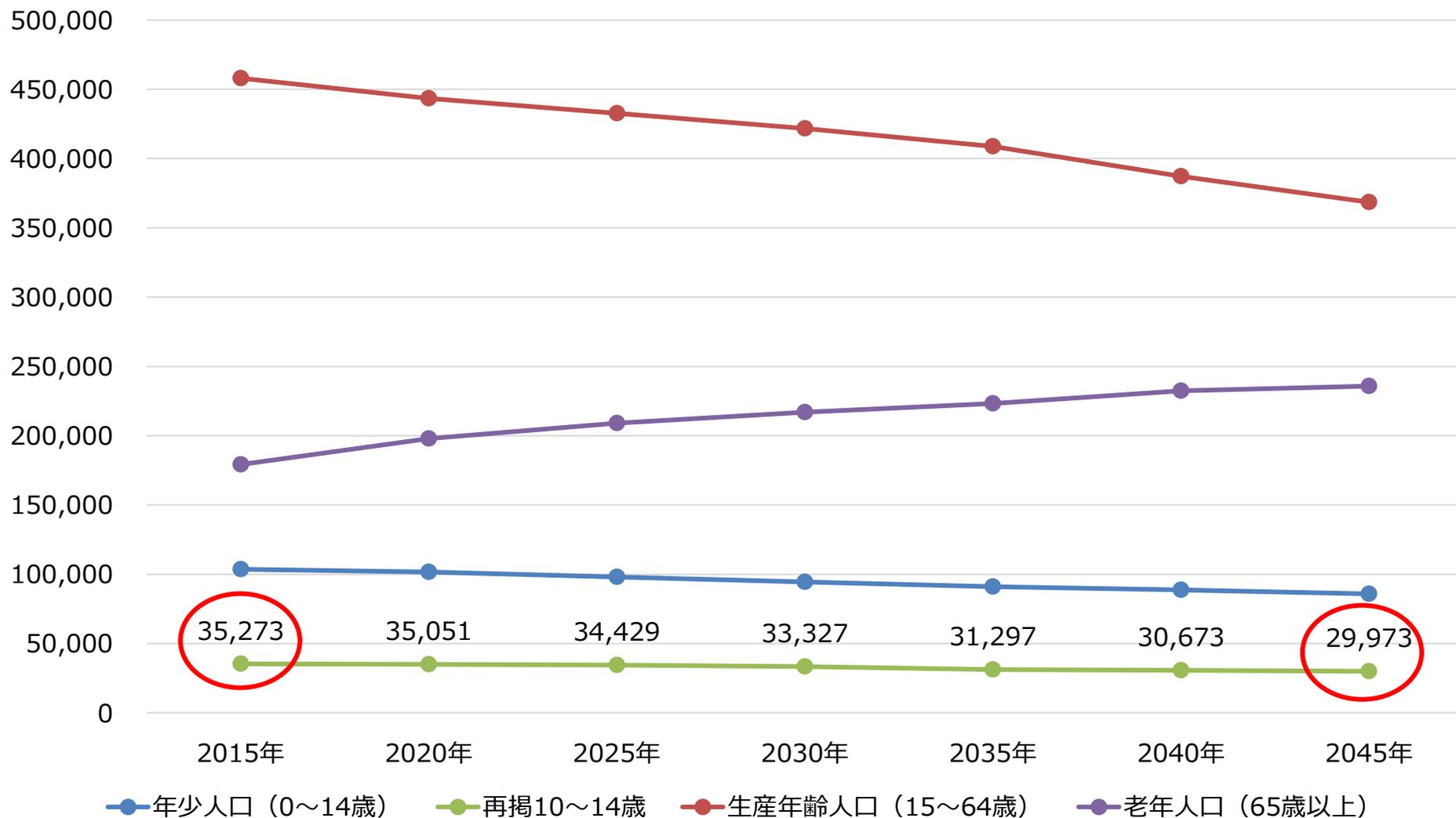
令和元年度に18,932人（平成22年度比較：1,681人【8.2%】減）まで減少しましたが、ほぼ横ばいの状況です。

（平成22年の生徒数等の増は、植木町及び城南町との合併に伴うもの）



(2) 熊本市：少子化・人口減少の加速化

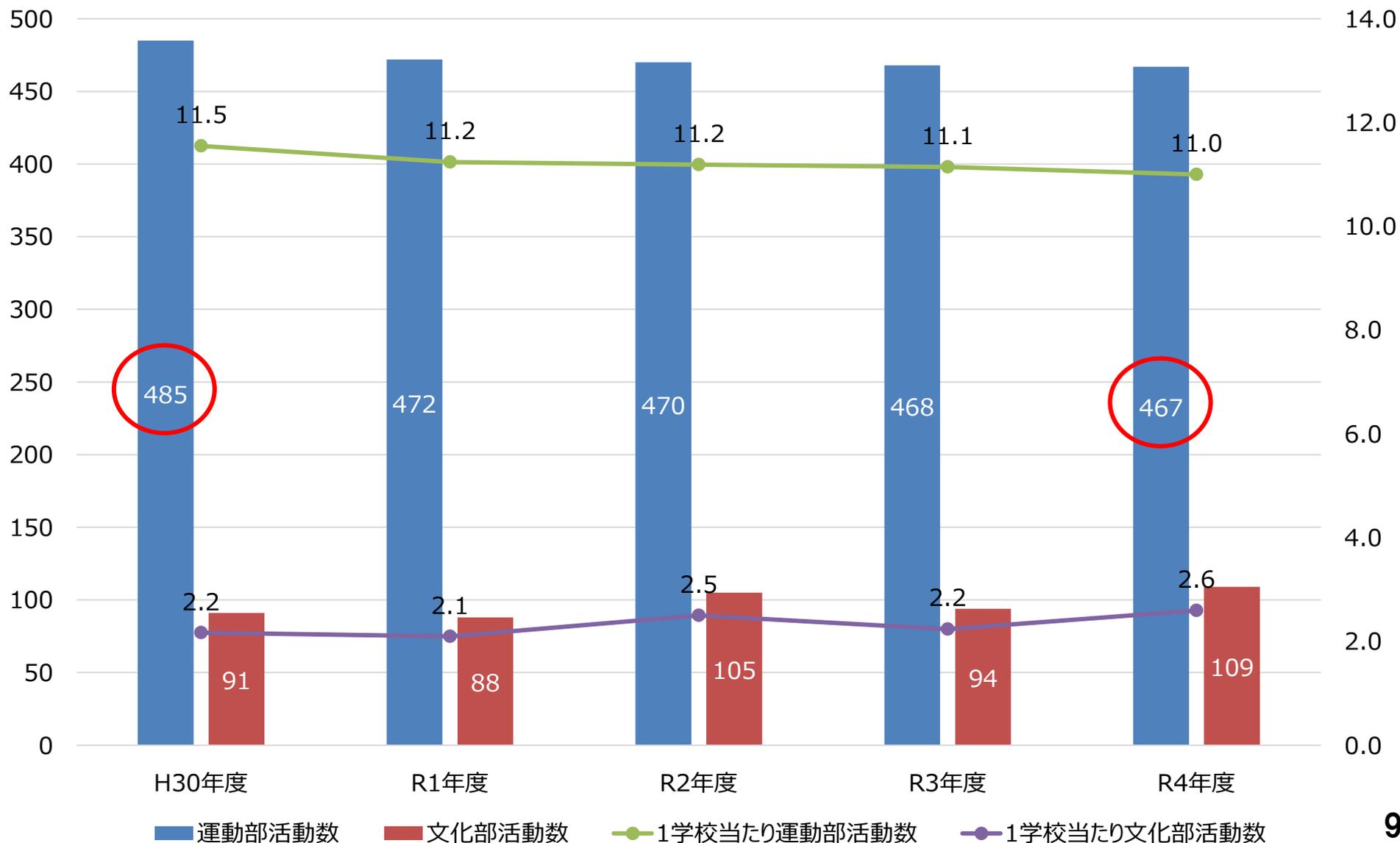
日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）の平成30（2018）年推計では、10～14歳、2045年度には29,973人となっており、2015年（H27年）と比較すると5,300人【15%】減少していく推計となっています。



(3) 熊本市：1中学校当たりの運動・文化部活動の設置数

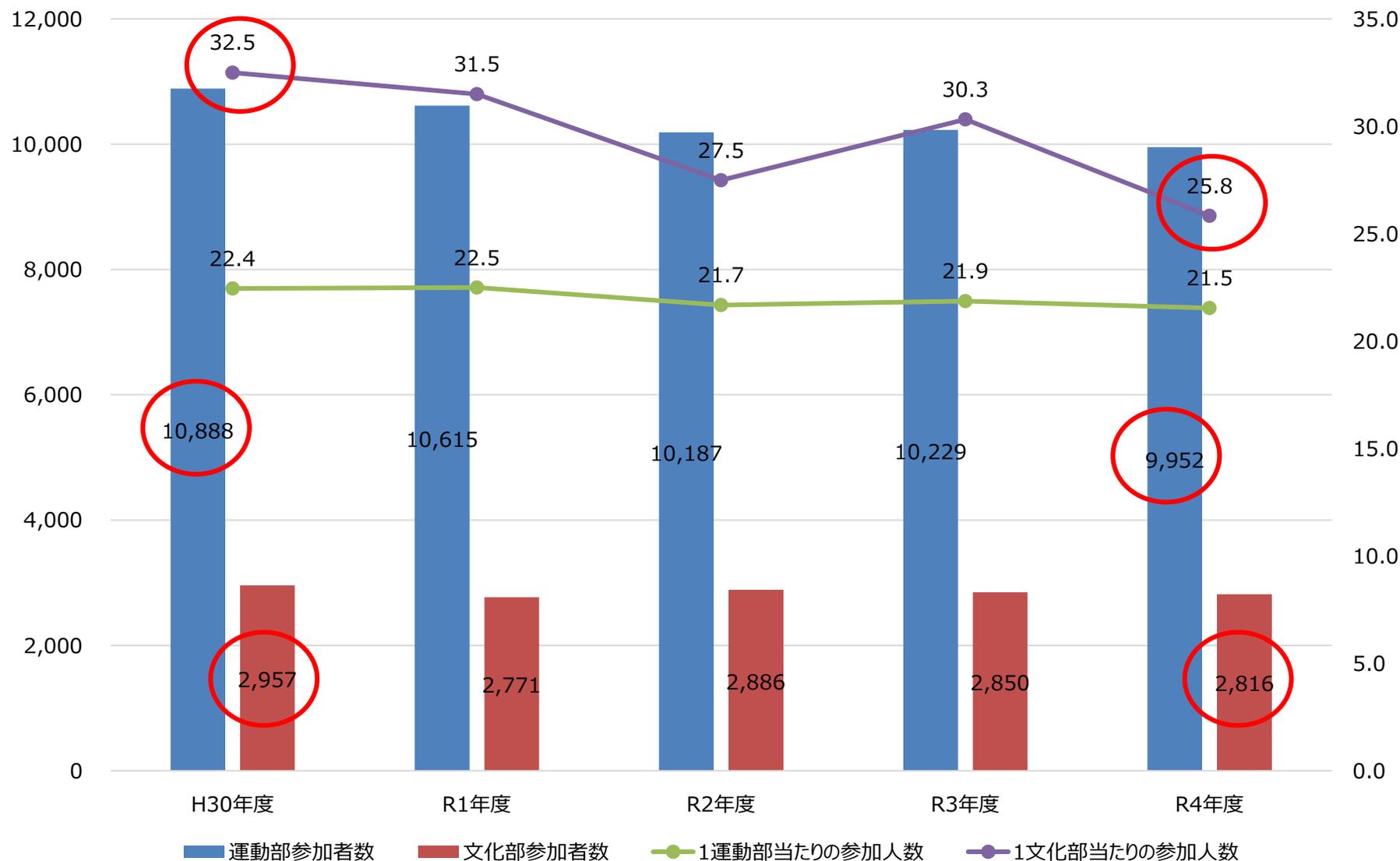
運動部活動数は、令和4年度467部（平成30年度比較：18部減少）となっていますが、文化部活動数は年度によって増減があります。

1学校当たり運動部活動についても、年々減少傾向にあります。



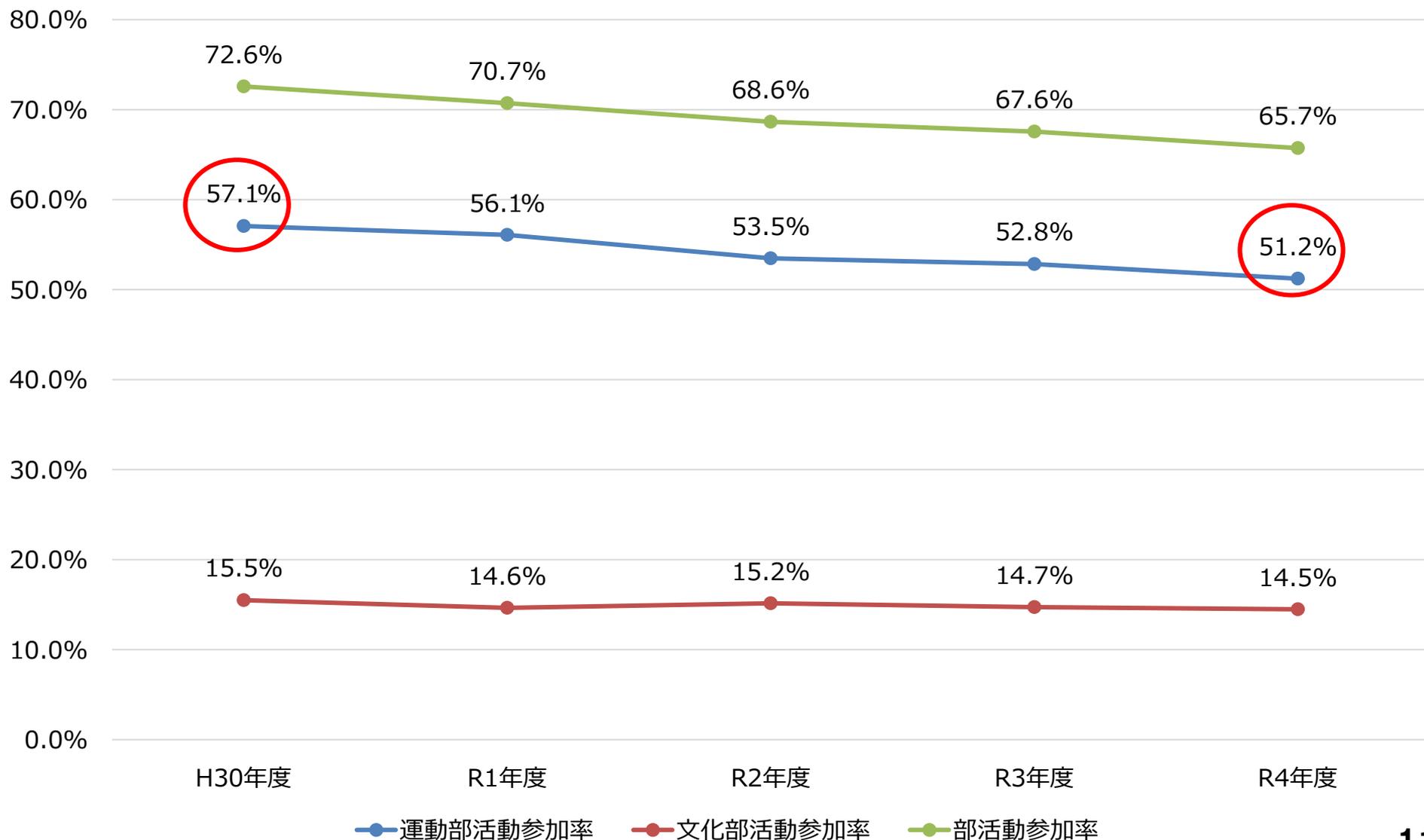
(4) 熊本市：運動・文化部当たりの参加人数（中学生）

運動部活動への参加人数は、令和4年度9,952人（平成30年度比較：936人【8.6%】減）となっています。文化部活動への参加人数も、令和4年度2,816人（平成30年度比較：141人【4.8%】減）となっています。1文化部当たりの参加人数は、令和4年度25.8人（平成30年度比較：6.7人減）となっています。



(5) 熊本市：運動・文化部活動 参加率（中学生）

部活動への参加率は年々減少しており、特に運動部活動への参加率は、令和4年度51.2%（平成30年度比較：5.9%減）となっています。



1 部活動改革検討委員会の目的等

2 本市の現状

3 本市の基本的考え方

4 検討の方向性

5 今後のスケジュール

(1) 運動・文化環境の改善と教職員の働き方改革

・部活動の改革は、中学生のための多様な

運動や文化の環境を更に充実させるものであり、教職員の働き方改革を推進の役割も担っている。

・「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」（令和3年3月策定）において、重点的に取り組むこととしている。

・部活動を地域移行する場合は、単に部活動の実施主体を学校から地域団体等へ移行するのではなく、拠点式合同（地域）部活動などの方法も含め、中学生のための運動や文化の環境を更に充実させる必要がある。

(例) 中学部活動を担当している教員の1週間

	7:30	8:15	16:45	19:00
月	45分	勤務時間	2時間15分	
火	45分	勤務時間	2時間15分	
水	45分	勤務時間		
木	45分	勤務時間	2時間15分	
金	45分	勤務時間	2時間15分	
土	3時間			
日	休養日			

【部活動終了後】
・教材研究
・授業準備 など

日課の見直しや定時退勤日の設定をしているもの

平日 12時間45分 × 4週 = 51時間

休日 3時間（練習） × 4週 = 12時間 1か月合計 63時間

※土日に試合がある場合や授業準備等で土日出勤する場合は、上記以上の勤務時間外数になる



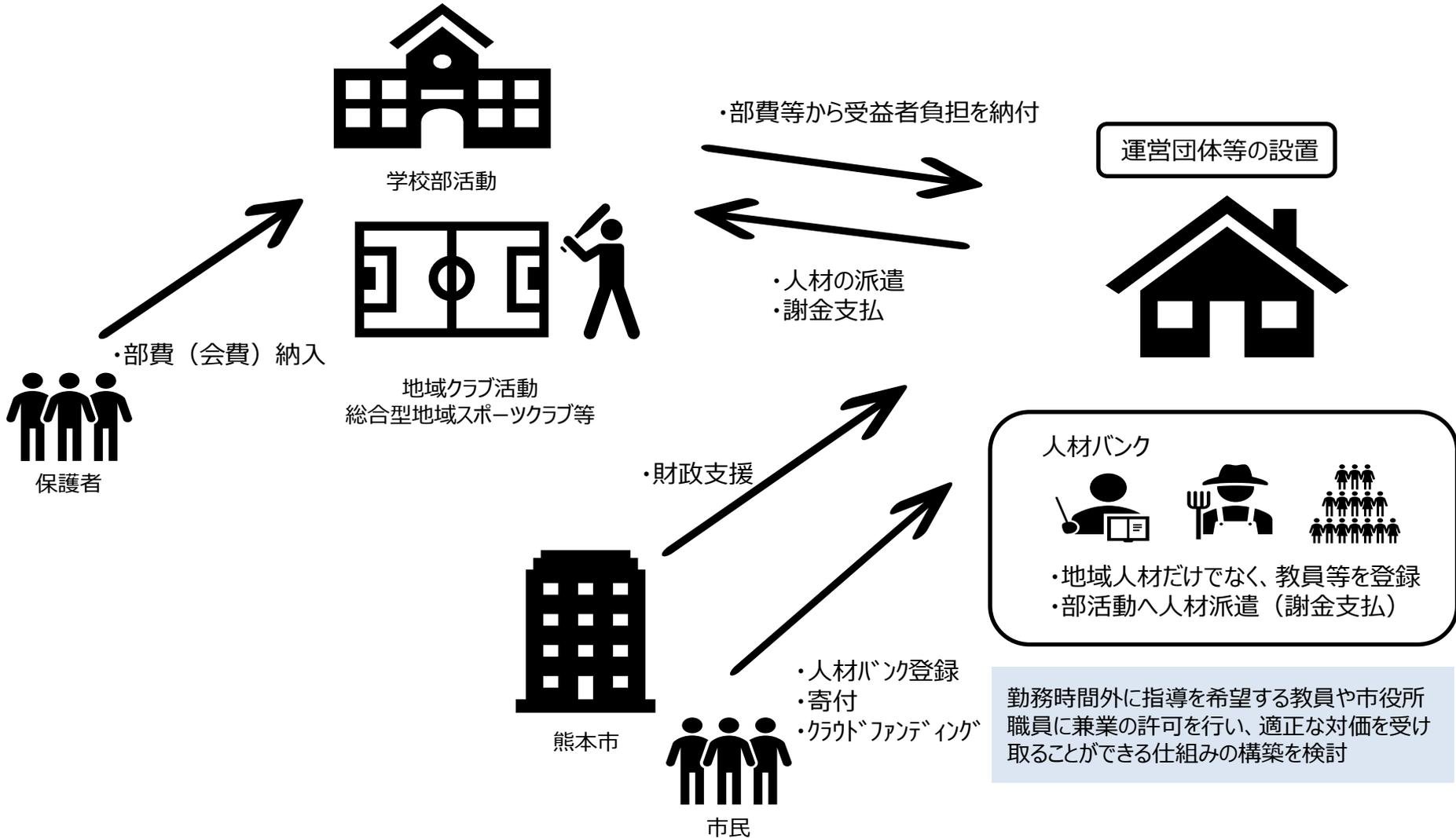
令和4年第3回定例会（9月7日）吉村健治議員（市民連合） 教育長答弁

部活動は、実態としては教員の時間外勤務によって支えられており、少子化が進行していく中で、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現していくことが求められています。本市においても、生徒数の減少により、一部の部活動で継続困難となったり、試合に出られなかったりするなどの課題が生じています。また、本市中学校教員の約8割が何らかの形で部活動指導に携わっており、長時間勤務の大きな要因のひとつとなっているほか、指導経験のない部活動の顧問となった教員については、負担感が非常に大きいものとなっています。

地域移行を進めるにあたっては、受け皿となる団体等の整備充実、指導者の質・量の確保、施設の確保、大会・指導料・保険のあり方の整理等、想定される課題が多岐にわたります。例えば、受け皿の整備充実については、運営団体をつくり指導者を派遣する方法のほか、総合型地域スポーツクラブや民間事業者が受け入れ先となり運営する方法等が考えられます。

地域人材の活用により、教員以外の担い手を確保することは、長時間勤務の是正につながるほか、指導を望まない教員にとっては負担感の解消にもつながります。また、指導を希望する教員には兼業の許可を行い、適正な対価を受けることができる仕組みの構築も併せて検討していきます。

イメージ



(2) 地域における運動や文化活動の振興

・部活動の移行は、中学生のための更なる環境の充実だけでなく、他の世代にとっても地域の運動や文化の環境の改善につなげていくことが必要であり、これを契機に地域スポーツ・文化活動を振興する。

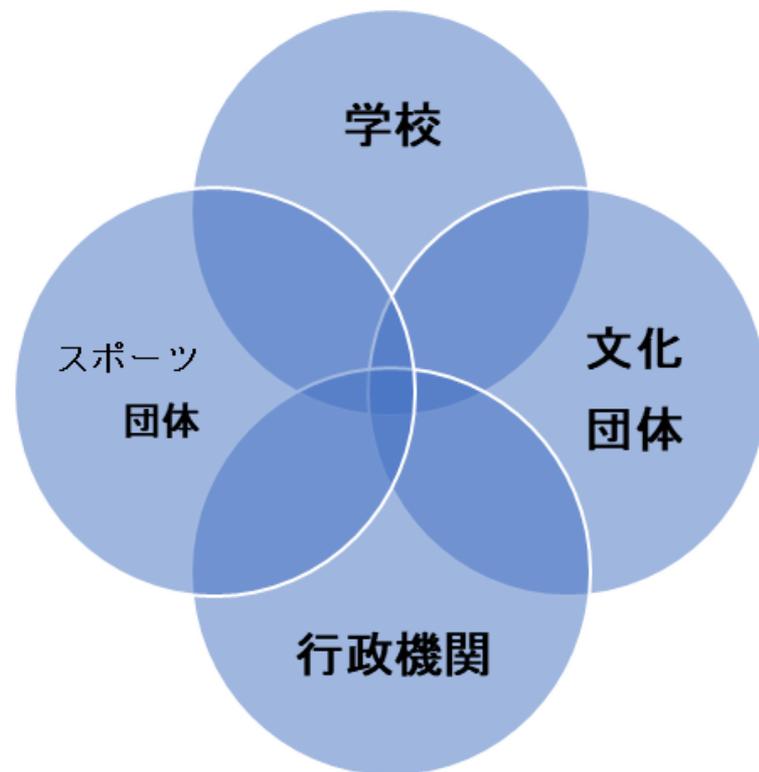
・部活動の地域移行を進め、地域の運動や文化の環境へ中学生の参画を推進することで、例えば以下のような効果が期待できる。

①多様な種目等が提供されることにより、より幅広いニーズに応えられる。

②幅広い世代が参加する地域環境の構築により、生涯を通じた運動や文化習慣作りが促進される。

・地域における新たな環境の構築を進めるためには、スポーツ振興課や文化政策課と教育委員会の担当部署だけでなく、学校等の関係者も含めた検討会を設置し、実情に応じた様々な方法を想定しながら、活動の実施主体やスケジュールなどを検討する必要がある。

・また、環境の整備充実を行うに当たっては、例えば、熊本市体育協会、総合型地域スポーツクラブや熊本県文化協会などと協力・協働して取り組む必要があり、学校、行政機関、スポーツ団体や文化団体などがこれまで以上に連携して取り組む必要がある。



（３）平日も含めた部活動改革の推進

・国の提言では、「まずは、休日の活動から段階的に地域移行していくことを」基本とされているが、本市では、以下の理由等により、平日も含めた検討を行う。

- ①平日と休日の指導者が変わり、指導の一貫性の観点から、生徒や保護者が困惑することが想定される。
- ②休日に大会等が行われることが多く、結局は教員が指導することが想定される。
- ③平日と休日の実施主体が違う場合、生徒指導面での部員間のトラブルや個人情報であるアレルギー等の基礎疾患等の情報の連携でミスが発生する恐れがある。
- ④教育委員会等としても、休日の活動を移行した後、平日の移行について、更なる検討を行わなければならない。

令和4年第3回定例会（9月7日）吉村健治議員（市民連合） 教育長答弁
国に対しては、保護者の負担軽減を図るための補助制度の創設や休日だけでなく平日も含めた体制整備等、実現可能性の高い制度設計に取り組むよう引き続き要望していきます。

検討を行う際は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）（令和4年11月）に記載されている以下の点についても考慮していく。

「学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。」

「学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。」

(4) 小学校の部活動の社会体育移行への取り組みについて

・平成29～30年にかけて小学校にある部活動を社会体育に移行することなどの取り組みについて、その後の変容や課題などを整理し、中学校の部活動改革へ活用しなければならない。

熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」の改定について（平成29年3月）

小学校運動部活動指針改定について（概要版）

児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動について下記の改定を行う。

■ 小学校運動部活動のあり方検討

平成31年4月の施行に向け、校長、教頭、部活動主任、各部活動担当、体協、総合型地域スポーツ代表、保護者等をメンバーとした運動部活動検討委員会（仮称）を設置し、次の事項の検討・協議を行う。

- ・既存の運動部活動を現行のまま継続するかもしくは社会体育へ移行するか
- ・学校運動部活動及び社会体育に移行した場合の運営や指導方針（活動場所、日数、時間等）

※上記の検討にあたっては、子どもの運動の機会の保障を前提としつつ教員の負担軽減の観点にも配慮する。

■ 総合運動部の設置と活動〔H31.4月までに原則設置〕

運動の習慣化を図り、多くの種類の運動を経験し親しむための「総合運動部」を原則設置する。総合運動部の活動については、このねらいに鑑みて、活動内容や実施形態を工夫する。

- ・現時点で把握している課題等については、本会議の参考資料（54ページ～65ページ）に記載。
- ・令和4年12月19日までに実施した部活動アンケート等を分析し、第2回熊本市部活動改革検討委員会にて報告を予定している。

令和4年第4回定例会（12月7日）田中誠一議員（熊本自民） 教育長答弁

小学校における部活動の地域移行の進捗状況と課題についてですが、小学校の総合運動部を除く運動部活動数は、地域移行前の平成30年度の271部から、令和4年度は14部と257部減少しました。その内、52%の133部は総合型地域スポーツクラブ等へ移行しています。地域移行が進んだことで、地域のスポーツ活動が活性化したり、教員の部活動指導に係る時間や負担感の減少につながったりした効果がありました。その一方で、自宅近くに希望するスポーツの活動場所がないケースがあることや地域における指導者の不足・高齢化等が課題としてあがっています。

より詳細に課題の把握を行うため、スポーツ・文化活動に関する保護者、生徒、教員へのアンケートを現在実施しています。

今後、「部活動改革検討委員会」において、小学校部活動の地域移行に係る検証結果を踏まえつつ、教員や保護者、関係団体等と協議を行い、本市のスポーツ・文化活動の充実と教員の働き方改革の両立に取り組んでいきます。

- 1 部活動改革検討委員会の目的等
- 2 本市の現状
- 3 本市の基本的考え方
- 4 検討の方向性**
- 5 今後のスケジュール

検討の方向性

令和7年度を目途に以下についての検討等を行う

	STEP 1 (令和4～5年度)	STEP 2 (令和6年度～)	STEP 3 (令和7年度～)
検討等	【制度設計期間】 考察・準備	【モデル実施期間】 やってみる	【本格実施開始】 受け皿や指導者の確保が出来た地域や種目等から移行する
実施体制	学校部活動	学校部活動 拠点式合同部活動 新たな地域クラブ活動 併存	学校部活動 拠点式合同部活動 新たな地域クラブ活動 併存

- 1 部活動改革検討委員会の目的等
- 2 本市の現状
- 3 本市の基本的考え方
- 4 検討の方向性
- 5 **今後のスケジュール**

今後のスケジュール

年 月		熊本市部活動改革検討委員会	
令和4年	12月	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・委員長、副委員長の選任 ・部活動等の現状と課題等について説明
令和5年	1月	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省部活動改革検討委員との意見交換（予定） ・アンケート結果について ・小学校部活動地域移行の検証
	2月	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の持続可能な運営主体のあり方について ・地域社会との役割分担や指導者の確保について
	3月	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の持続可能な運営主体のあり方について ・地域社会との役割分担や指導者の確保について
	5月	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に伴う経済的負担のあり方について ・その他
	7月	第6回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に伴う経済的負担のあり方について ・その他
		報告書中間とりまとめ	
	9月	第7回検討委員会	運動と文化に分かれて分科会を開催予定
	11月	第8回検討委員会	運動と文化に分かれて分科会を開催予定
令和6年	1月	第9回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の持続可能な運営主体のあり方について ・地域社会との役割分担や指導者の確保について
	3月	第10回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に伴う経済的負担のあり方について ・その他
		報告書とりまとめ	

※令和6年4月以降も熊本市部活動改革検討委員会を定期的に開催予定

- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 国の動き
- 3 本市の状況
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について
- 6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

1 中学校部活動の現状と課題

2 国の動き

3 本市の状況

4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について

5 地域社会との役割分担や指導者の確保について

6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

(1) 部活動の意義・問題点

中学校学習指導要領(2017年3月改訂、2021年度全面実施) — 抜粋 —

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30 スポーツ庁)(抄)

○ 学校の運動部活動は、・・・**体力や技能の向上**を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との**好ましい人間関係の構築**を図ったり、**学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する**など、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

【意義】

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

【問題点】

日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、中学校生徒数も減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しており、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

また、部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置付けられている。

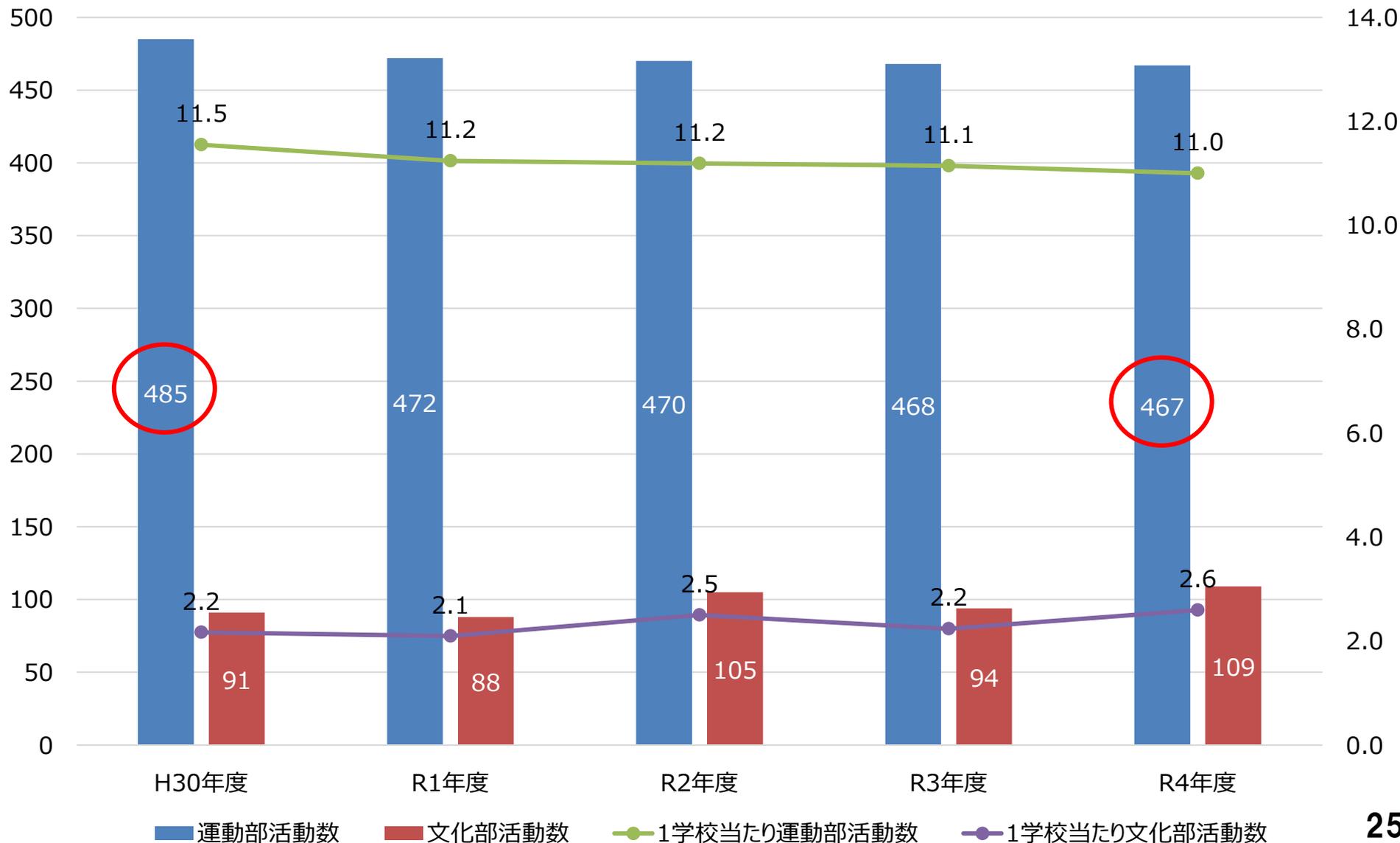
教員の勤務を要しない日(休日)の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員には多大な負担となっている。

(2) 熊本市：1中学校当たりの運動・文化部活動の設置数

運動部活動数は、令和4年度467部（平成30年度比較：18部減少）となっていますが、文化部活動数は年度によって増減があります。

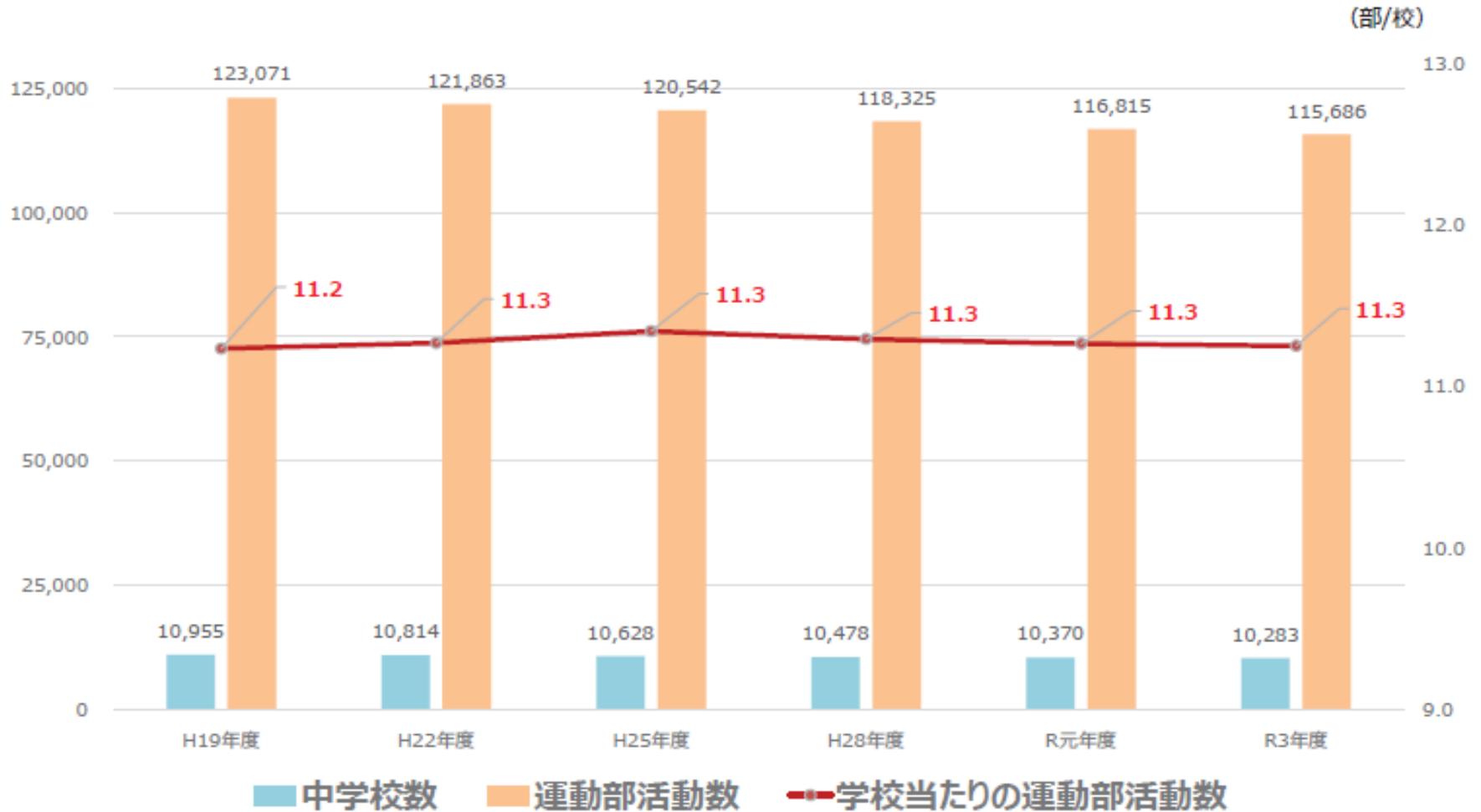
1学校当たり運動部活動についても、年々減少傾向にあります。

再掲



(参考) 全国：1 中学校あたりの運動部活動の設置数

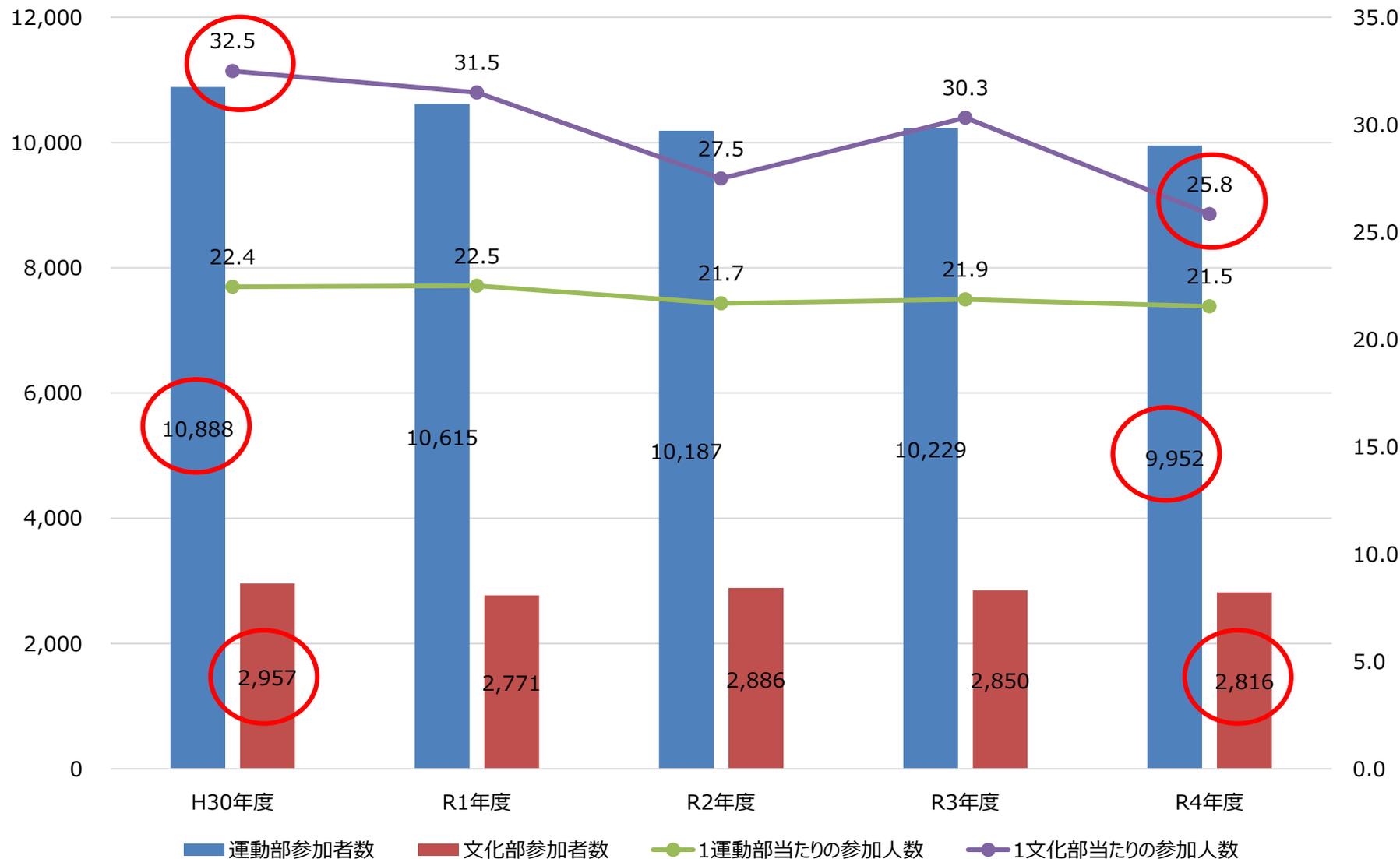
- 1 中学校あたりの運動部活動の設置数は、平成19年以降増減しておらず、約11部で推移している。



(3) 熊本市：運動・文化部当たりの参加人数（中学生）

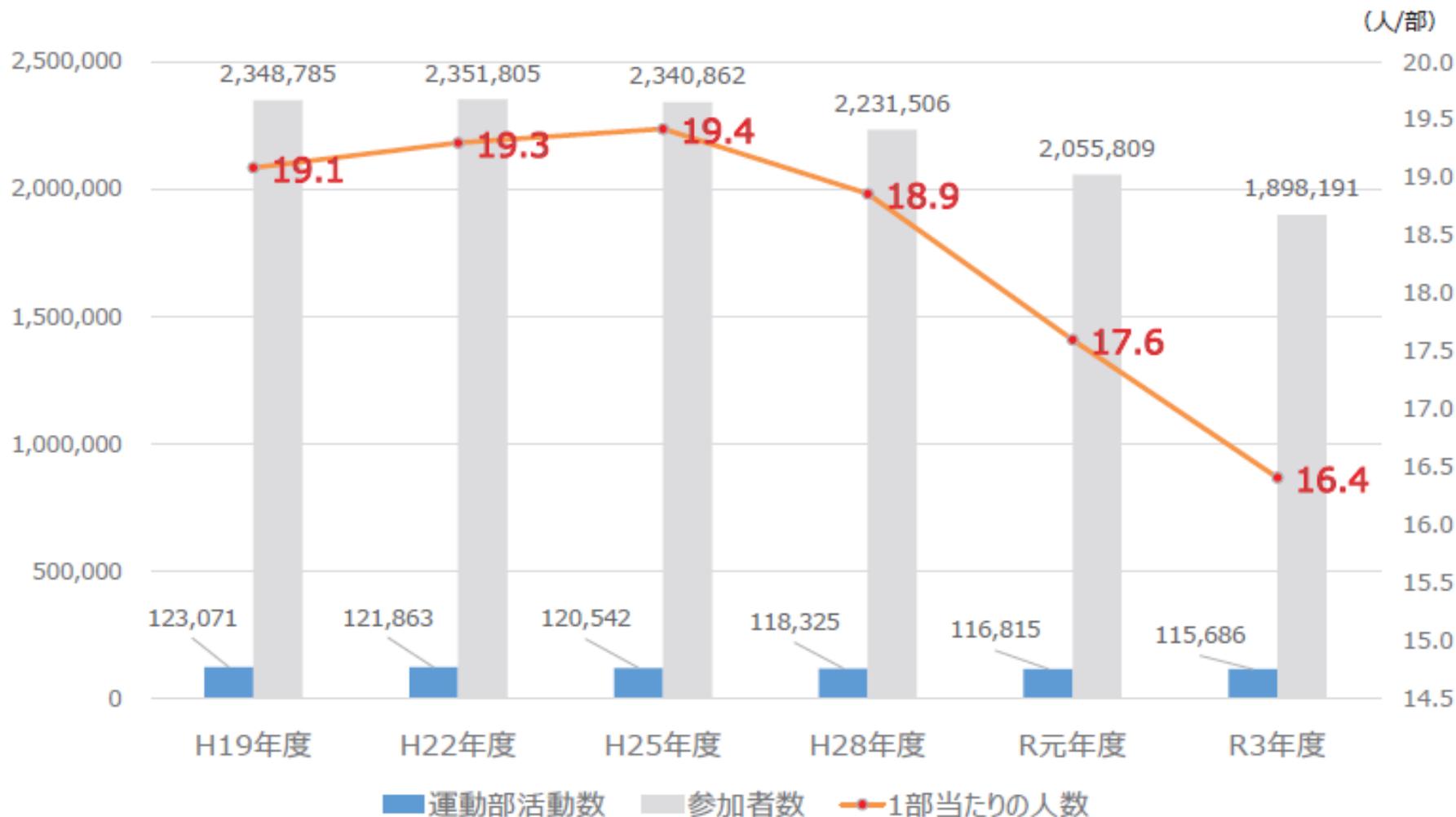
再掲

運動部活動への参加人数は、令和4年度9,952人（平成30年度比較：936人【8.6%】減）となっています。文化部活動への参加人数も、令和4年度2,816人（平成30年度比較：141人【4.8%】減）となっています。1文化部当たりの参加人数は、令和4年度25.8人（平成30年度比較：6.7人減）となっています。



(参考) 全国：運動部当たりの参加人数（中学生）

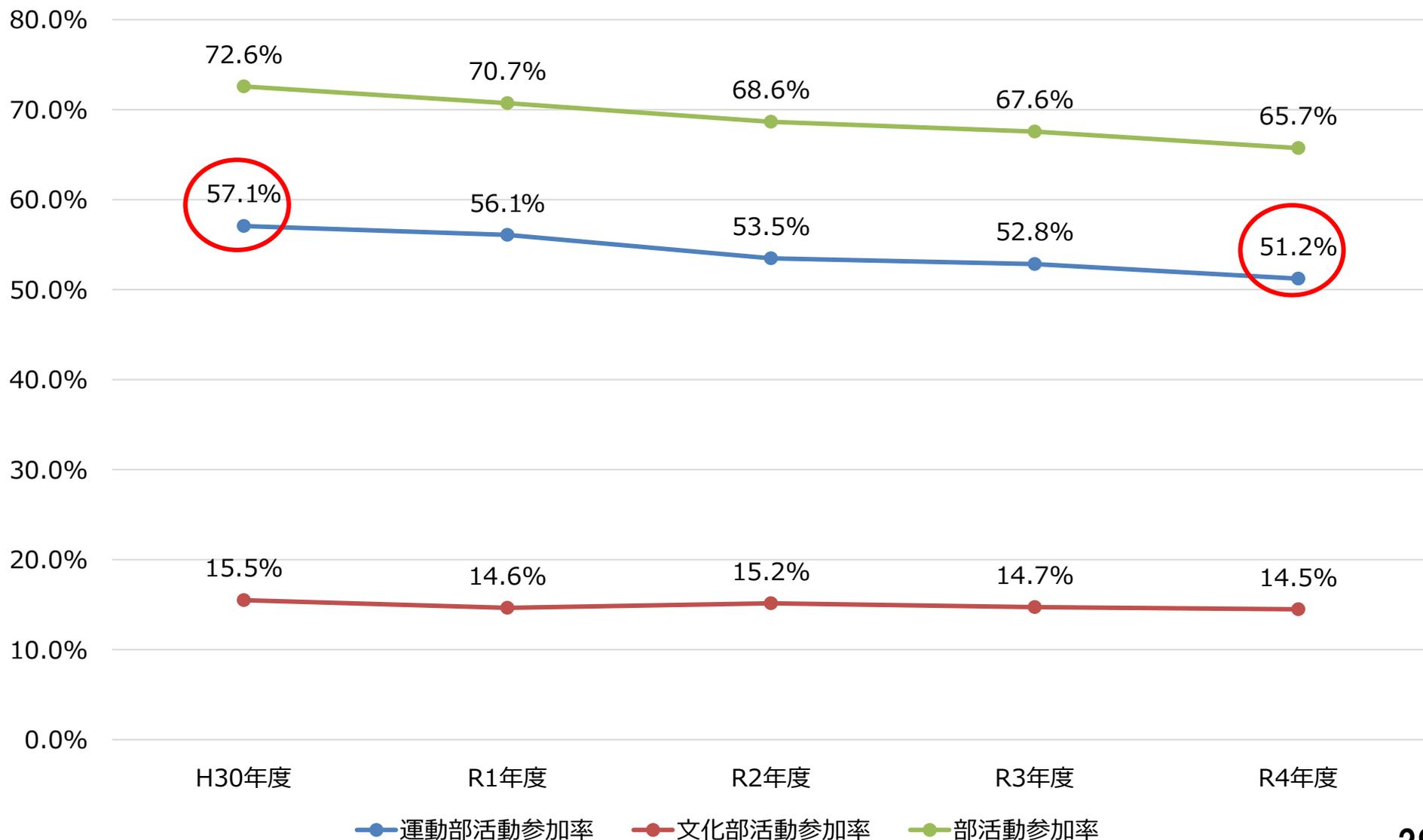
- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



(4) 熊本市：運動・文化部活動 参加率（中学生）

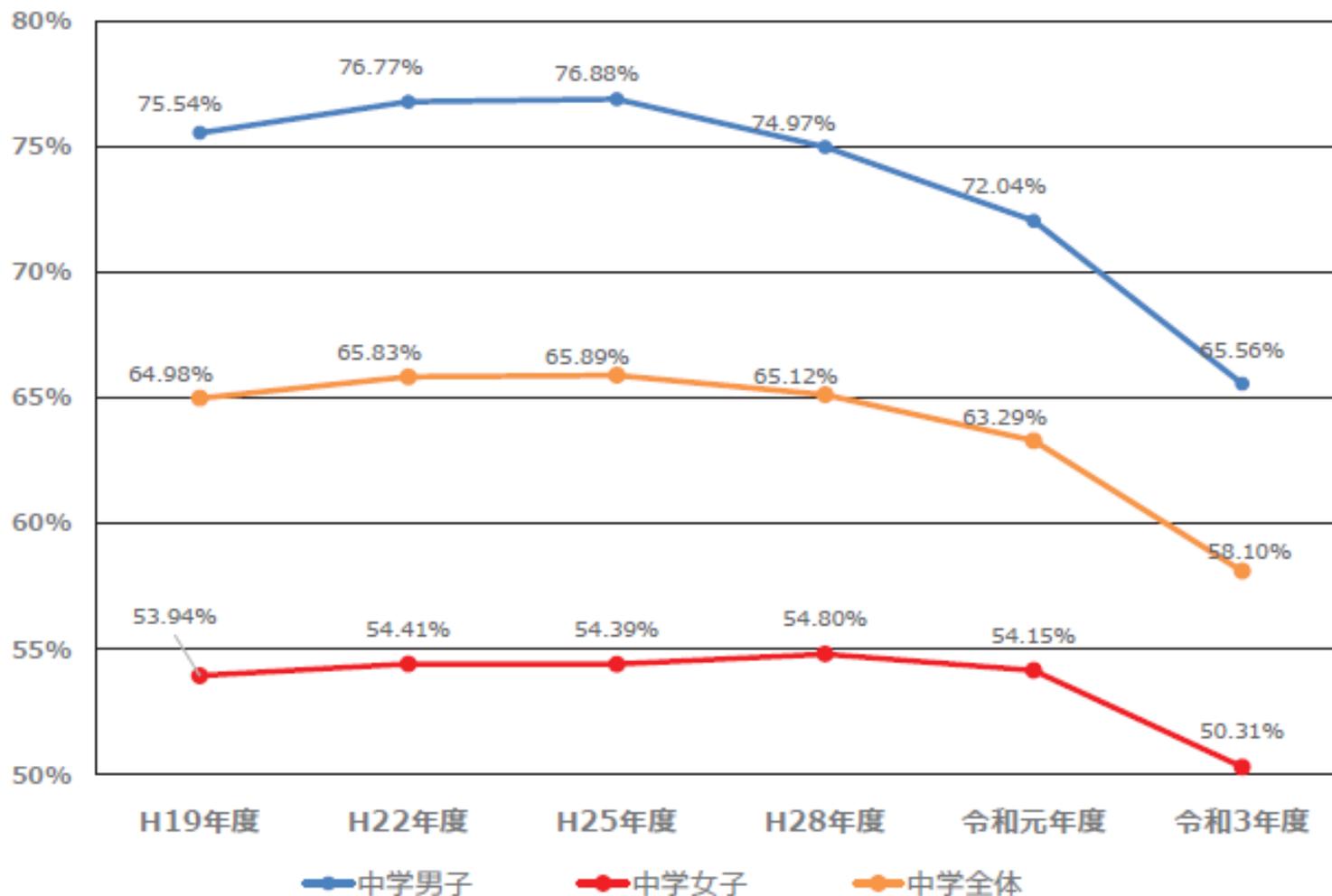
再掲

部活動への参加率は年々減少しており、特に運動部活動への参加率は、令和4年度51.2%（平成30年度比較：5.9%減）となっている。



(参考) 全国：運動部活動 参加率 (中学生)

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



(5) 令和4年度熊本市中体連（合同チーム）

合同チーム編成及び大会参加の条件

合同する各部は、それぞれの学校の教育活動に運動部として位置づけられており、熊本市中体連会長が、目的・趣旨にてらし、適正な合同と認められた場合に限り参加を認める。具体的な合同決定の基準は、原則として下記のとおりとする。

(1) チーム編成の方法及び合同として認める学校数

①原則として、学校間の直線距離がより短い学校同士。

②合同を認める校数は2校までとする。ただし、2校で対応できない場合は、その限りではない。

(2) 合同編成が認められる競技及び部員数の編成基準

合同編成が認められる競技は7競技とする。バレーボール、サッカー、バスケットボール、軟式野球、ハンドボール、ソフトボール、ラグビー。

	出場チーム数 (A)	合同部活動			計 (B)	割合 (B) / (A)
		基準を満たしていない 学校同士で編成	基準を満たしている学 校と満たしていない学 校で編成	部員数の多い学校か ら満たしていない学校 へ補員協力で編成		
男子バレー	17	0	1	0	1	5.9%
女子バレー	40	0	0	0	0	0.0%
サッカー	38	0	4	0	4	10.5%
男子バスケットボール	36	0	0	0	0	0.0%
女子バスケットボール	41	0	0	0	0	0.0%
軟式野球	39	1	3	0	4	10.3%
男子ハンドボール	7	0	0	0	0	0.0%
女子ハンドボール	3	0	0	0	0	0.0%
ソフトボール	4	0	1	0	1	25.0%
ラグビー	4	1	1	0	2	50.0%
計	229	2	10	0	12	5.2%

(6) 中学生：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

運動や文化に関わる活動をしていますか。

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%

①部活動でしている

62.3%

②クラブ（スクール）でしている

11.1%

③複数の部活動でしている

0.1%

④部活動とクラブ（スクール）両方でしている

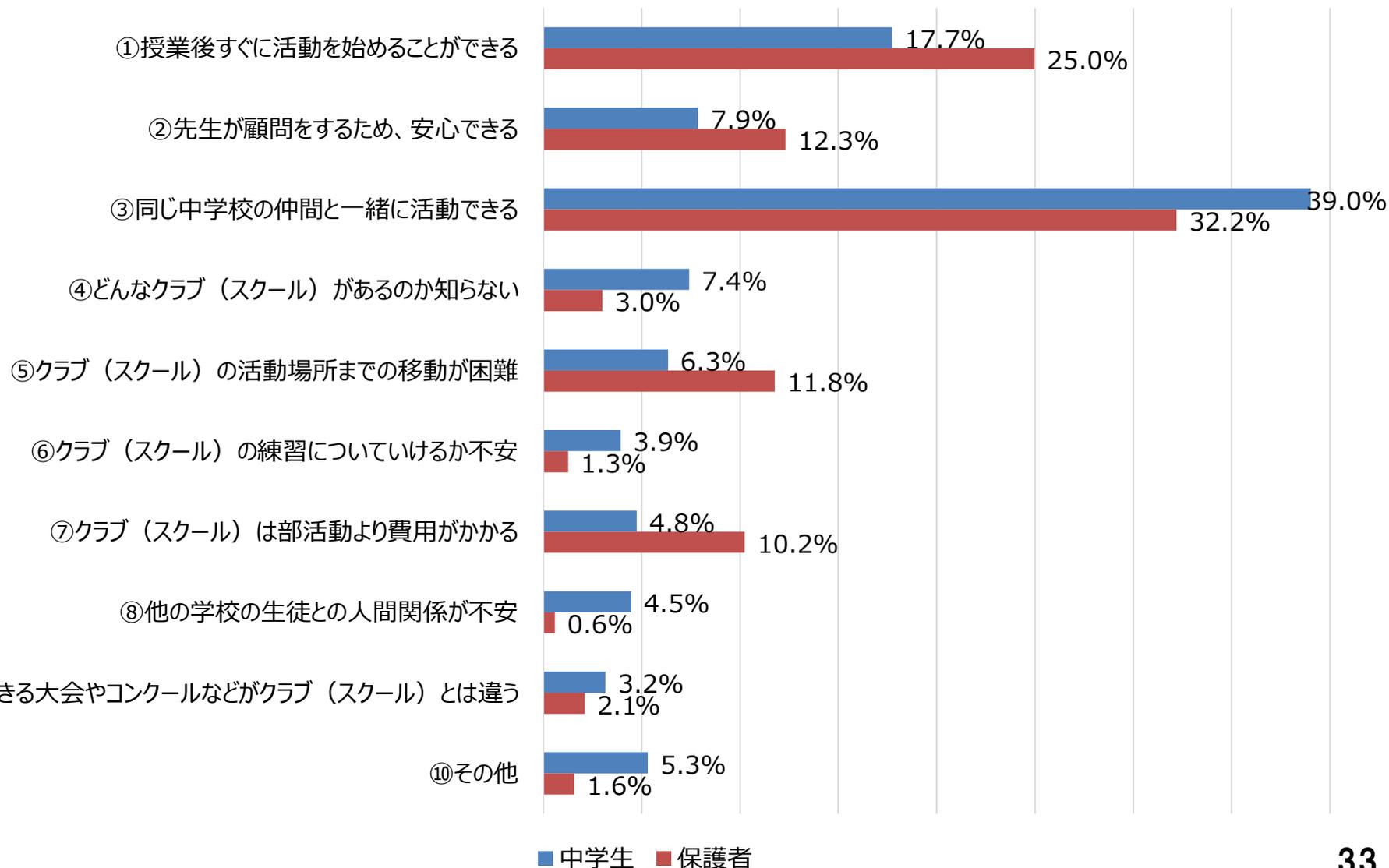
6.8%

⑤活動していない

19.6%

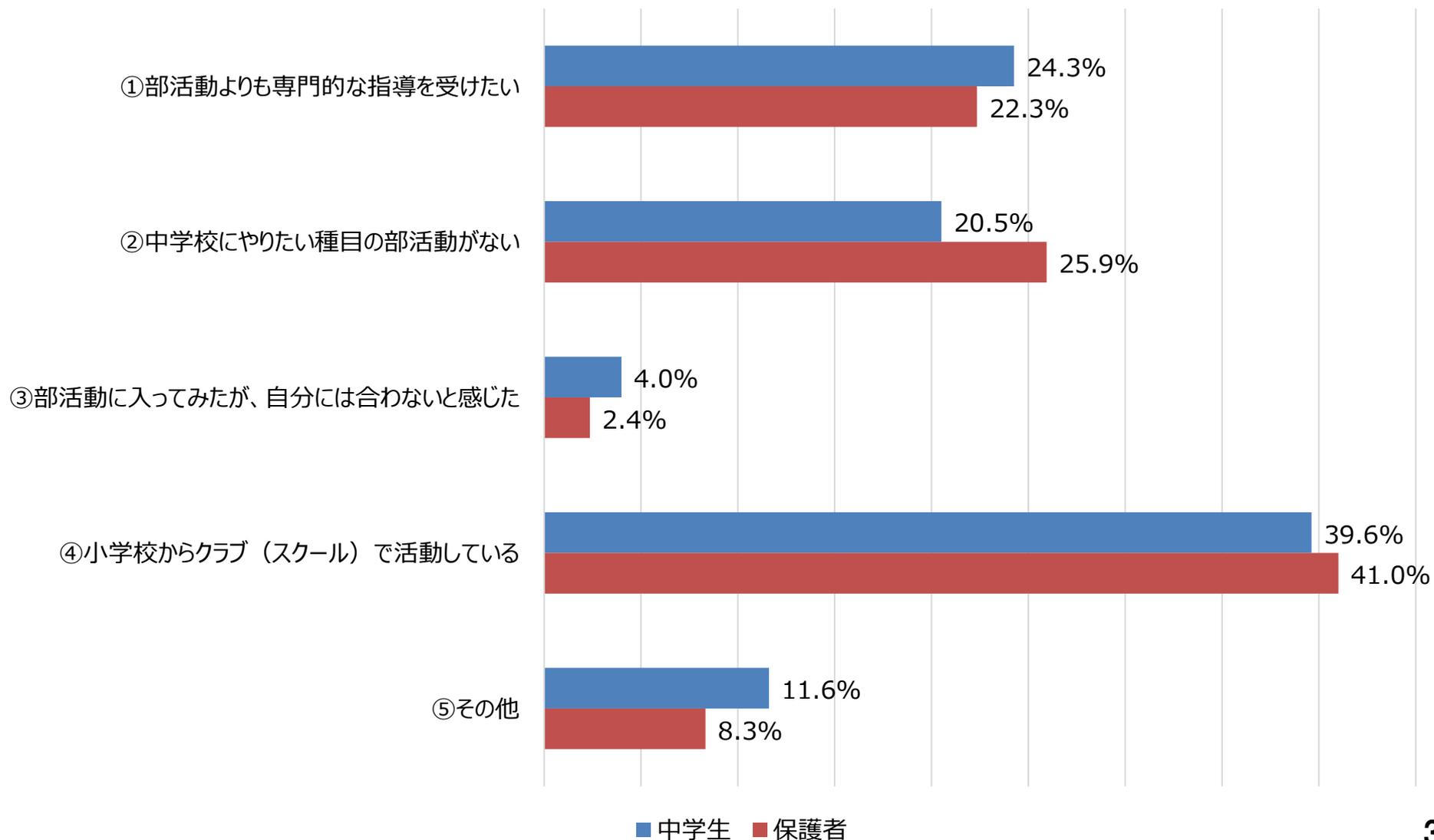
クラブ（スクール）ではなく、部活動に所属している理由を教えてください。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0%

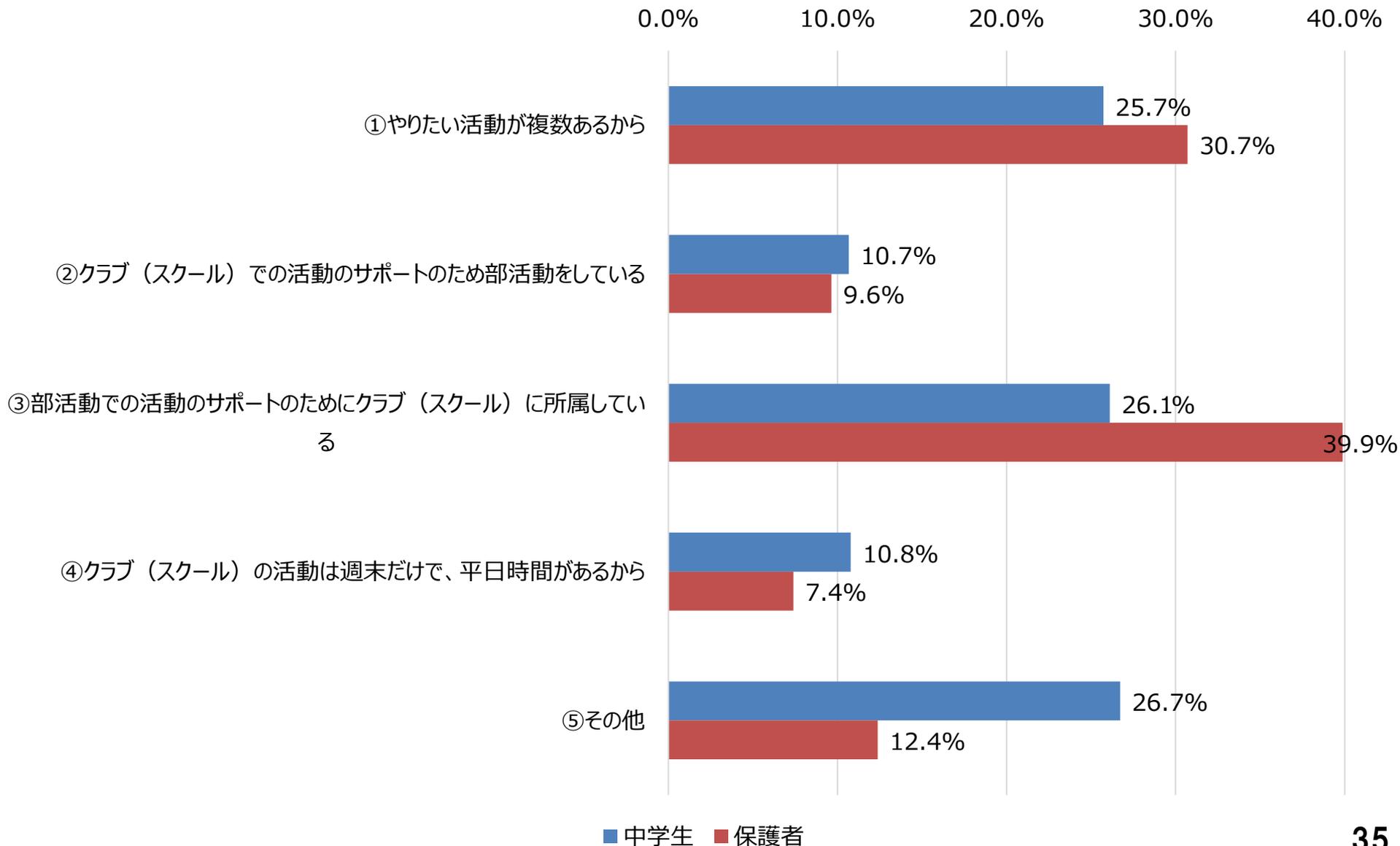


部活動ではなくクラブ（スクール）で活動する理由を教えてください。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0%



部活動とクラブ（スクール）両方で活動している理由を教えてください。

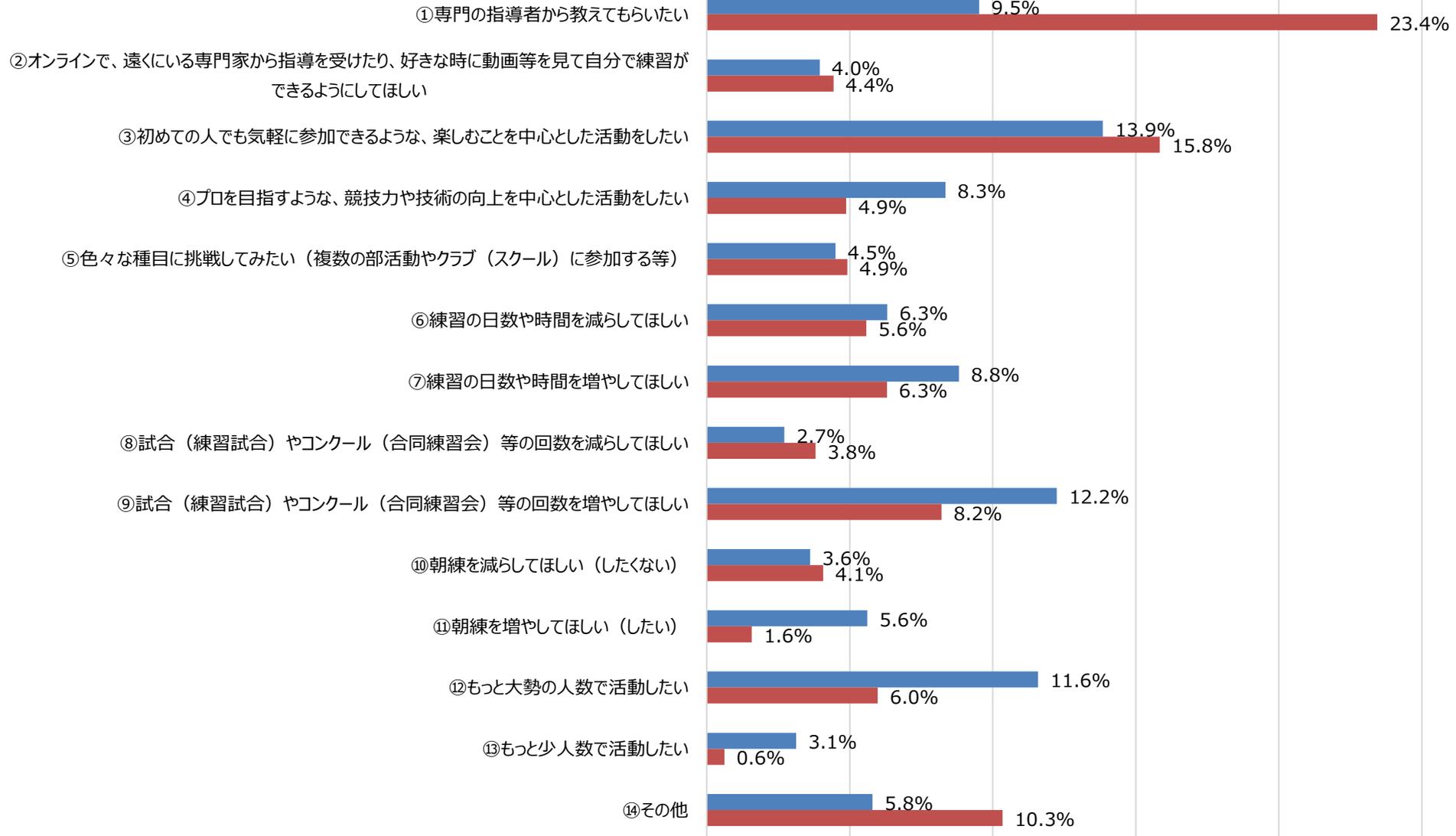


(10) 中学生・保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

部活動やクラブ（スクール）での活動で、「もっとこうなったらいいのに」と思うことがあれば教えてください。

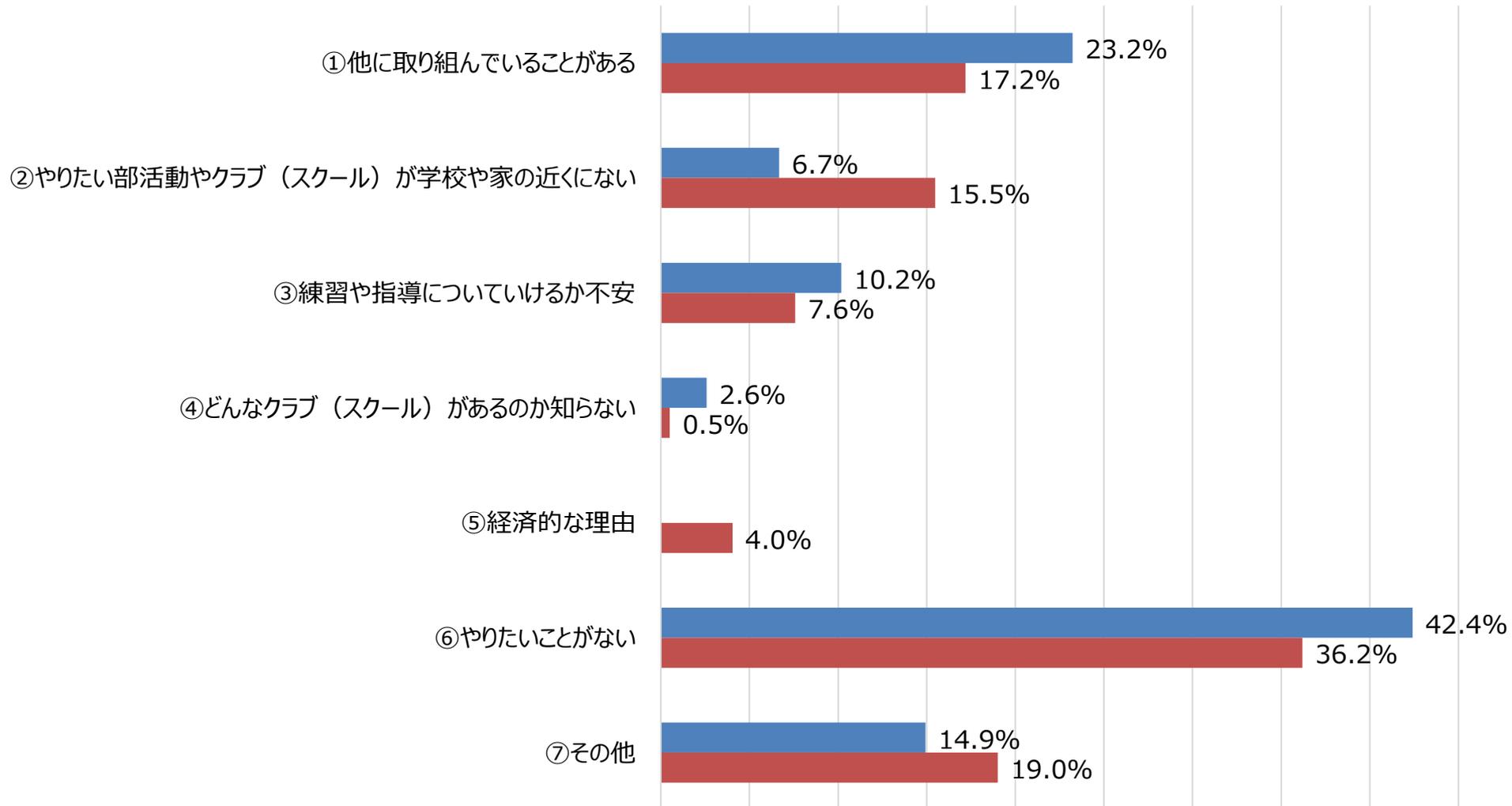
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%



■ 中学生 ■ 保護者

部活動にもクラブ（スクール）にも所属していない理由は何ですか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0%



※中学生には⑤経済的な理由の選択肢はありません

■ 中学生 ■ 保護者

- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 **国の動き**
- 3 本市の状況
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について
- 6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

(1) 部活動改革のこれまでの経緯・取組

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

生徒の望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校の働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申：平成31年1月)抜粋

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(衆・令和元年11月、参・12月)抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(スポーツ庁)」(令和4年6月)

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(文化庁)」(令和4年8月)

(2) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言のポイント

少子化により選択肢が狭まる部活動の多様なかたちを確保し、教員の負担を軽減することを目指す

目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。
このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。
自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。
(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)

- ・令和5年度から段階的に移行。令和7年度末までに全都道府県で達成を目指す
- ・移行先は、総合型スポーツクラブ、プロスポーツチーム、大学など
- ・指導者には資格取得や研修の実施を促進する
- ・地域単位でも大会に参加できるように資格や条件の見直しを求める
- ・費用については保護者の大きな負担とならないように配慮が必要
- ・休日の移行がおおむね達成された後、平日の移行も進めることを想定

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの
対応

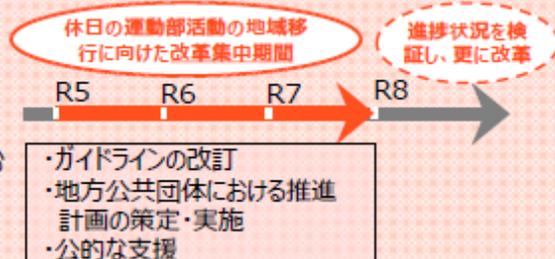
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の
方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への
対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 施設利用の促進、学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現状と課題		求められる対応		
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。 		
		会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
				保険の在り方 (第8章)
		関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

(3) 「未来のブカツ」ビジョン（経済産業省）



経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 最終提言

「未来のブカツ」ビジョン（概要版）



地域スポーツクラブの発展可能性を考える

- ▶ スポーツ産業を振興する経済産業省では、文部科学省が2020年9月に示した「令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行する」との方向性に呼応し、①日本における「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性、②ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の持続可能性問題の2つの問題意識を出発点に、「地域×スポーツクラブ産業研究会」を2020年10月に発足。
- ▶ 2021年6月に公表した「第1次提言」では、持続可能なサービス業としてU15/U18世代をはじめ全世代に広くスポーツ環境を提供する姿（新しい社会システム）に必要な5つのポイントを提言。

出発点となった2つの問題意識

1. 日本における「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性

- 欧州では地域社会・経済のエンジンと呼びうる「地域スポーツクラブ」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを考える必要。

2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

- ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動は、教員の過剰労働問題等により、持続可能性に黄色信号。
- 休日の部活動の段階的な地域移行の方針は文部科学省から通知されるも、その後の全体像と道筋は未だ不透明。



(2021年6月 第1次提言)

<サービス業としての地域スポーツクラブを可能にする社会システムに必要な5つのポイント>

- ① 学校部活動の地域移行についての「大方針の明確化」
- ② 大会参加資格を「学校部活動」に限らず、「民間クラブ」に門戸開放
- ③ スポーツは「有資格者が有償で指導する」という新しい常識を確立
- ④ 「学校施設の複合施設への転換と開放」の促進
- ⑤ 「スポーツ機会保障を支える資金循環」の創出

第1次提言公表後の動き

- 全国10カ所で、「未来のブカツ」フュージビリティスタディ事業（FS事業）を実施。「学校部活動の地域移行の受け皿として採算の合う事業体の運営は、どんな条件が揃えば可能になるか」について、新しいクラブの設立と運営の可能性を考える事業者や自治体・学校や保護者などが主体となり、「関係者間でひたすら話し合い、合意形成を目指すこと」を主な目的にした。
- 「未来のブカツ」ビジョンは、FS事業における関係者間の対話を総括し、「学校部活動の地域移行」という政策を自己目的化することなく、U15/U18世代のスポーツ環境が抱える課題の解決に向けて、スポーツの社会システム全体の再デザインを提言するもの。

部活 従来からの学校部活動（学校が担う教育課程外の教育活動。運営を外部委託する場合や、外部指導者に指導を任せる場合も含む）を指している。

ブカツ 様々な運営主体が提供する地域のスポーツクラブ活動とし、従来の学校部活動とは異なる多様性に富んだ姿のイメージ

「未来のブカツ」FS事業

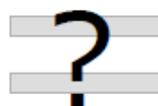
「未来のブカツ」ビジョン（2022年9月）



<主な検証内容>

- ✓ 採算の合う事業運営は可能か？
- ✓ 会費以外の収益確保の方法は？
- ✓ 受益者負担の程度は？
- ✓ 指導者の質や量の確保は？
- ✓ 場所の確保は？
- ✓ 関係者間の合意形成はどのように？

学校部活動の
地域移行



U15/U18世代の望ましい
スポーツ環境実現

- ✓ 「学校部活動の地域移行」という政策の自己目的化することなく、U15/U18世代のスポーツ環境の再構築を中心に、生涯スポーツ環境としての「未来のブカツ」の社会システムを提案。

FS事業全体から
浮き彫りになった
課題

解くべき「課題の本
質」の整理

改革を通じて実現
したい価値の共通
理解

短期間に整備すべき
5本柱の施策群

(4) 学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (案)

スポーツ庁と文化庁は2022年11月16日、運動部活動と文化部活動を一本化した「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (案)」を公表した。12月16日までパブリックコメント (意見公募手続) を実施し、広く意見を募集。

令和4年11月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン (案) 【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定 (平日1日、週末1日)
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する場合の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度～令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等にに応じた大会等の運営の在り方を示す。

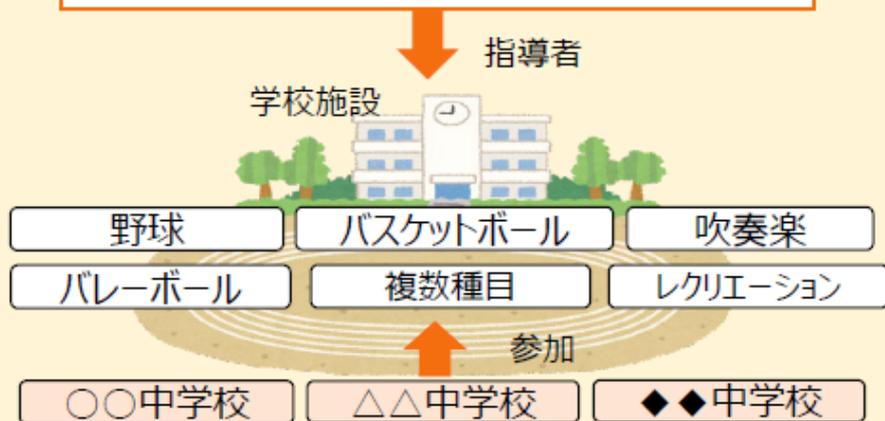
(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し (開催回数等の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

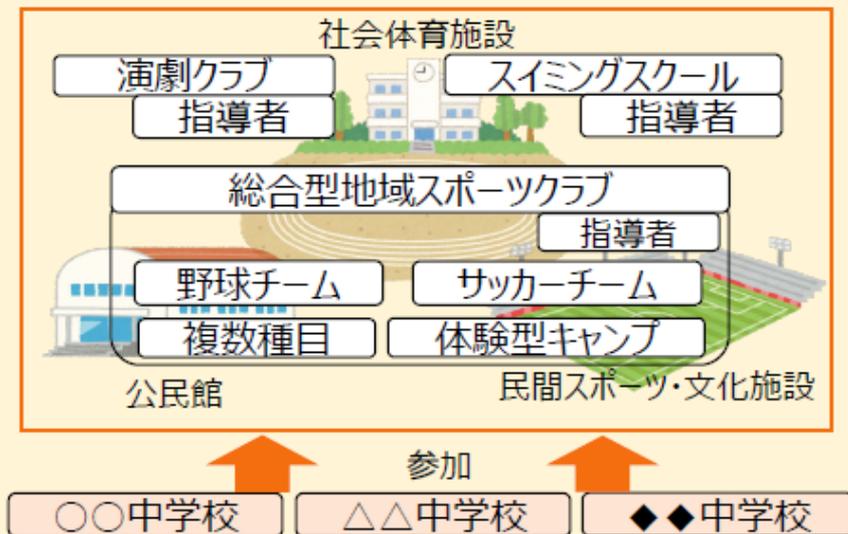
休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携

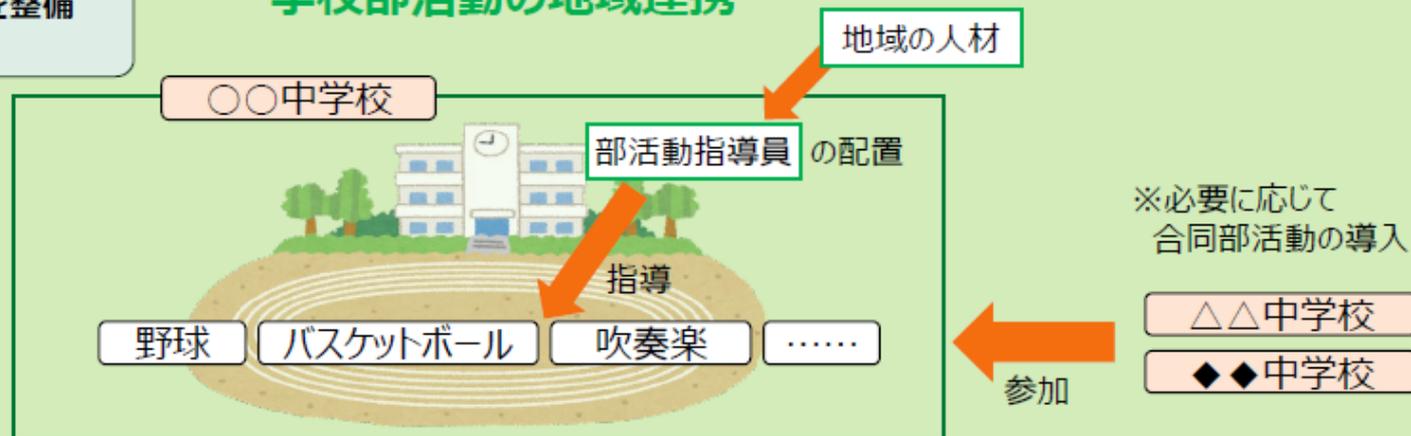


② 多様な組織・団体が運営団体の場合



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携

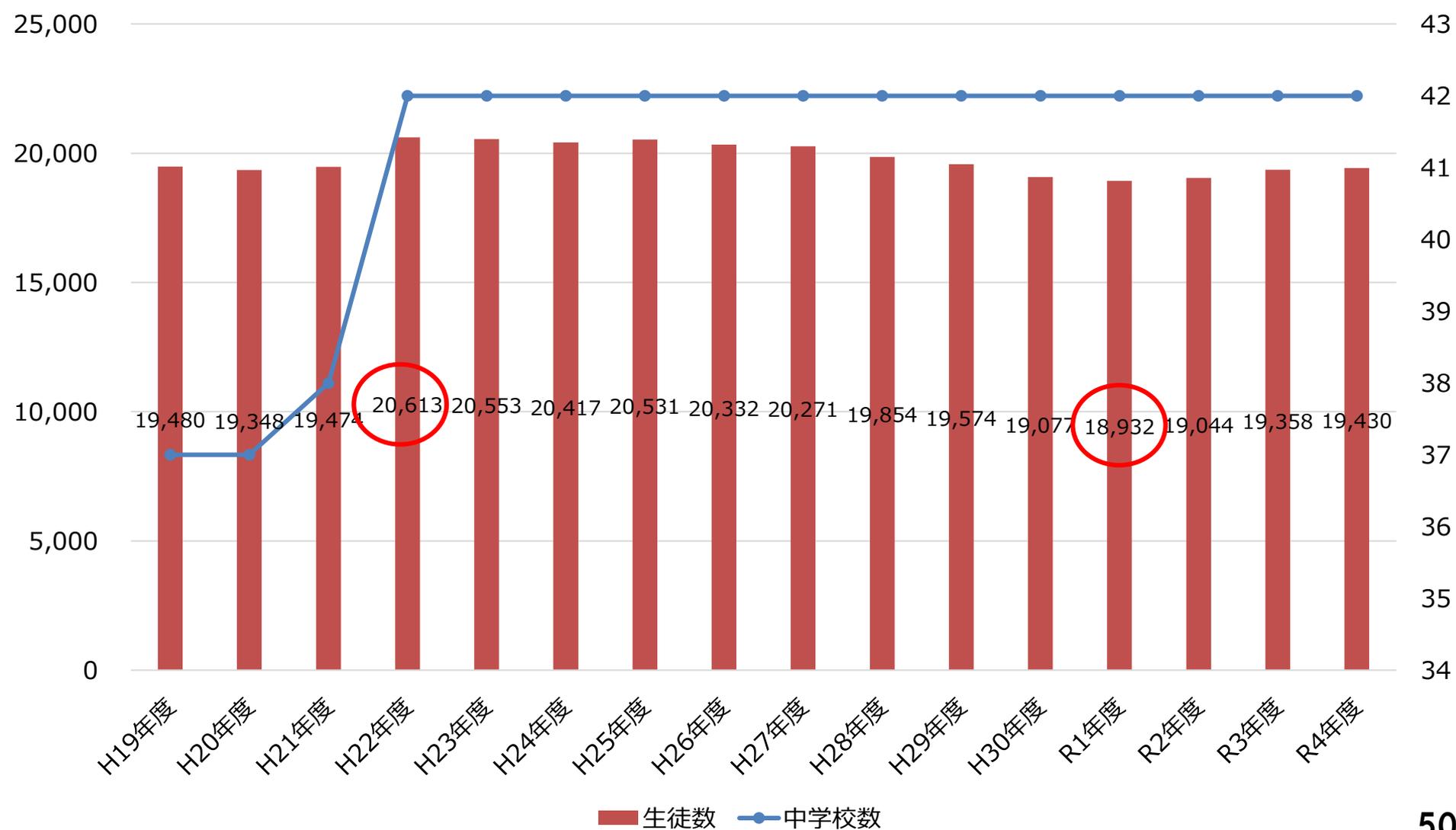


- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 国の動き
- 3 本市の状況**
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について
- 6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

(1) 熊本市：公立中学校の数と生徒数の推移

令和元年度に18,932人（平成22年度比較：1,681人【8.2%】減）まで減少しましたが、ほぼ横ばいの状況です。

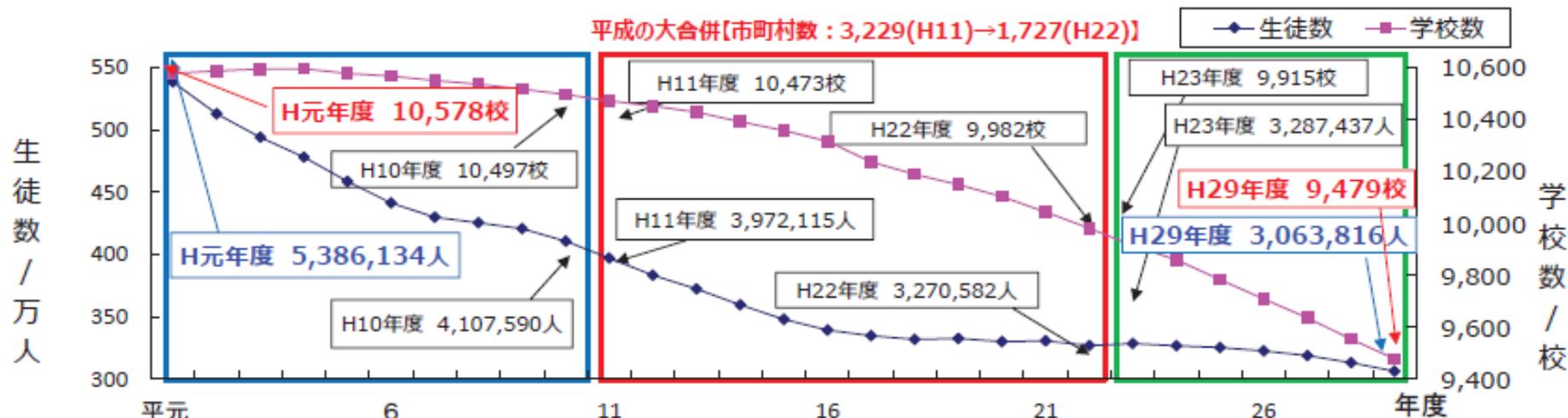
（平成22年の生徒数等の増は、植木町及び城南町との合併に伴うもの）



(参考) 全国：公立中学校の数と生徒数の推移

- 平成の30年間で公立中学校の生徒数は約4割減、学校数は1割減で学校規模が大幅に低下。

公立中学校の数と生徒数の推移



出典：学校基本調査（文部科学省）、総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

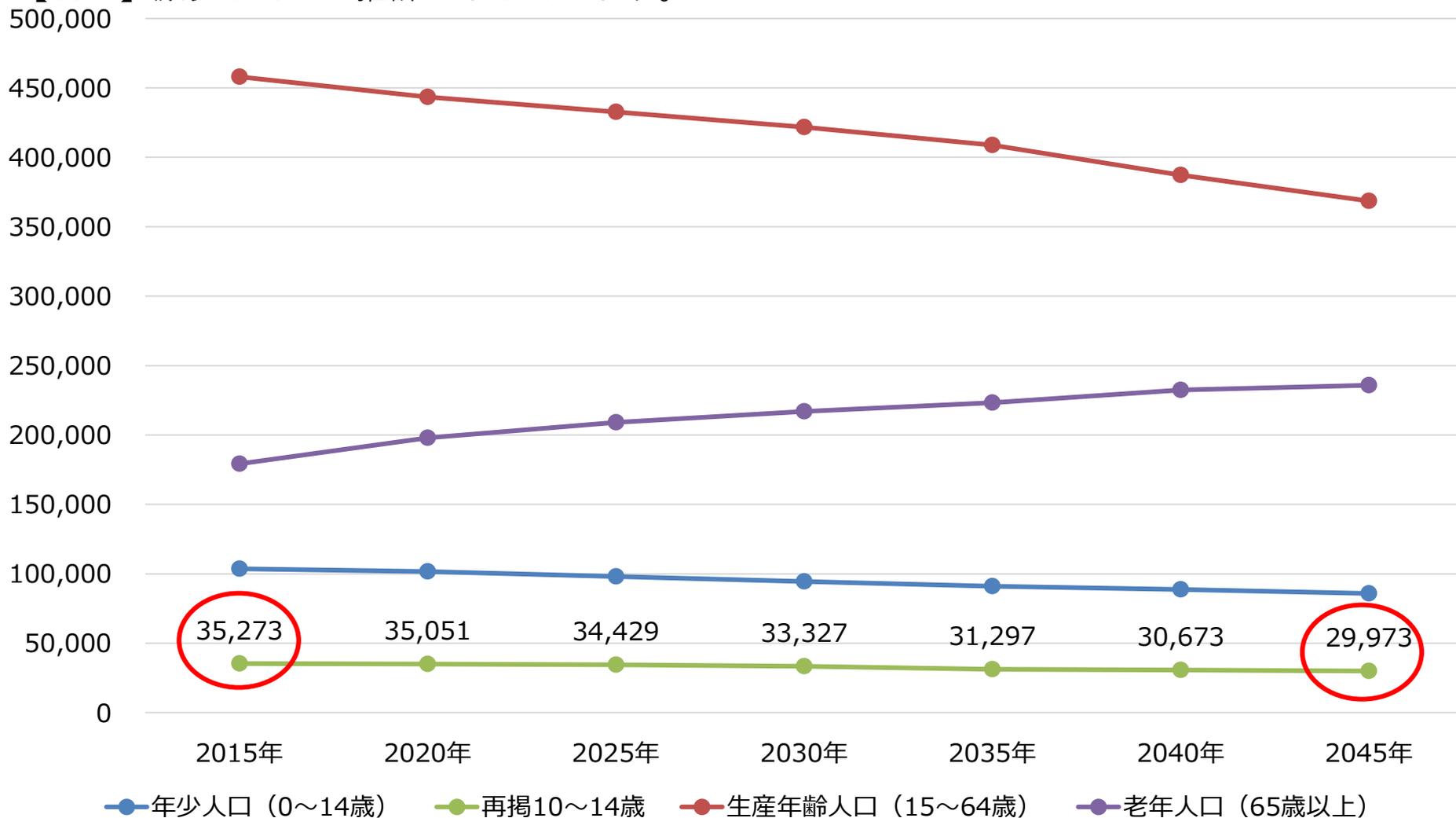
- 平成元年度 ~ 平成10年度 ⇒ 生徒数 Δ 127万8544人 中学校数 Δ 81校
- 平成11年度 ~ 平成22年度 ⇒ 生徒数 Δ 70万1533人 中学校数 Δ 491校
- 平成23年度 ~ 平成29年度 ⇒ 生徒数 Δ 22万3621人 中学校数 Δ 436校

「平成の大合併」の間と同じようなペースで中学校の数は減少

(2) 熊本市：少子化・人口減少の加速化

再掲

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）の平成30（2018）年推計では、10～14歳、2045年度には29,973人となっており、2015年（H27年）と比較すると5,300人【15%】減少していく推計となっています。



(参考) 全国：少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

(3) 小学校部活動の地域移行について

「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針（熊本県）」（平成27年3月）

基本方針1 小学校の運動部活動は社会体育へ移行する

(3) 社会体育への移行期間

平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進める。また、移行期間を4年間とし、平成30年度末には、各市町村において社会体育移行が達成できるようにする。

熊本市立小・中学校「運動部活動の指針」の改定について（平成29年3月）

小学校運動部活動指針改定について（概要版）

児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動について下記の改定を行う。

■ 小学校運動部活動のあり方検討

平成31年4月の施行に向け、校長、教頭、部活動主任、各部活動担当、体協、総合型地域スポーツ代表、保護者等をメンバーとした運動部活動検討委員会（仮称）を設置し、次の事項の検討・協議を行う。

- ・既存の運動部活動を現行のまま継続するかもしくは社会体育へ移行するか
- ・学校運動部活動及び社会体育に移行した場合の運営や指導方針（活動場所、日数、時間等）

※上記の検討にあたっては、子どもの運動の機会の保障を前提としつつ教員の負担軽減の観点にも配慮する。

■ 総合運動部の設置と活動〔H31.4月までに原則設置〕

運動の習慣化を図り、多くの種類の運動を経験し親しむための「総合運動部」を原則設置する。総合運動部の活動については、このねらいに鑑みて、活動内容や実施形態を工夫する。

■ 活動日、活動時間、練習試合〔H31.4施行〕

活動日：週3日以内 休養日：週4日以上 土曜、日曜、祝日は原則休養日とする。特に第1日曜は一切活動しない

活動時間：準備及び後片付けを含む（平日）1時間30分以内（休日※）2時間程度

練習試合（範囲）市域内（回数）大会と合わせて月2回以内

※土日祝日の活動時間は必要がある場合

■ 大会への参加〔H31.4施行〕

- (1) 小学校体育連盟の主催又は共催の大会ならびに市の主催事業のみに参加できることとする。
- (2) 小学校の運動部活動は、社会体育の大会への出場は行わないこととする。

■ 小学校運動部活動の社会体育への移行について

教育委員会は関係部局と連携し、指導者に関する情報提供の仕組みづくりや学校施設を利用する場合の許可基準の整理等に取り組むとともに、社会体育に移行した先行事例の紹介や課題解決に向けた相談・助言など移行に向けた取組を支援する。

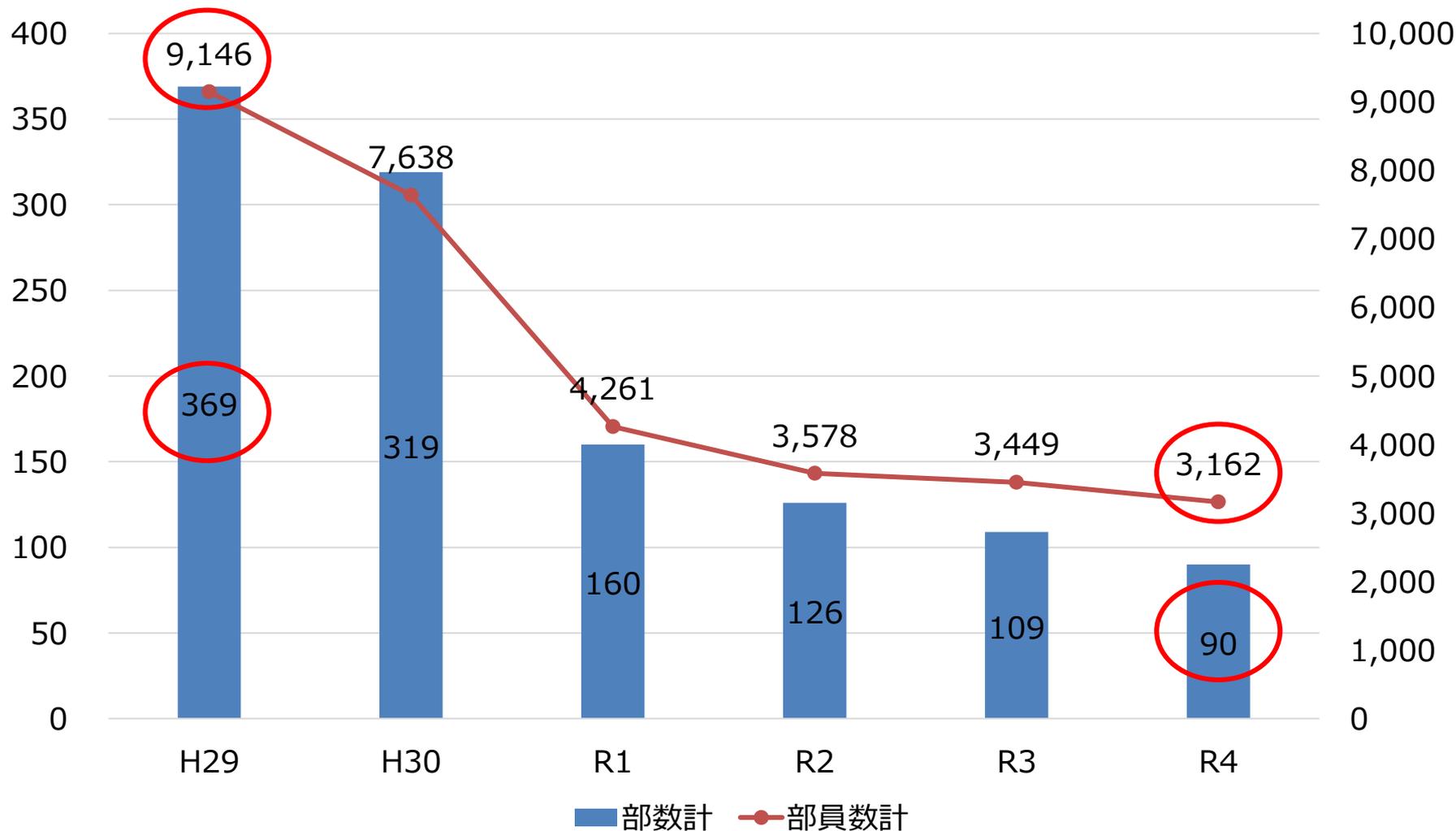
(4) 小学校部活動の現状

部数及び部員数ともに年々減少しています。

部数は、令和4年度90部（平成29年度比較：279部【76%】減）となっています。

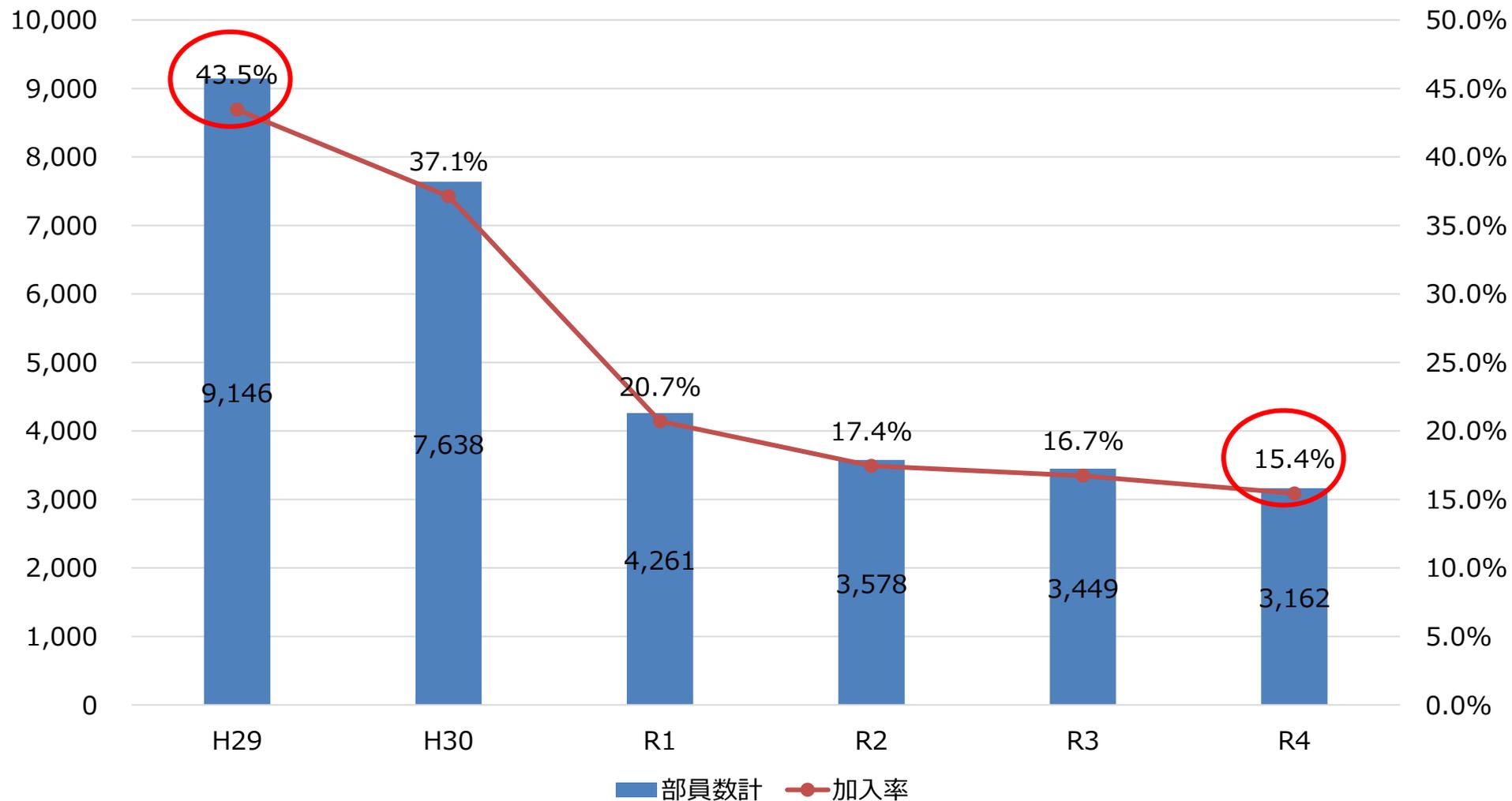
部員数も、令和4年度3,162人（平成29年度比較：5,984人【65%】減）となっています。

小学校運動部活動数及び部員数の推移



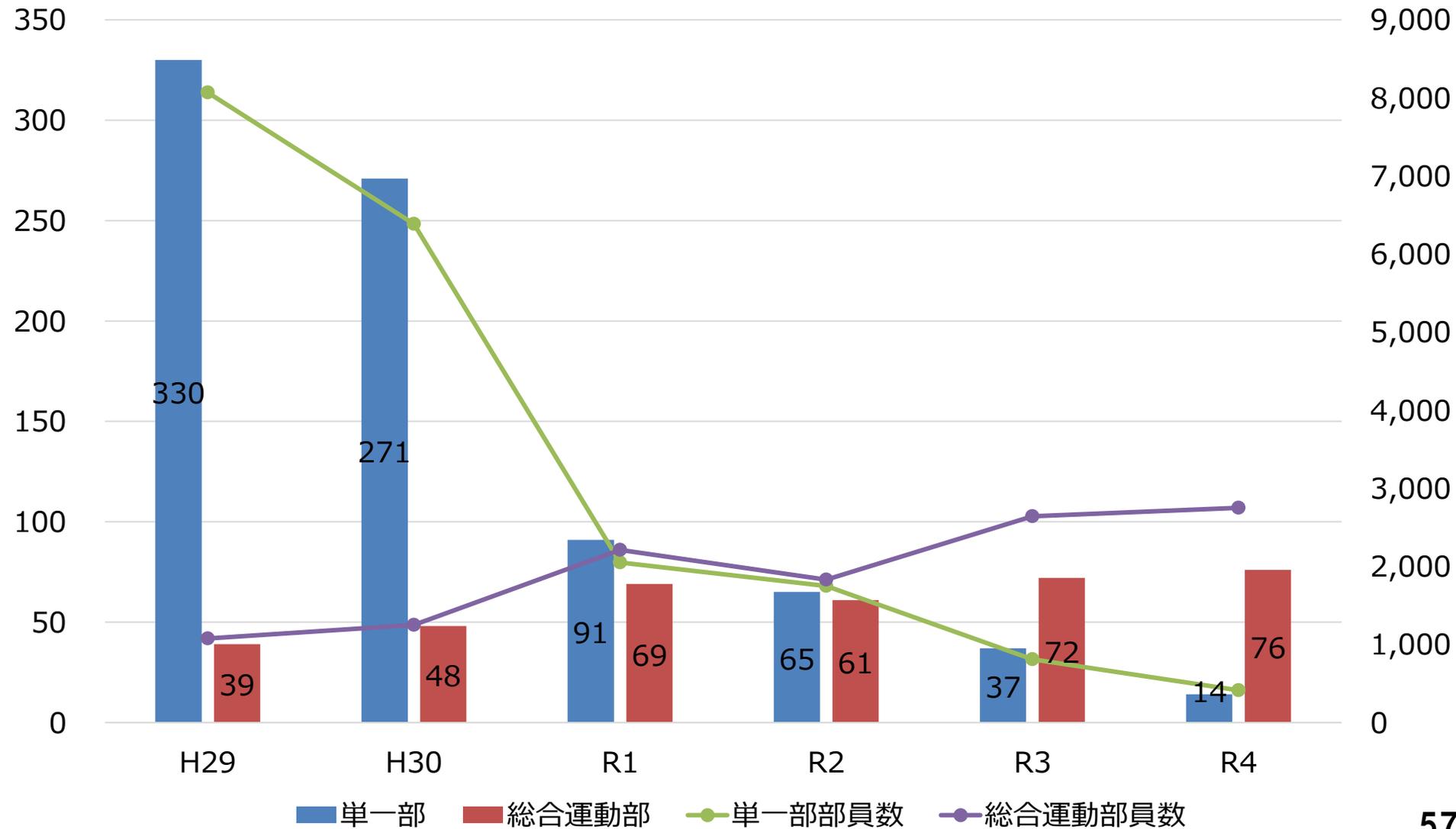
加入率も年々減少しており、令和4年度15.4%（平成29年度比較：28.1%減）となっている。

小学校運動部活動部員数及び加入率

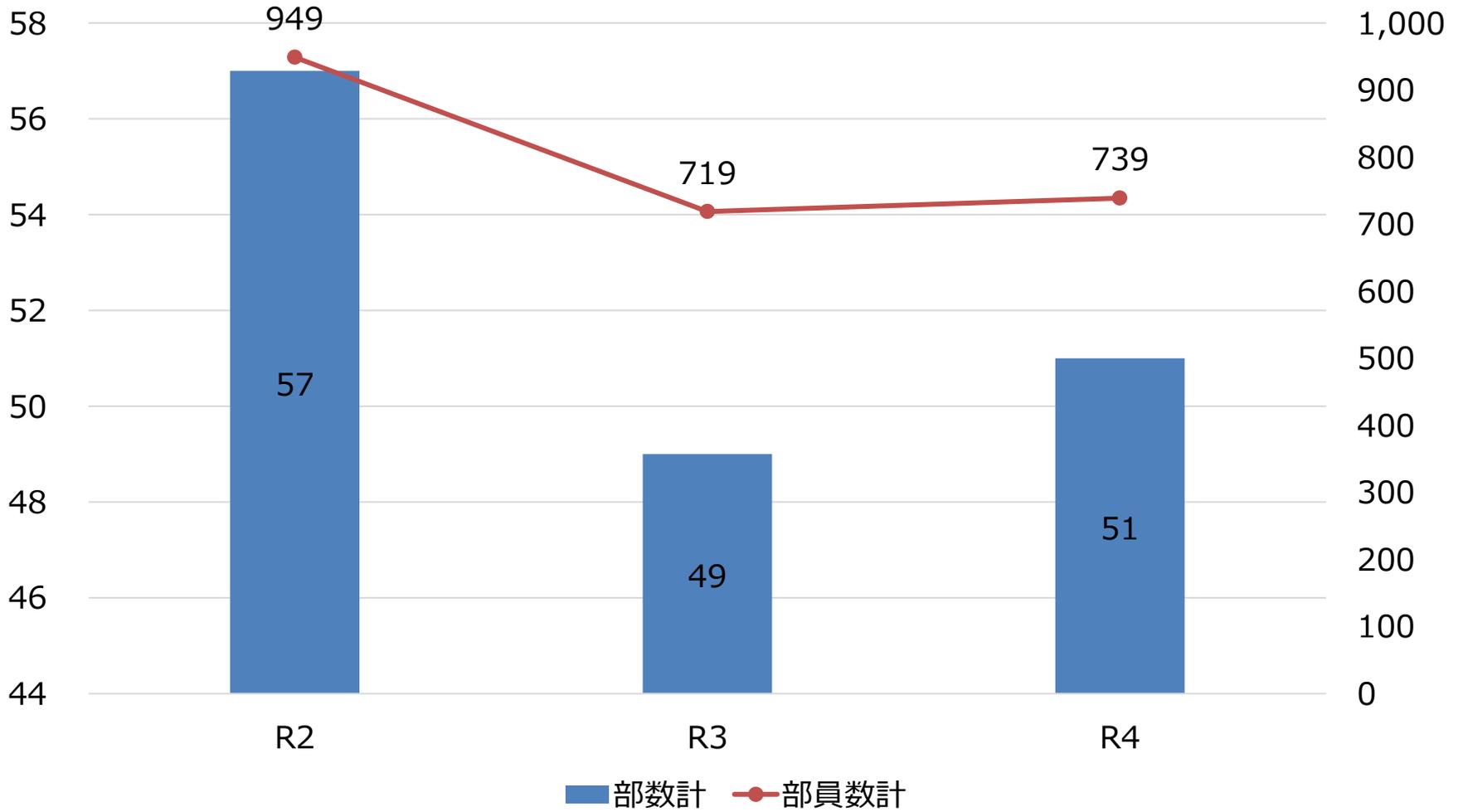


単一部活動数については、年々減少傾向にあります。総合運動部数は増加しています。
単一部活動の部員数は、大幅に減少しています。

小学校運動部活動（単一部・総合運動部の推移）

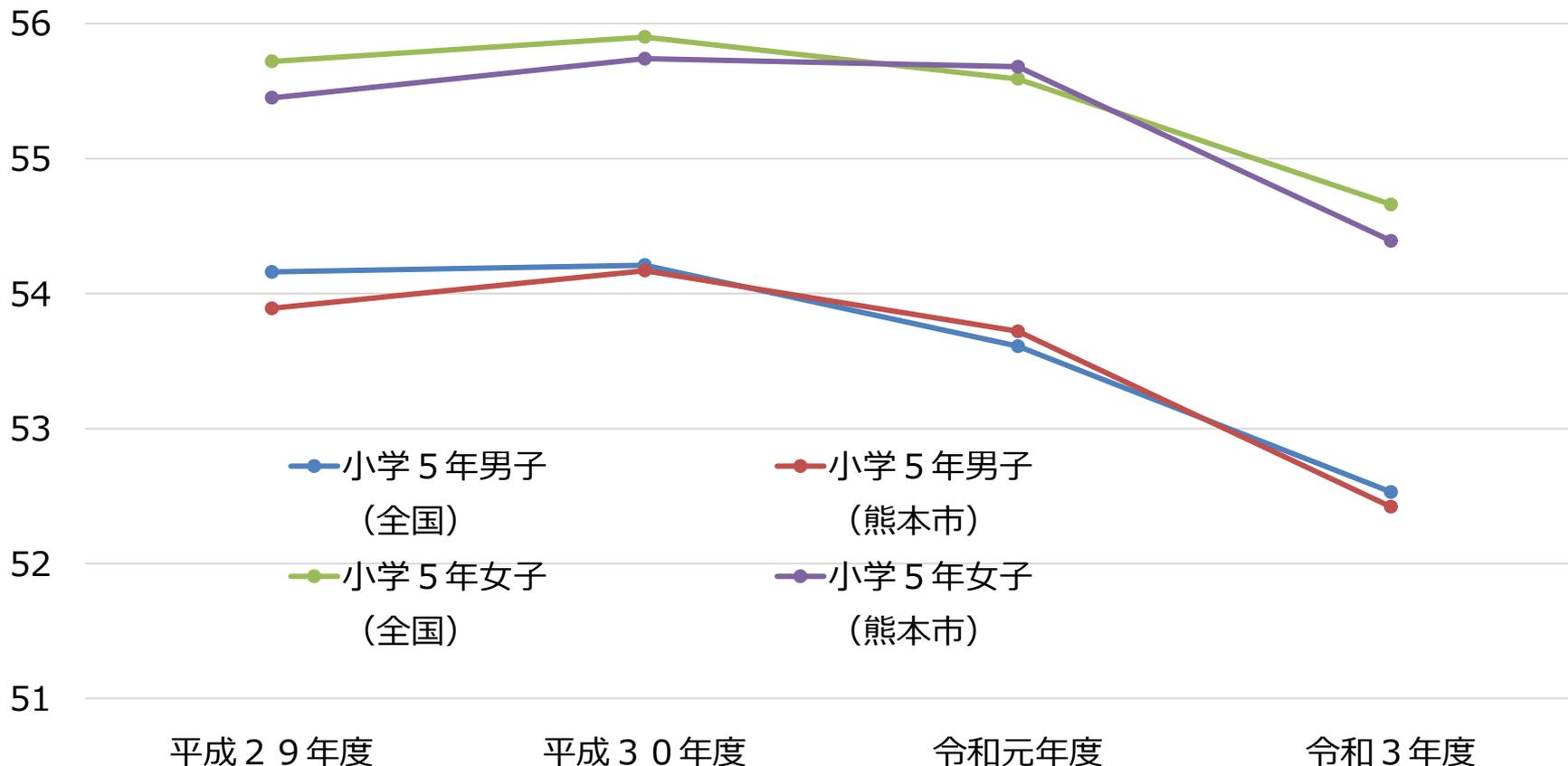


小学校文化部活動数及び部員数の推移



体力合計点は、小学5年男女ともに前回調査の数値を下回った。男子は、現行方式で調査を始めた2008年度以降、最も低くなっています。スポーツ庁は、新型コロナウイルスの影響で子どもの体力低下に拍車がかかったとみています。

体力合計点の推移

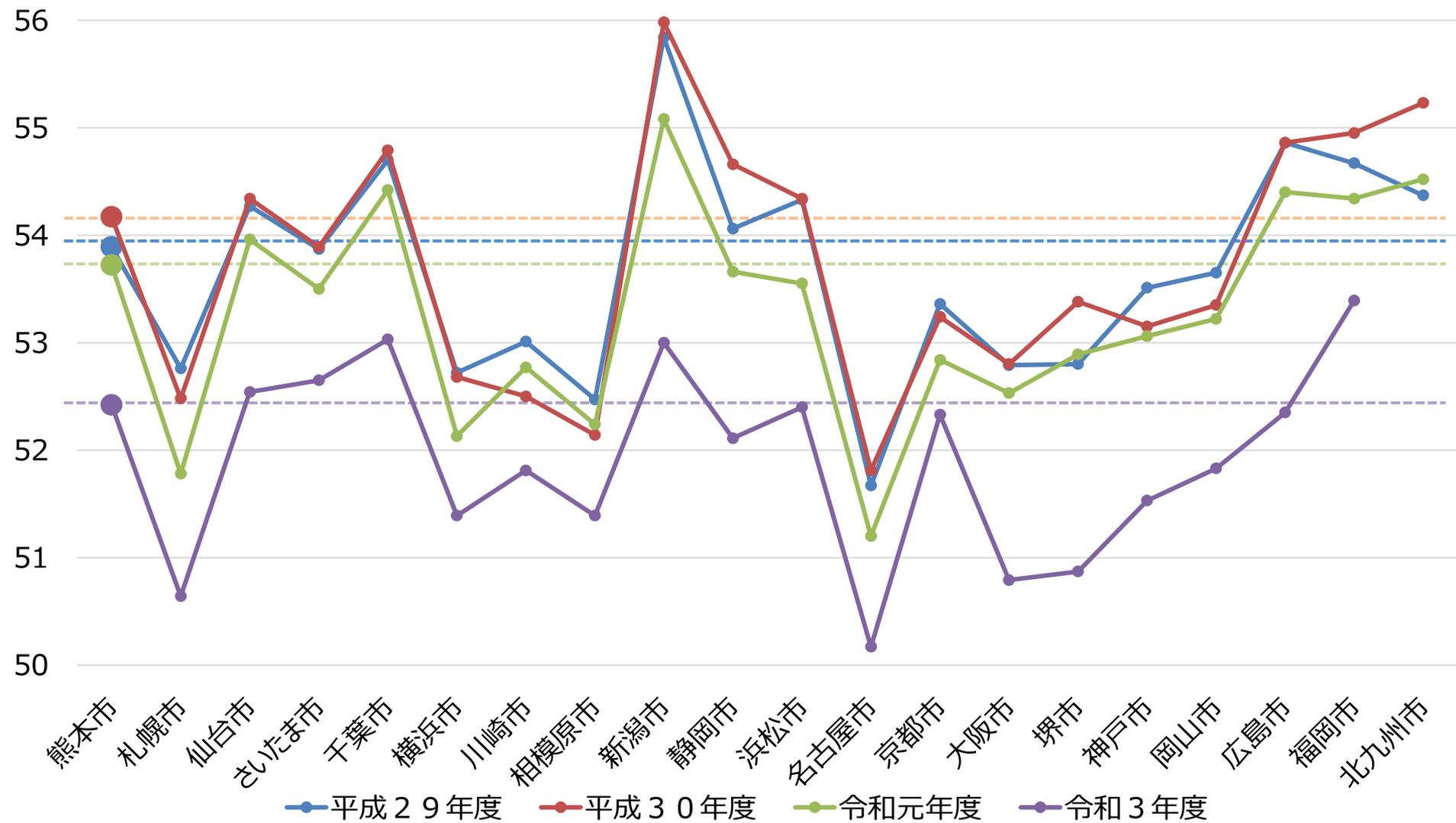


体力合計点：8種目（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ）を点数化し合計したもの

政令市における熊本市の順位の推移

平成29年度：9位/20市 平成30年度：9位/20市 令和元年度：7位/20市 令和3年度：6位/19市 (北九州市除く)

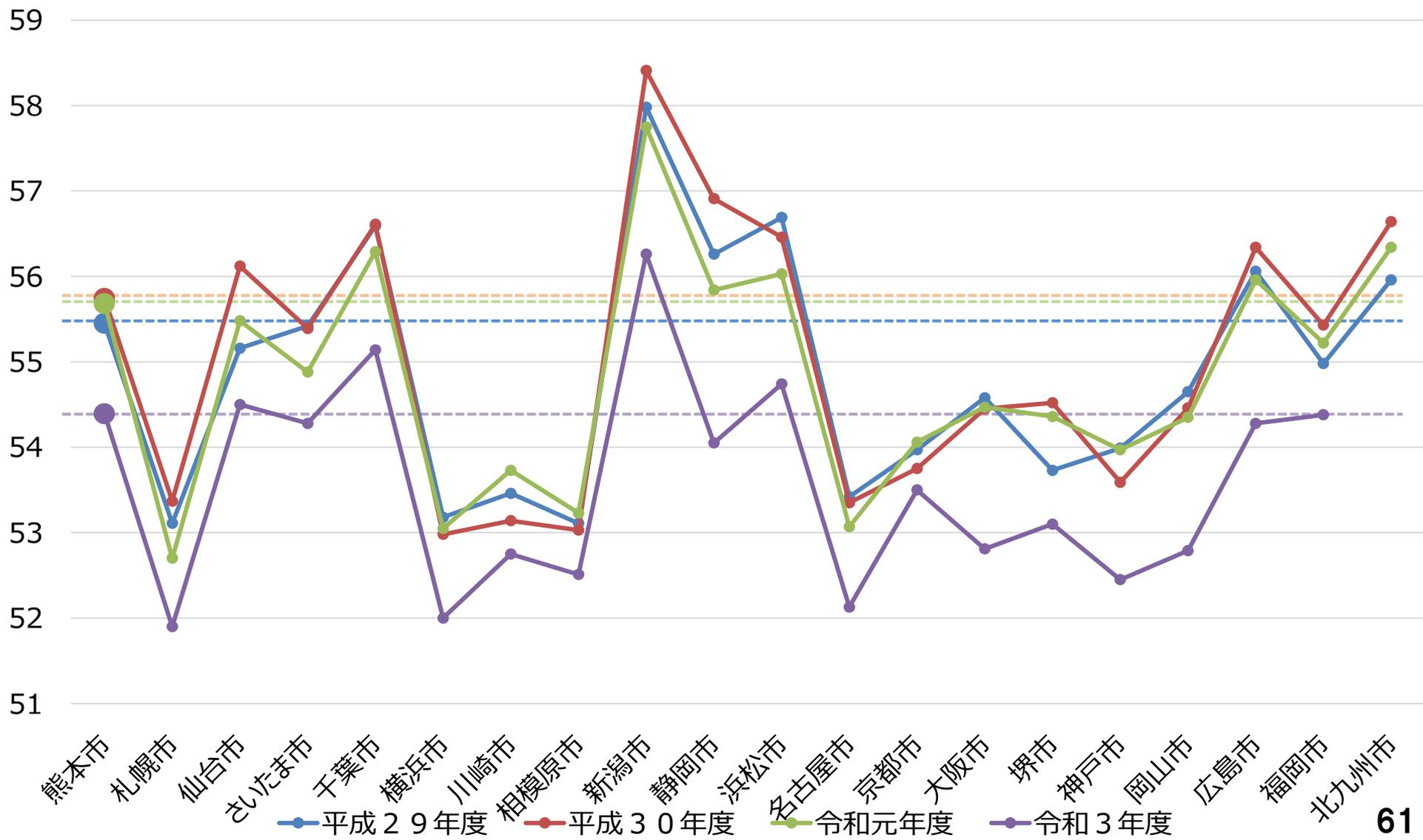
小学5年生男子 体力合計点の推移



政令市における熊本市の順位の推移

平成29年度：7位/20市 平成30年度：8位/20市 令和元年度：7位/20市 令和3年度：5位/19市 (北九州市除く)

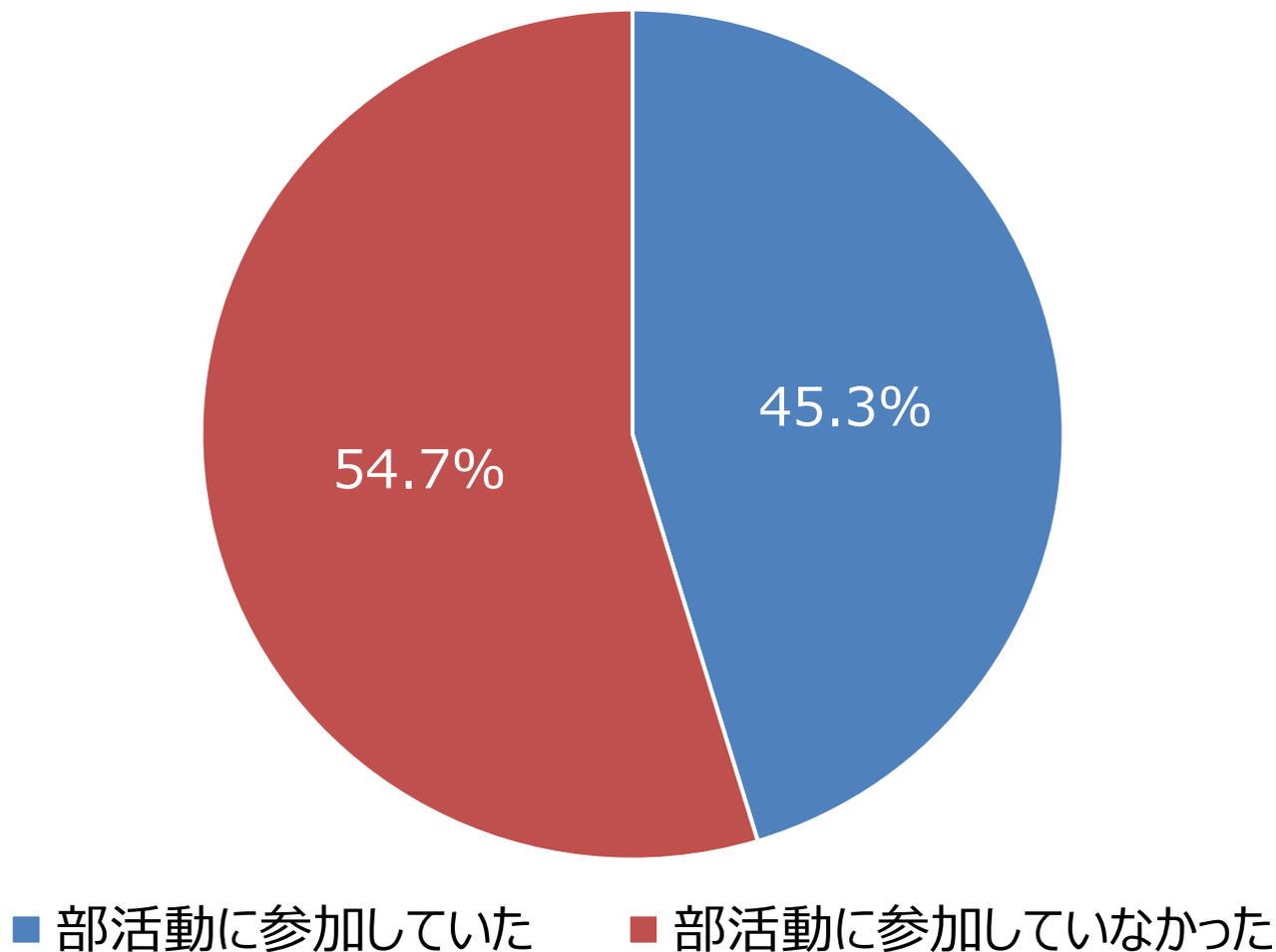
小学5年生女子 体力合計点の推移



(5) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

お子さんが小学生時代の部活動のことについてお聞きします。お子さんが小学生だった時に、サッカー部や吹奏楽部など、単一種目の部活動に参加していましたか。（総合運動部は除きます）

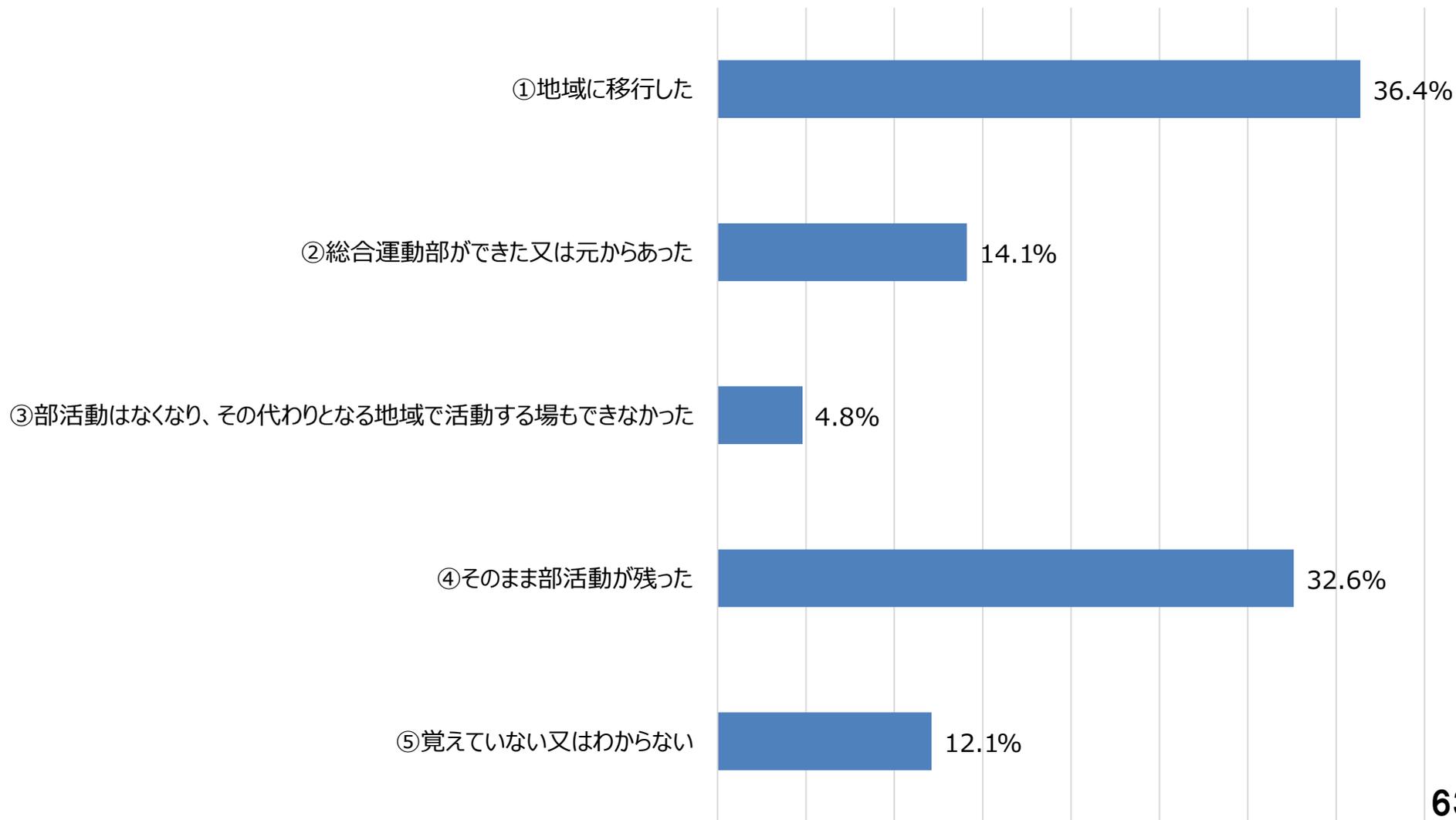


(6) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

平成29年度から令和元年度にかけて、多くの小学校で部活動を地域での活動に移行しましたが、お子さんが小学校に在学している間に、参加していた部活動が地域の活動に移行しましたか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0%



(7) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

平成29年度から令和元年度にかけて、多くの小学校で部活動を地域での活動に移行した時に、お子さんの活動の状況はどうなりましたか。

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%

①学校の別の部活動に入った

4.4%

②総合運動部ができたので、そちらで活動した

15.9%

③クラブに入った

48.2%

④参加できる活動がなかったため、何もしなかった

14.3%

⑤その他

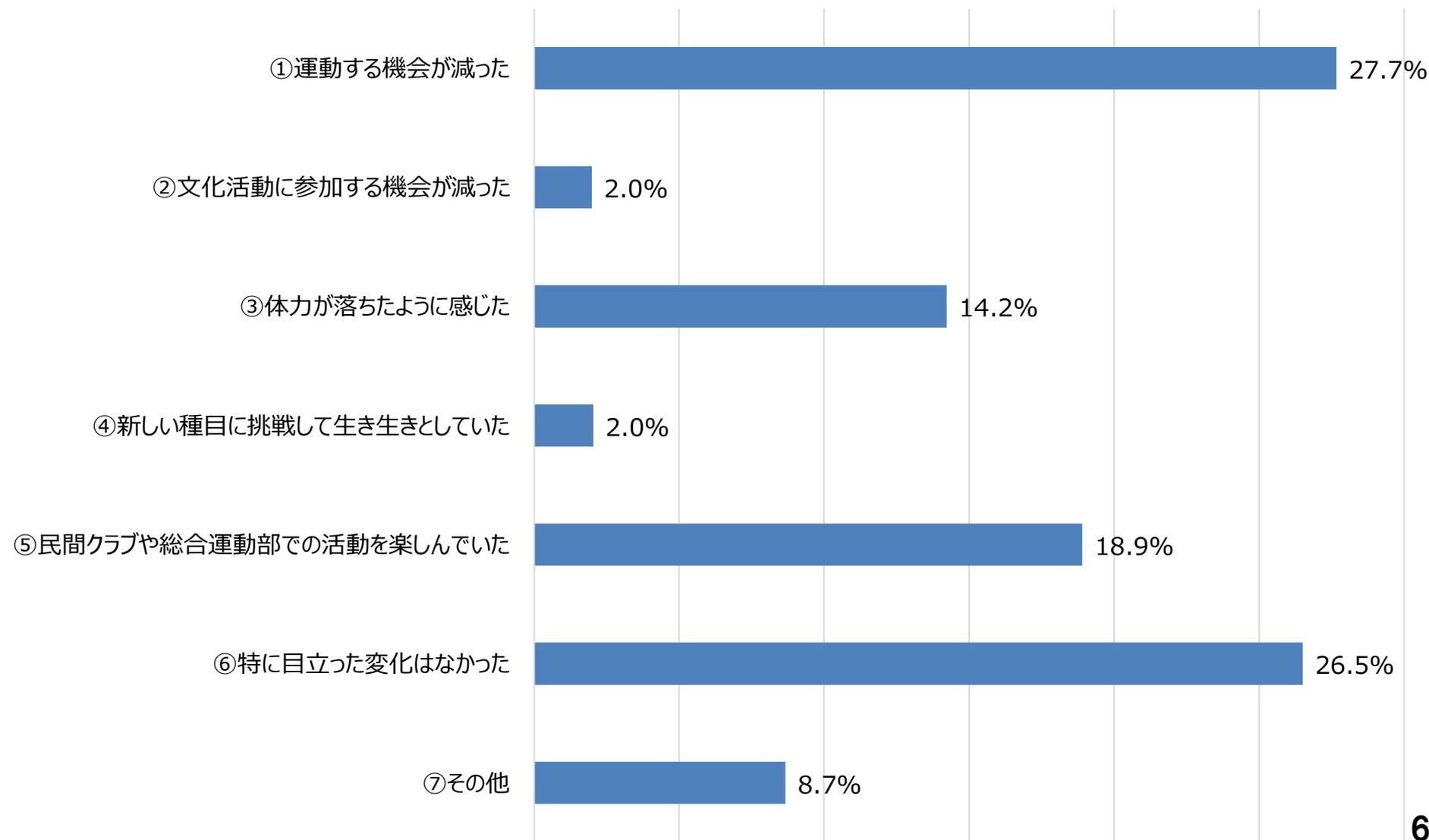
17.2%

(8) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

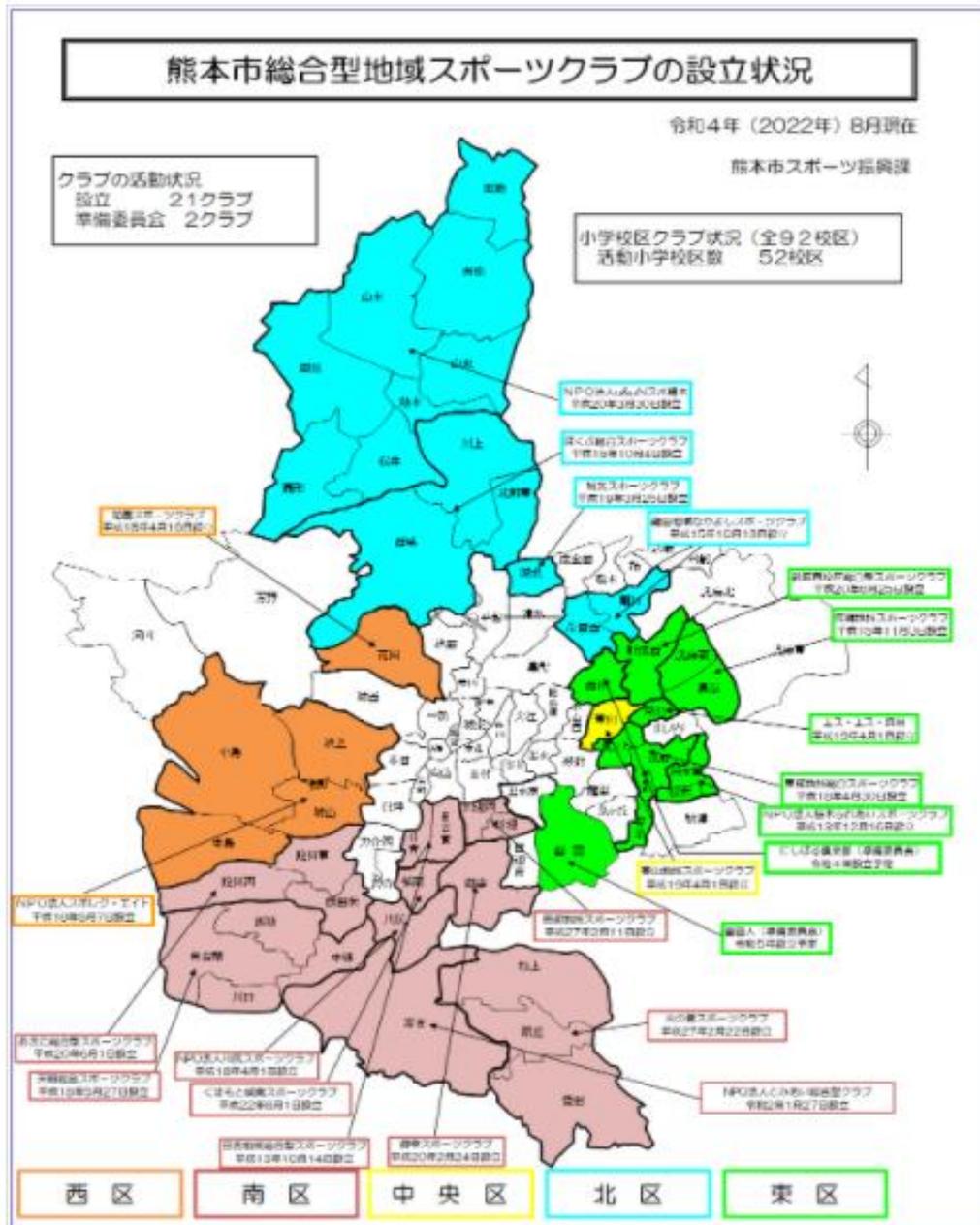
速報値

部活動がなくなった後のお子さんについて、どのように感じましたか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%



(9) 熊本市総合型地域スポーツクラブについて



	クラブ名	設立日
1	日吉地域総合型スポーツクラブ	H13.10.4
2	NPO法人 桜木ふれあいスポーツクラブ	H13.12.16
3	ほくぶ総合スポーツクラブ	H15.10.4
4	龍田地域なかよしスポーツクラブ	H15.10.13
5	長嶺地域スポーツクラブ	H15.11.3
6	川尻スポーツクラブ	H18.4.1
7	花園スポーツクラブ	H18.4.16
8	東部地域総合型スポーツクラブ	H18.4.30
9	NPO法人 スポレク・エイト	H18.5.7
10	天明総合スポーツクラブ	H18.5.27
11	城北スポーツクラブ	H19.3.25
12	帯山地域スポーツクラブ	H19.4.1
13	エス・エス・月出	H19.4.1
14	御幸スポーツクラブ	H20.2.24
15	NPO法人 u&N スポ植木 ※H22.3合併により加入	H20.3.20
16	あきた総合型スポーツクラブ	H20.6.1
17	託麻西校区総合型スポーツクラブ	H20.6.25
18	くまもと城南スポーツクラブ	H22.6.1
19	田迎地域スポーツクラブ	H27.2.11
20	火の君スポーツクラブ	H27.2.22
21	NPO法人とみあい総合型クラブ	R1.11.19
22	にしばる倶楽部設立準備委員会	設立準備中
23	画図人(準備委員会)	設立準備中

熊本市総合型地域スポーツクラブ会員数 令和3年12月末現在

設立順	団体名	未就学児			小学生			中学生			一般(高校生含)			合計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	日吉地域総合型スポーツクラブ	5	0	5	99	58	157	18	15	33	182	139	321	516
2	NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブ	3	1	4	150	60	210	72	26	98	81	52	133	445
3	ほくぶ総合スポーツクラブ	2	0	2	110	113	223	25	41	66	146	101	247	538
4	龍田地域なかよしスポーツクラブ	2	0	2	99	32	131	10	18	28	27	52	79	240
5	長嶺地域スポーツクラブ	0	0	0	49	27	76	2	13	15	57	79	136	227
6	川尻スポーツクラブ	0	1	1	60	35	95	11	7	18	47	39	86	200
7	花園スポーツクラブ	0	0	0	55	37	92	8	5	13	52	40	92	197
8	東部地域総合型スポーツクラブ	6	7	13	275	204	479	65	25	90	214	208	422	1,004
9	NPO法人 スポレク・エイト	3	1	4	85	85	170	64	12	76	146	140	286	536
10	天明総合スポーツクラブ	7	1	8	111	18	129	9	4	13	43	30	73	223
11	城北スポーツクラブ	3	0	3	47	35	82	6	26	32	37	48	85	202
12	帯山地域スポーツクラブ	0	0	0	109	50	159	7	4	11	52	71	123	293
13	エス・エス・月出	0	0	0	30	31	61	0	0	0	30	27	57	118
14	御幸スポーツクラブ	0	0	0	67	24	91	2	7	9	25	40	65	165
15	NPO法人 u&uN スポ植木	22	17	39	194	86	280	59	3	62	60	43	103	484
16	あきた総合型スポーツクラブ	6	0	6	75	24	99	4	5	9	43	33	76	190
17	託麻西校区総合型スポーツクラブ	0	0	0	112	54	166	6	5	11	49	38	87	264
18	くまもと城南スポーツクラブ	0	0	0	37	32	69	12	1	13	16	29	45	127
19	田迎地域スポーツクラブ	0	0	0	25	17	42	0	0	0	10	2	12	54
20	火の君スポーツクラブ	4	5	9	85	30	115	0	0	0	22	48	70	194
21	NPO法人とみあい総合型クラブ	7	7	14	131	102	233	30	15	45	56	67	123	415
合計		70	40	110	2,005	1,154	3,159	410	232	642	1,395	1,326	2,721	6,632

クラブ名		小学校名	引き受けた部活動種目			
1	日吉地域総合型スポーツクラブ	日吉小学校	野球	バレーボール		
2	桜木ふれあいスポーツクラブ	桜木小学校	野球	サッカー	バスケットボール	
		桜木東小学校	バスケットボール	サッカー	バドミントン	
3	ほくぶ総合スポーツクラブ	西里小学校	バスケットボール			
		北部東小学校	野球	バスケットボール		
4	龍田地域なかよしスポーツクラブ	龍田小学校	サッカー			
5	長嶺地域スポーツクラブ	託麻南小学校	バスケットボール			
		長嶺小学校	野球			
6	川尻スポーツクラブ	川尻小学校	バレーボール			
7	花園スポーツクラブ	花園小学校	野球	サッカー	バスケットボール	
8	東部地域総合型スポーツクラブ	若葉小学校	バドミントン			
		尾ノ上小学校	バレーボール			
		東町小学校	バレーボール	バスケットボール	バドミントン	野球
		健軍東小学校	サッカー	バレーボール	バスケットボール	バドミントン
9	スポレク・エイト	城山小学校	卓球			
		中島小学校	バレーボール			
11	城北スポーツクラブ	城北小学校	野球	サッカー	バスケットボール	バレーボール
13	エス・エス・月出	月出小学校	サッカー	バレーボール	バスケットボール	野球
14	御幸スポーツクラブ	御幸小学校	バスケットボール			
16	あきた総合型スポーツクラブ	飽田東小学校	野球	剣道		
17	託麻西校区総合型スポーツクラブ	託麻西小学校	野球	サッカー	バスケットボール	バレーボール
18	くまもと城南スポーツクラブ	城南小学校	バスケットボール			
20	火の君スポーツクラブ	杉上小学校	バレーボール			
		豊田小学校	野球			
21	NPO法人とみあい総合型クラブ	富合小学校	野球	サッカー	ミニバスケットボール	バレーボール
22	にしばる倶楽部準備委員会	西原小学校	野球	剣道	バレーボール	

- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 国の動き
- 3 本市の状況
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について**
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について
- 6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

(1) 休日の地域移行における運営形態の類型例のイメージ

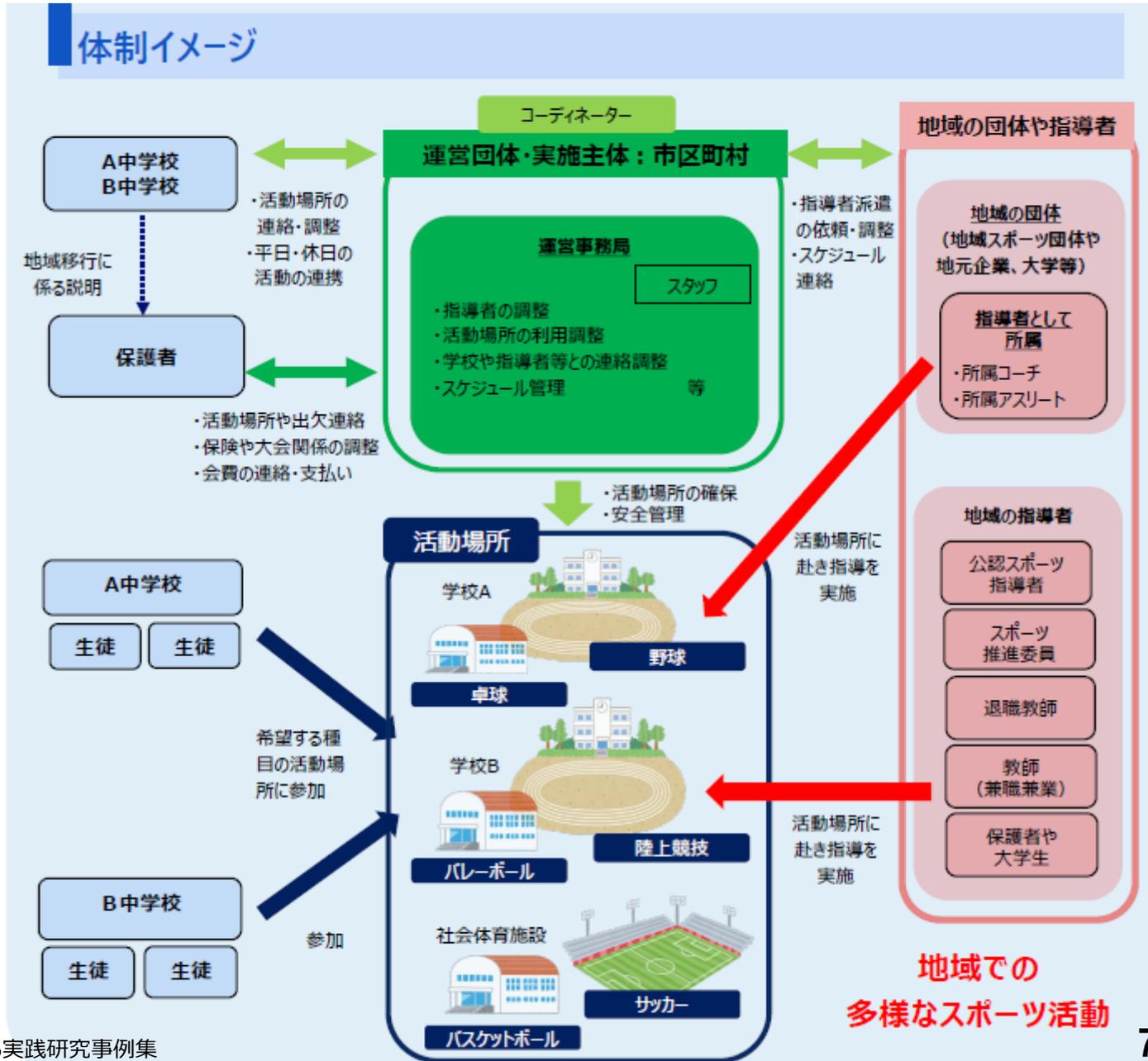
類型例		運営形態
区分	運営例	
市区町村運営型	地域団体・人材活用型 (P71)	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型 (P72)	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型 (P73)	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域 スポーツクラブ運営型 (P74)	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型 (P75)	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型 (P76)	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型 (P77)	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

【市区町村運営型】地域団体・人材活用型

市区町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

市区町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

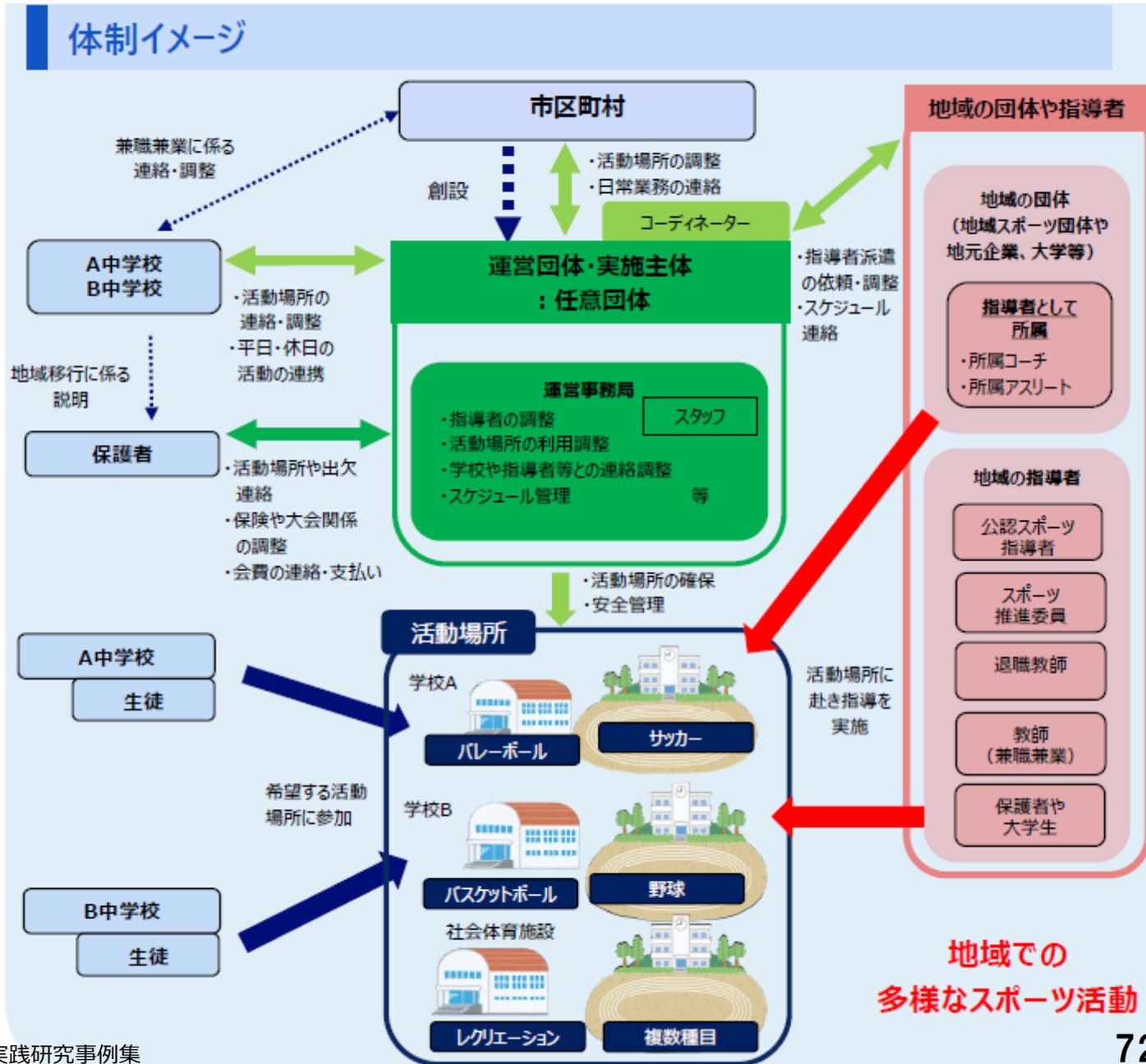


【市区町村運営型】任意団体設立型

市区町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

一般社団法人や協議会等からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

運営事務局は、地域の指導者である、例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。



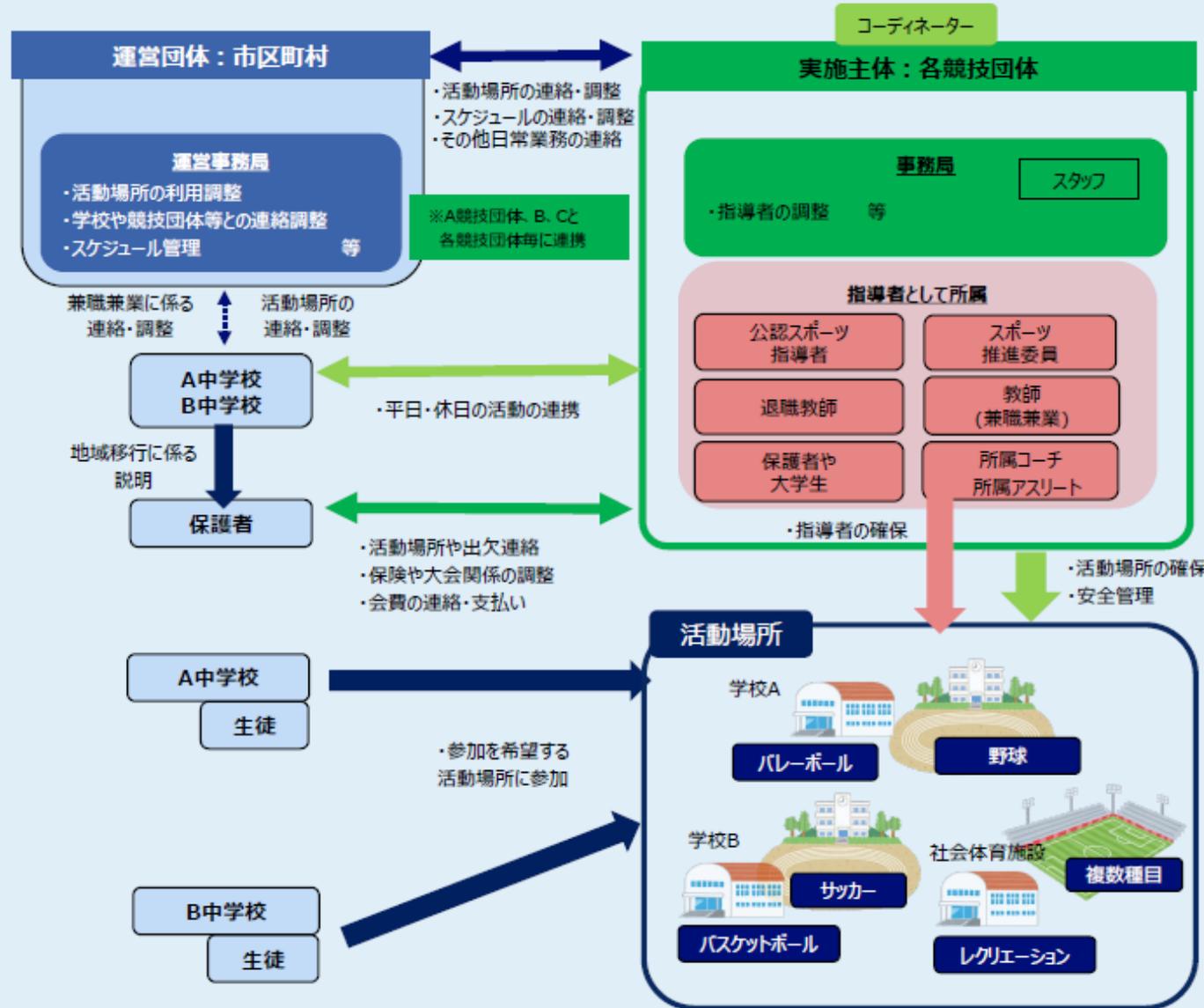
【市区町村運営型】競技団体連携型

市区町村が運営事務局となり、競技団体と連携

市区町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。

体制イメージ

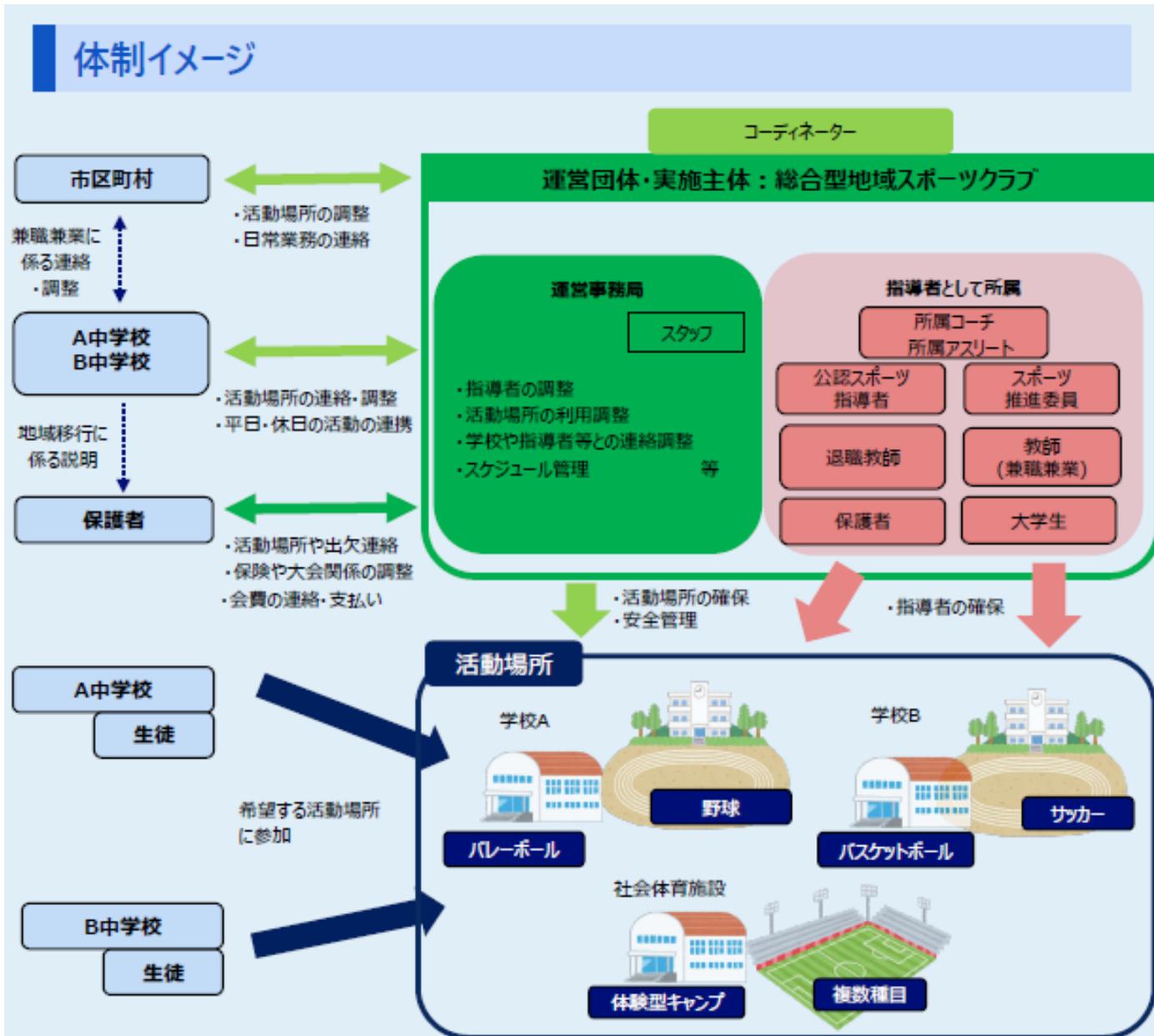


【地域スポーツ団体等運営型】総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

市内の一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

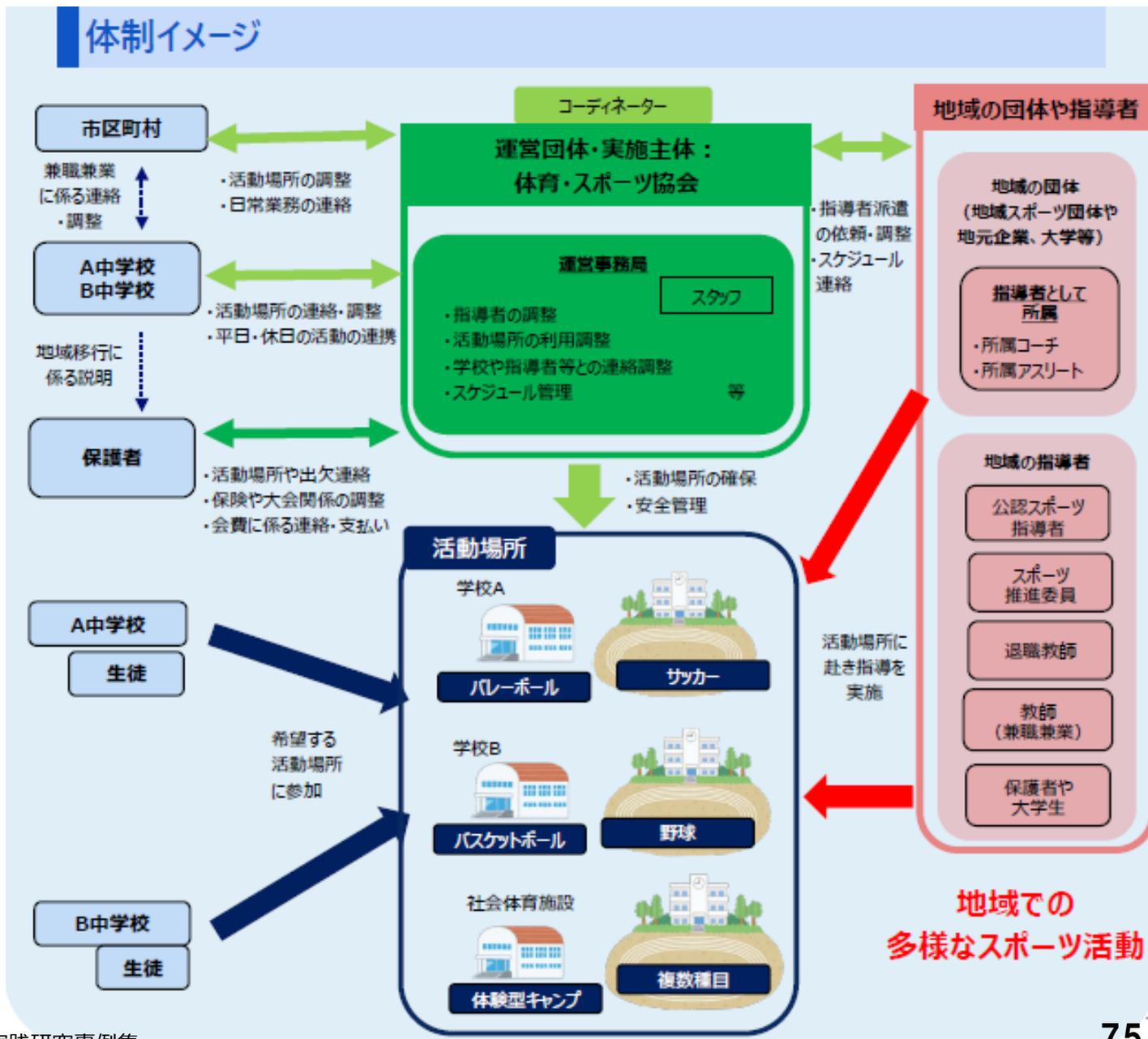


【地域スポーツ団体等運営型】体育・スポーツ協会運営型

体育・スポーツ協会が運営事務局として、地域や中学校等と連携

体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

体育・スポーツ協会は、地域の指導者である、例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

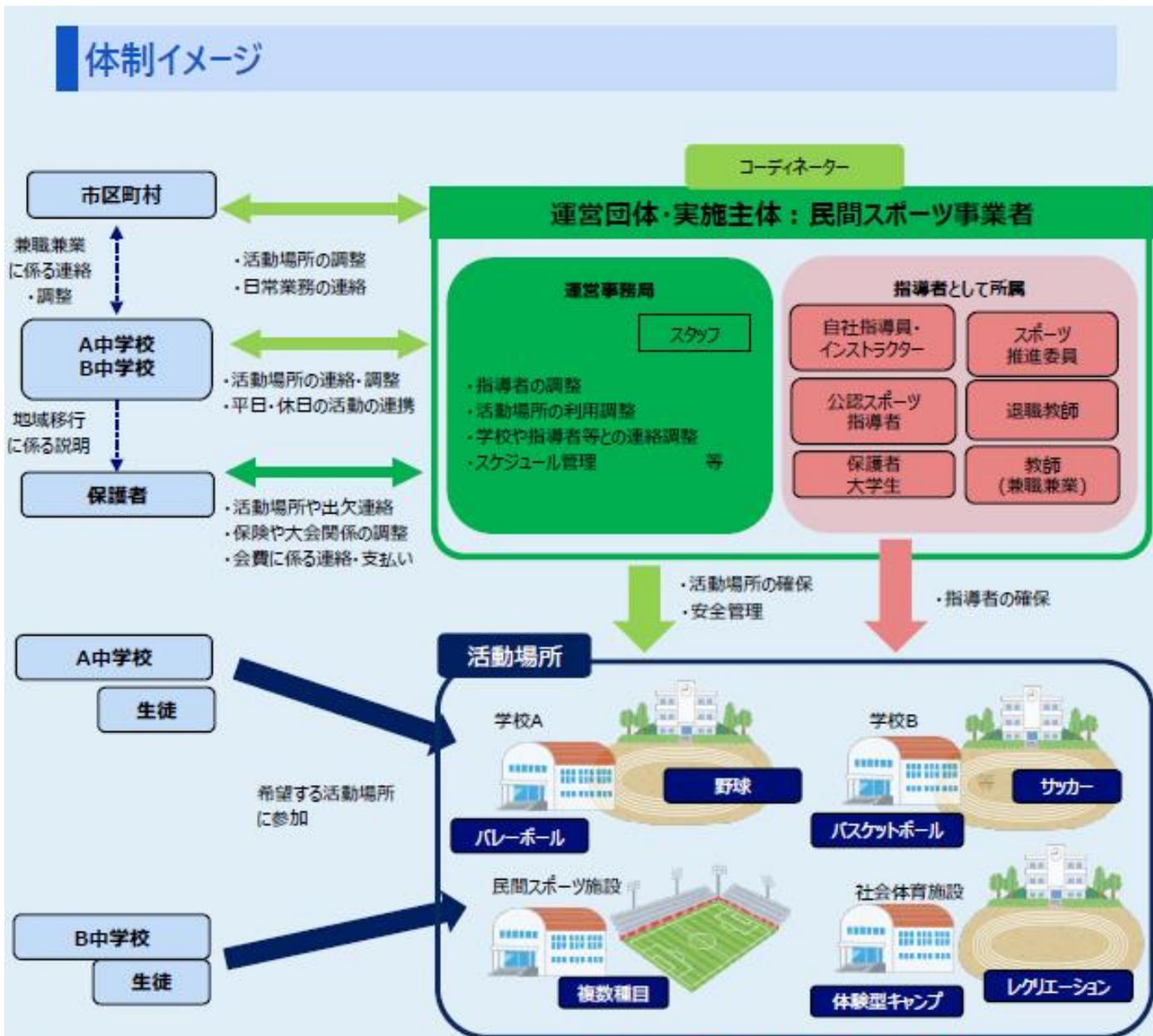


【地域スポーツ団体等運営型】民間スポーツ事業者運営型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。



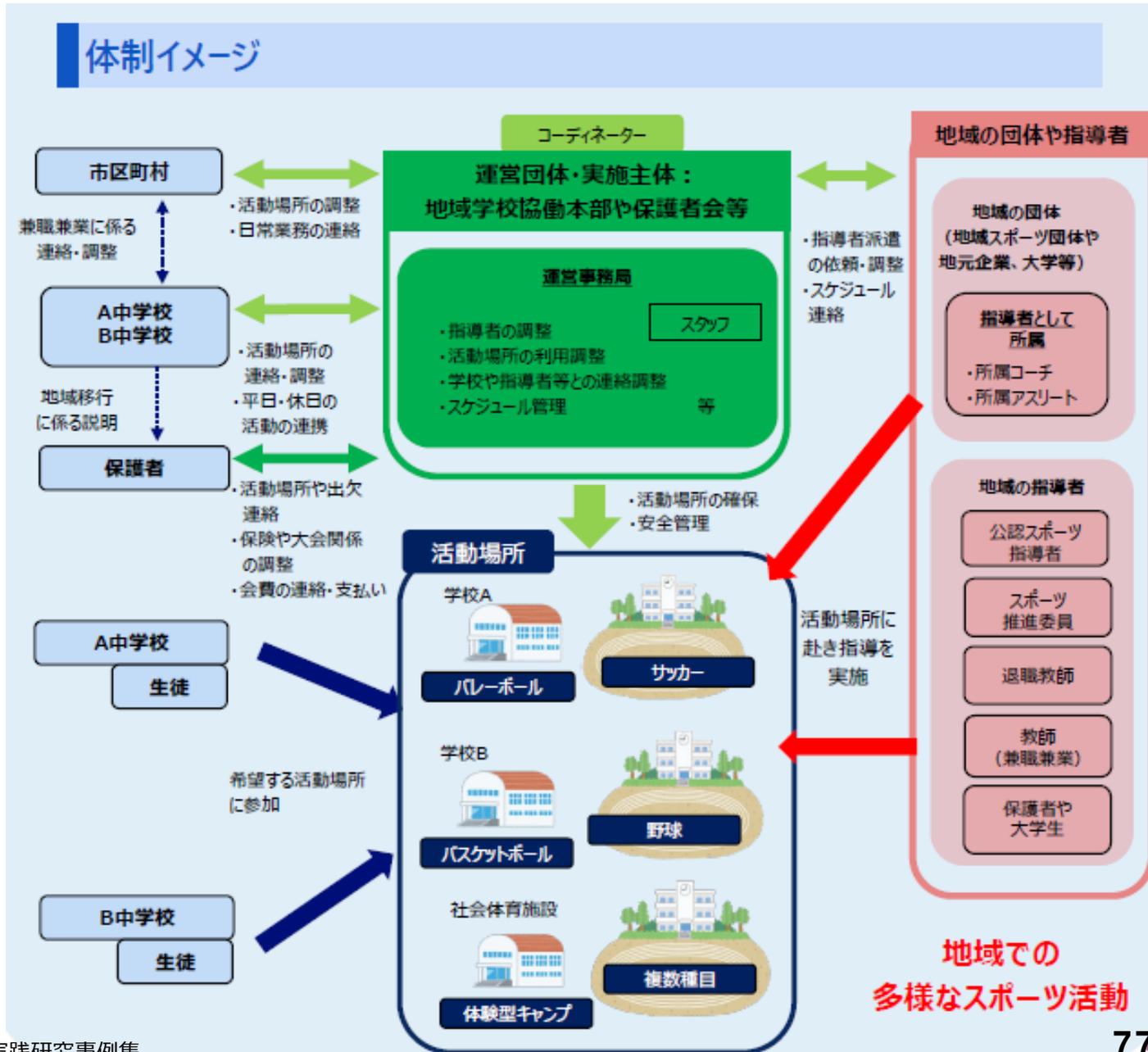
地域での多様なスポーツ活動

【その他】その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

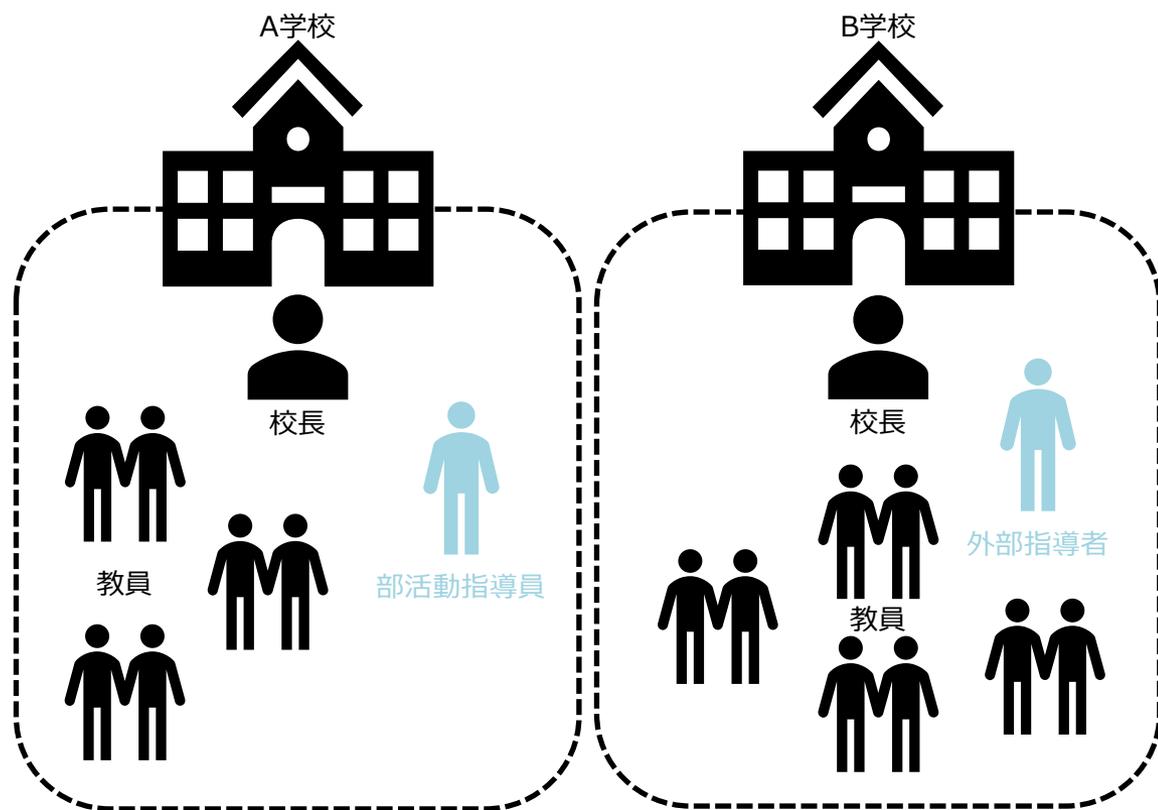
地域学校協働本部や保護者会等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

運営事務局は、地域の指導者である、例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者を派遣する。



(2) 現在の学校部活動

- 学校教育の一環（教育課程外）として、校長の指揮監督下で実施。
- 部活動指導員や外部指導者が配置されている部も一部あるが、8割以上の部活動で教員のみが指導にあたっており、長時間勤務の大きな要因のとなっているほか、専門外種目の指導にあたる教員には大きな負担となっている。



指導者	当該校の教員 部活動指導員 外部指導者
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

(3) 地域団体（実施（運営）主体）の課題

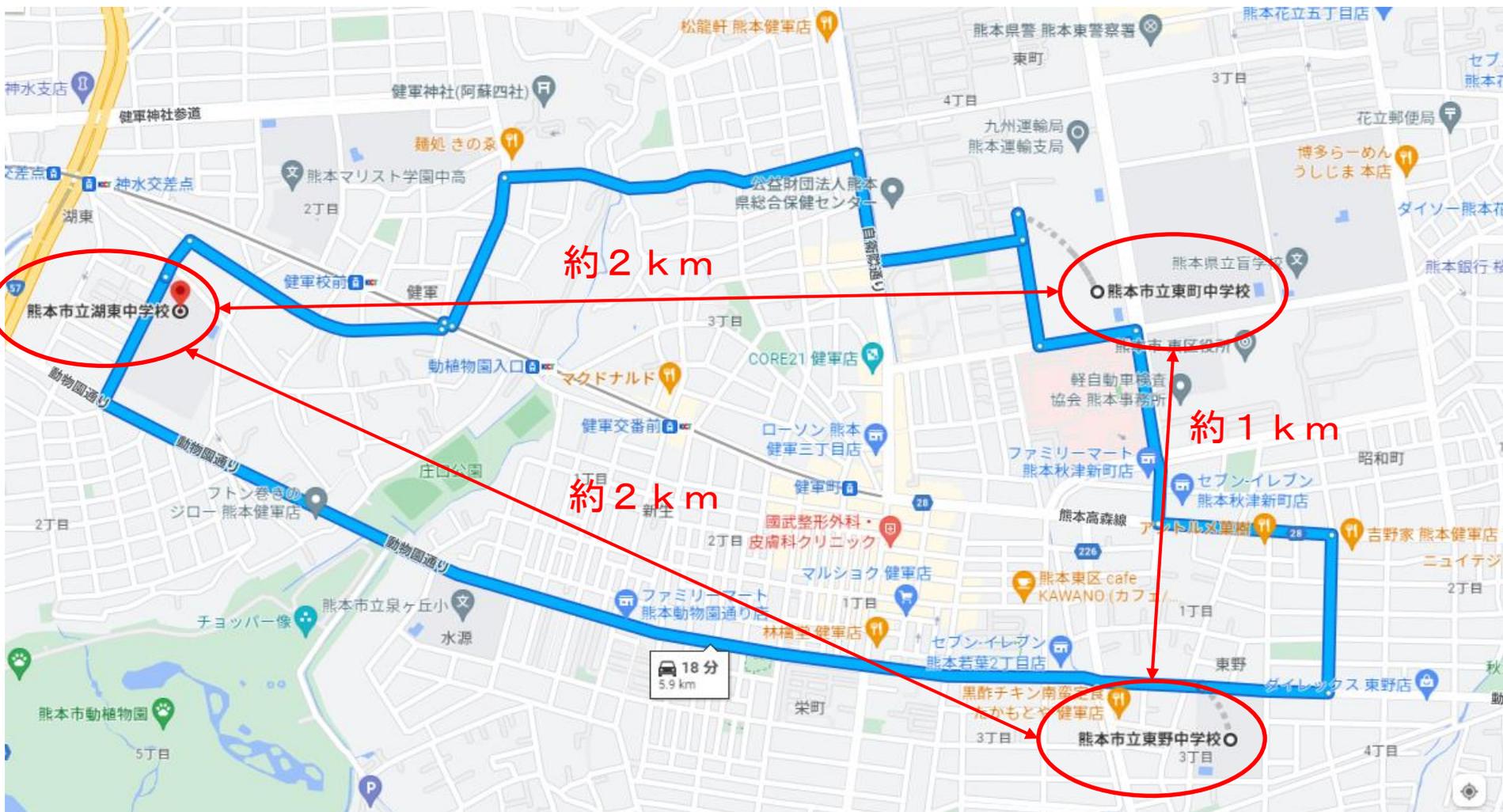


【当面の課題】

- ①実施（運営）主体となる既存団体と中学校等との連携構築が必要
- ②既存の総合型地域スポーツクラブでさえ廃止されるものがある（スタッフの高齢化等）
- ③既存団体の数や指導者数、活動場所の把握が必要
- ④学校施設等の公有施設を含め、利用できる環境の確保が必要（音楽室等）

(4) 拠点式合同部活動モデル (案) (湖東・東野・東町)

中学校運動部 (湖東・東野・東町)



女子バレー			
東町中体育館（半面）			
	部員数	専門教員	外部
湖東	10	1	0
東野	23	0	0
東町	8	1	1
計	41	2	1

男子バスケットボール			
東野中体育館			
	部員数	専門教員	外部
湖東	17	1	0
東野	8	1	1
東町	24	1	0
計	49	3	1

女子バスケットボール			
湖東中体育館			
	部員数	専門教員	外部
湖東	15	1	0
東野	16	2	0
東町	8	1	1
計	39	4	1

サッカー			
湖東中グラウンド			
	部員数	専門教員	外部
湖東	13	1	0
東野	6	1	0
東町	19	1	0
計	38	3	0

卓球			
東野中武道場			
	部員数	専門教員	外部
湖東	24	2	0
東野	18	0	0
東町	25	1	0
計	67	3	0

ハンドボール			
湖東中ハンドボールコート			
	部員数	専門教員	外部
湖東	20	1	0
東野	5	1	0
東町	0	0	0
計	25	2	0

男子ソフトテニス			
各中学校テニスコート			
	部員数	専門教員	外部
湖東	12	2	1
東野	10	0	0
東町	14	1	1
計	36	3	2

↓

土曜日の練習等を輪番制で行う

第1週	湖東	東野
第2週	東野	東町
第3週	東町	湖東
第4週	湖東	東野

女子ソフトテニス			
各中学校テニスコート			
	部員数	専門教員	外部
湖東	24	2	0
東野	13	1	1
東町	15	1	0
計	52	4	1

バドミントン			
東町中学校体育館（半面）			
	部員数	専門教員	外部
湖東	0	0	0
東野	0	0	0
東町	19	2	0
計	19	2	0

野球			
東野中グラウンド			
	部員数	専門教員	外部
湖東	13	1	0
東野	13	2	0
東町	13	1	1
計	39	4	1

各中学校を拠点として活動を行う。

教員は輪番制とし、負担軽減を図る。

部活動指導員を拡充する。

陸上			
東町中グラウンド			
	部員数	専門教員	外部
湖東	0	0	0
東野	22	0	1
東町	23	1	0
計	45	1	1

剣道			
湖東中武道場			
	部員数	専門教員	外部
湖東	10	2	0
東野	3	1	0
東町	4	2	0
計	17	5	0

水泳			
湖東中体育館			
	部員数	専門教員	外部
湖東	12	1	1
東野	9	1	0
東町	0	0	0
計	21	2	1

(5) 部活動指導員の配置状況

「部活動指導員」の概要

部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則 第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

任用に当たっての体制整備

規則等の策定

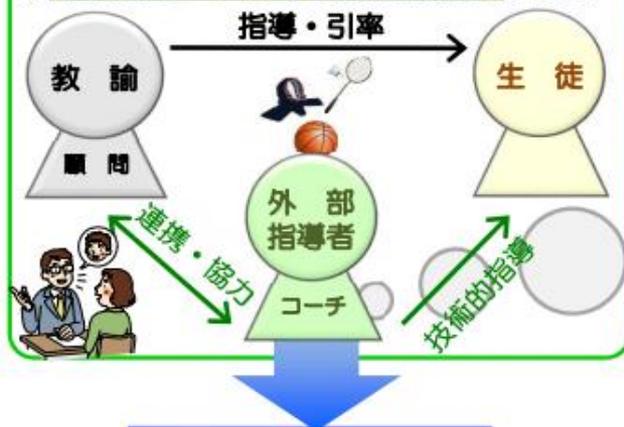
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

外部指導者の活用（従来）

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の任用

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

※ 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

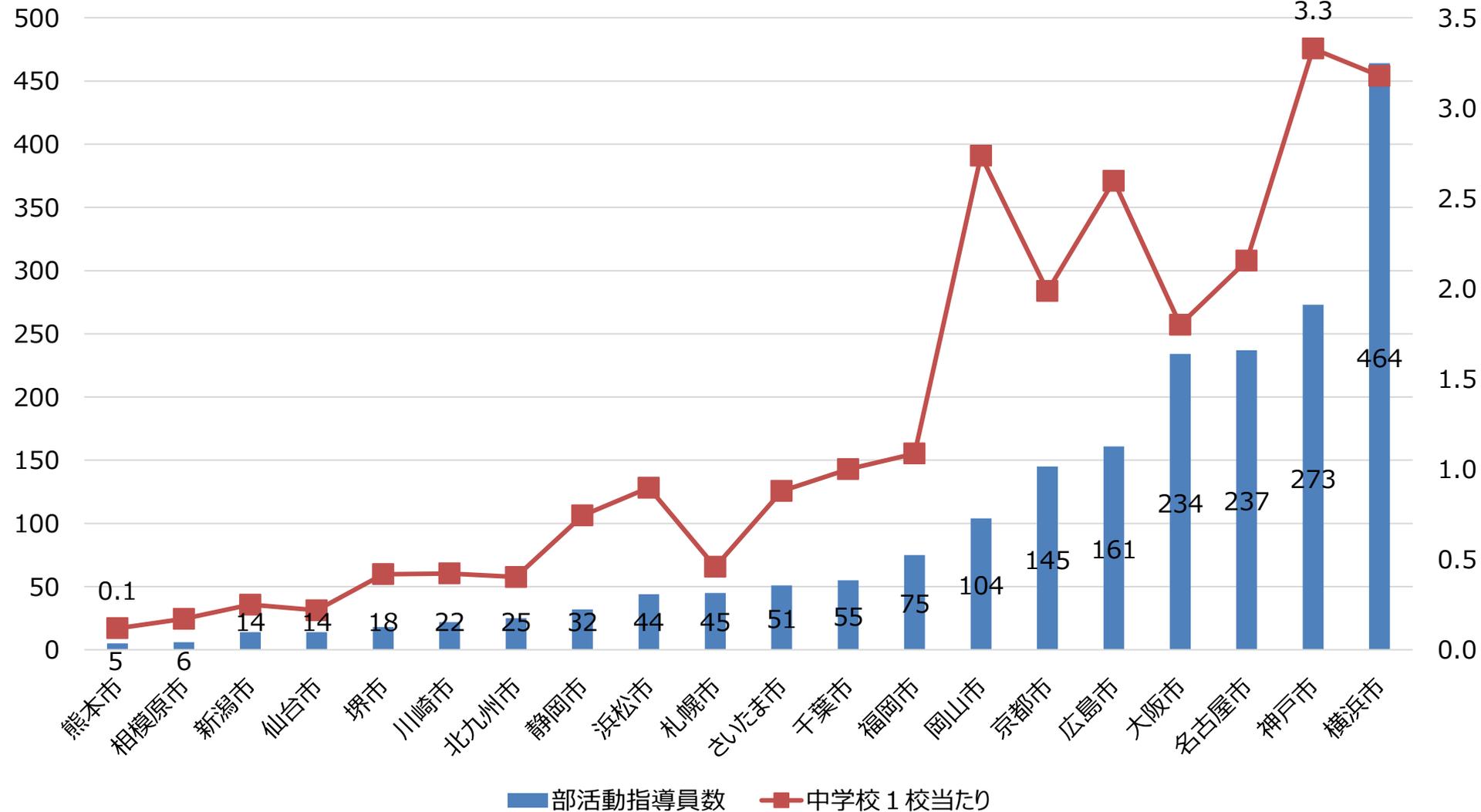
ケース1（部活動指導員が顧問）



ケース2（部活動指導員及び教諭が顧問）



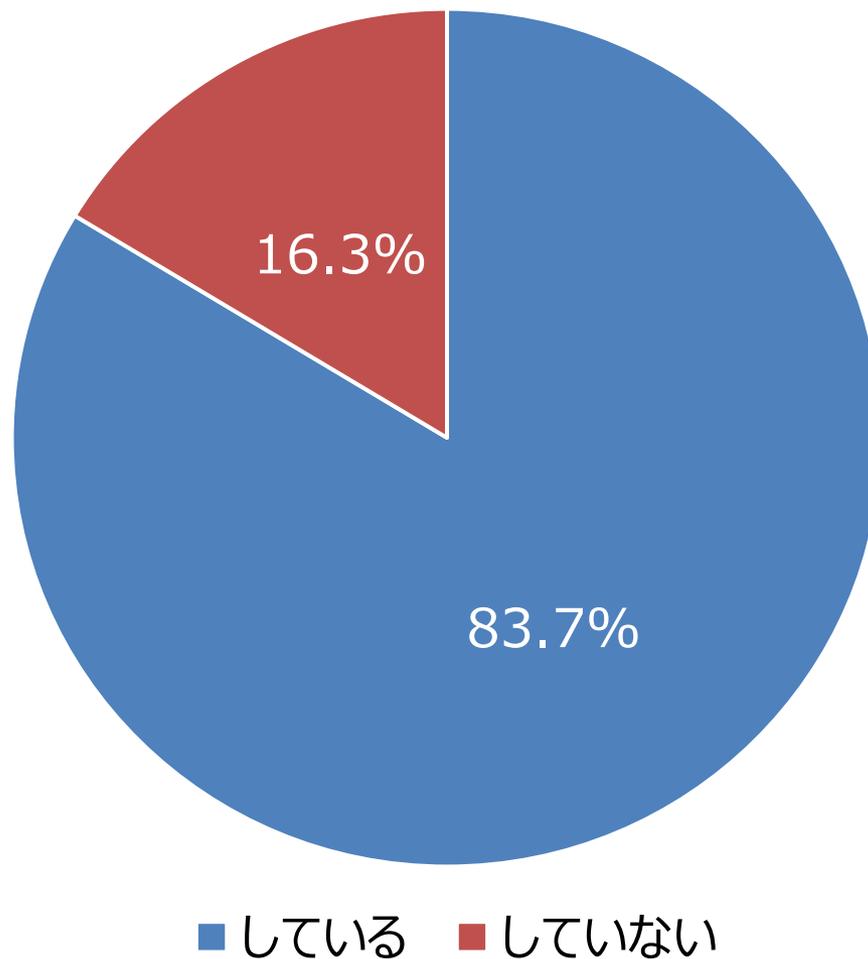
令和3年度部活動指導員配置数（政令指定都市）



令和3年度	熊本市	相模原市	新潟市	仙台市	堺市	川崎市	北九州市	静岡市	浜松市	札幌市	さいたま市	千葉市	福岡市	岡山市	京都市	広島市	大阪市	名古屋市	神戸市	横浜市
部活動指導員数	5	6	14	14	18	22	25	32	44	45	51	55	75	104	145	161	234	237	273	464
中学校数	42	35	56	64	43	52	62	43	49	98	58	55	69	38	73	62	130	110	82	146
中学校1校当たり	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.7	0.9	0.5	0.9	1.0	1.1	2.7	2.0	2.6	1.8	2.2	3.3	3.2

- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 国の動き
- 3 本市の状況
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について**
- 6 地域移行に伴う経済負担のあり方について

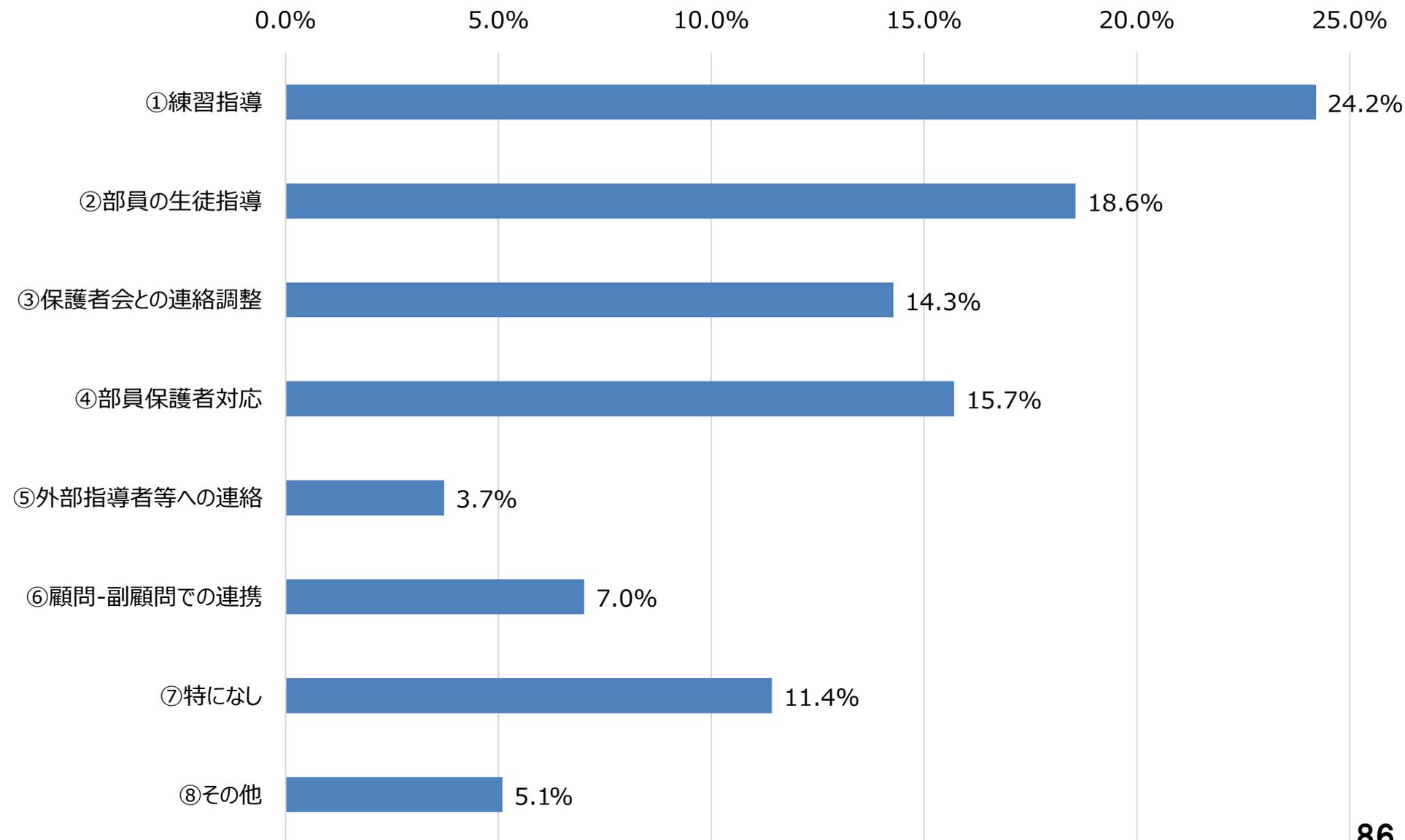
部活動を担当していますか。



(2) 中学校教員：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

平日の部活動従事業務で負担と思う項目を教えてください。

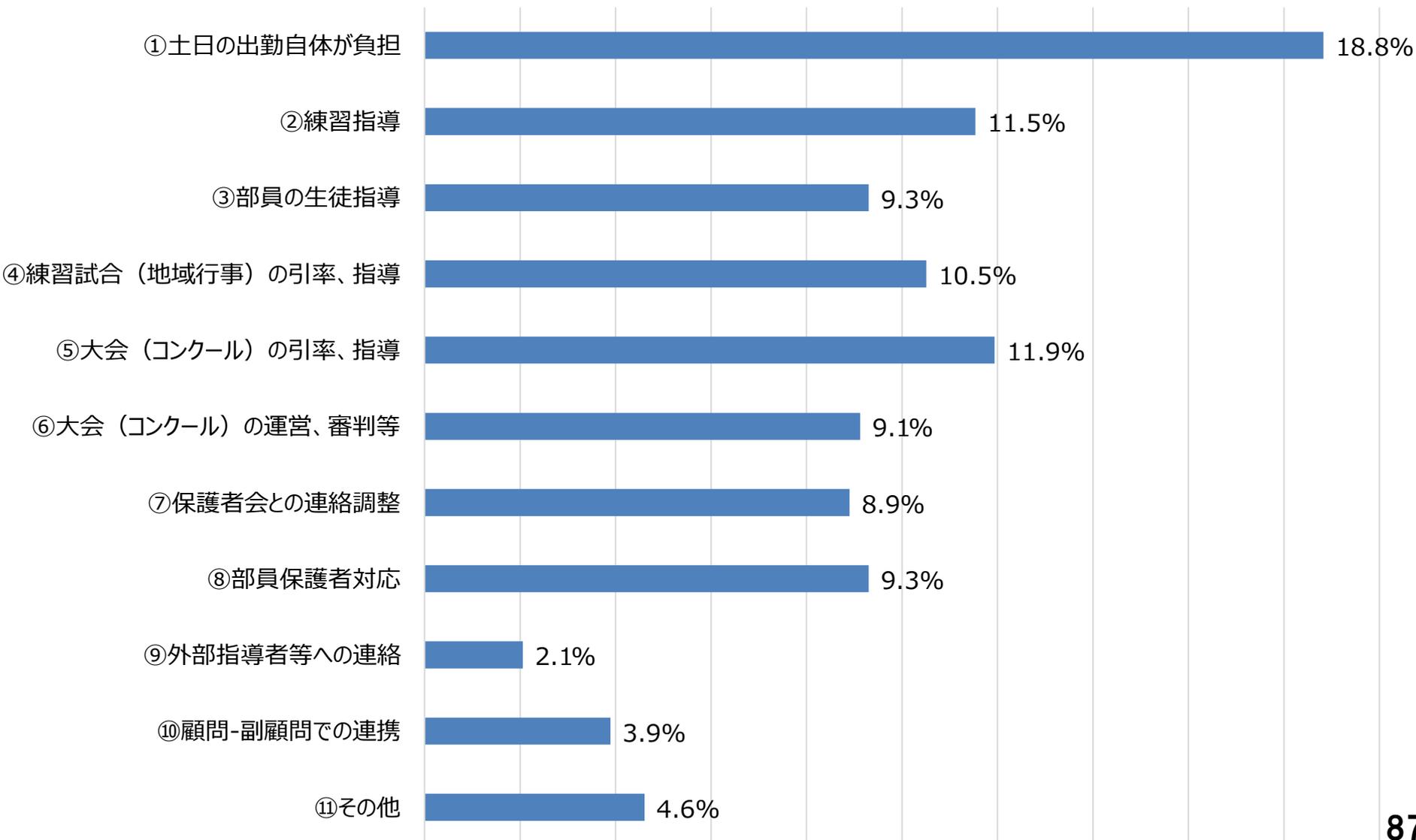


(3) 中学校教員：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

土日等の部活動従事業務で負担と思う項目を教えてください。

0.0% 2.0% 4.0% 6.0% 8.0% 10.0% 12.0% 14.0% 16.0% 18.0% 20.0%

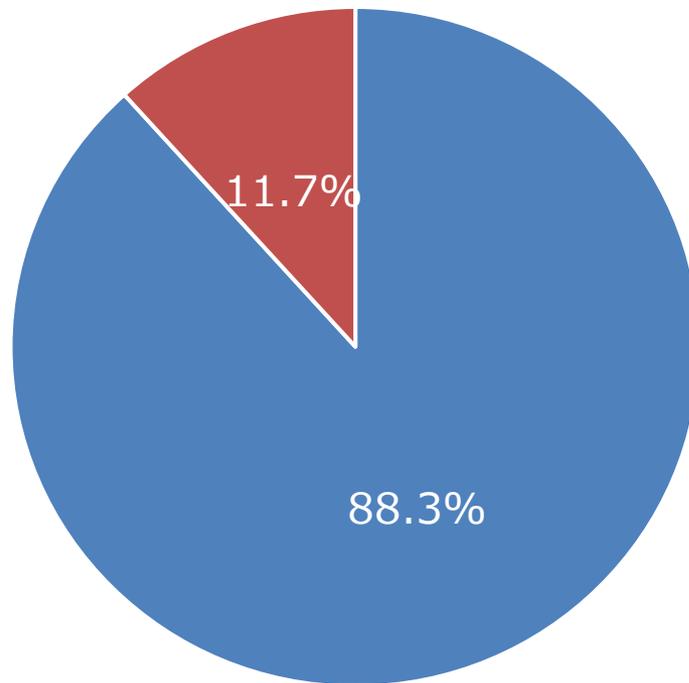


(4) 小・中学校教員：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

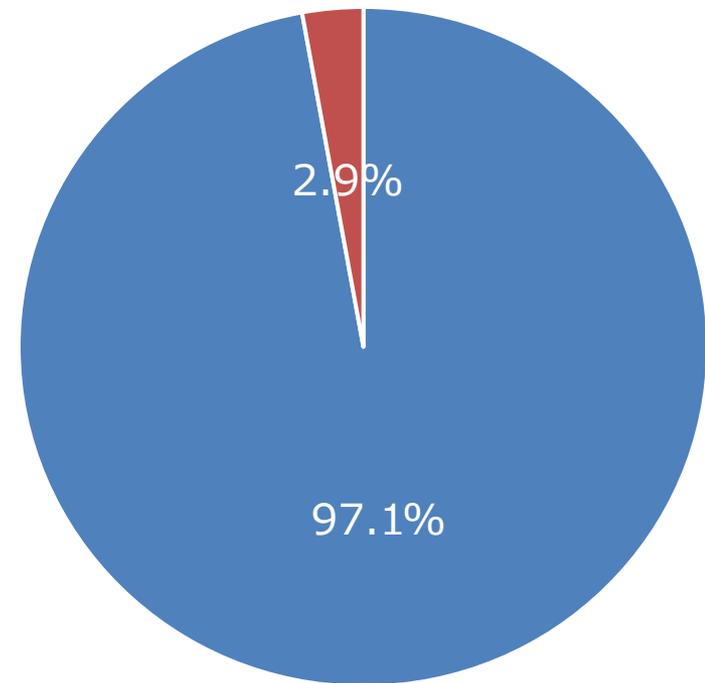
現在、文部科学省・スポーツ庁・文化庁で、中学校の部活動を学校単位の取組から地域単位の取組に移行することが検討されていることを知っていますか。

小学校



■ 知っている ■ 知らない

中学校



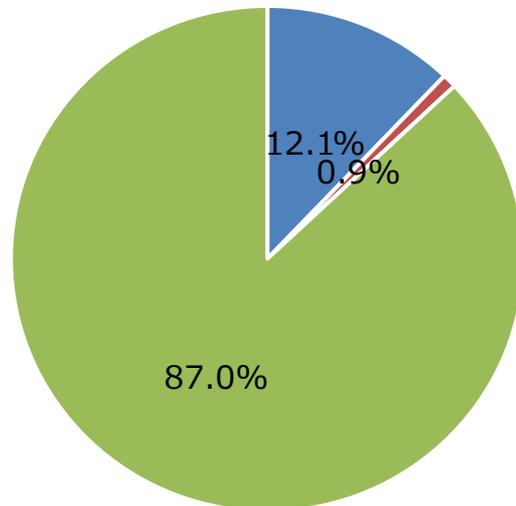
■ 知っている ■ 知らない

(5) 小・中学校教員：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

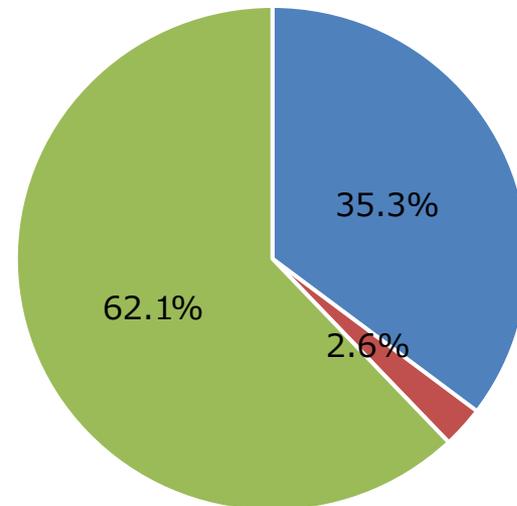
平日も含め部活動が地域に移行した場合、勤務時間外に兼職兼業が認められ、報酬が支払われる制度を検討しています。報酬が支払われるなら、地域移行後も指導したいと思いませんか。

小学校



- 報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい
- 報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい
- 報酬が支払われても、指導したくない

中学校



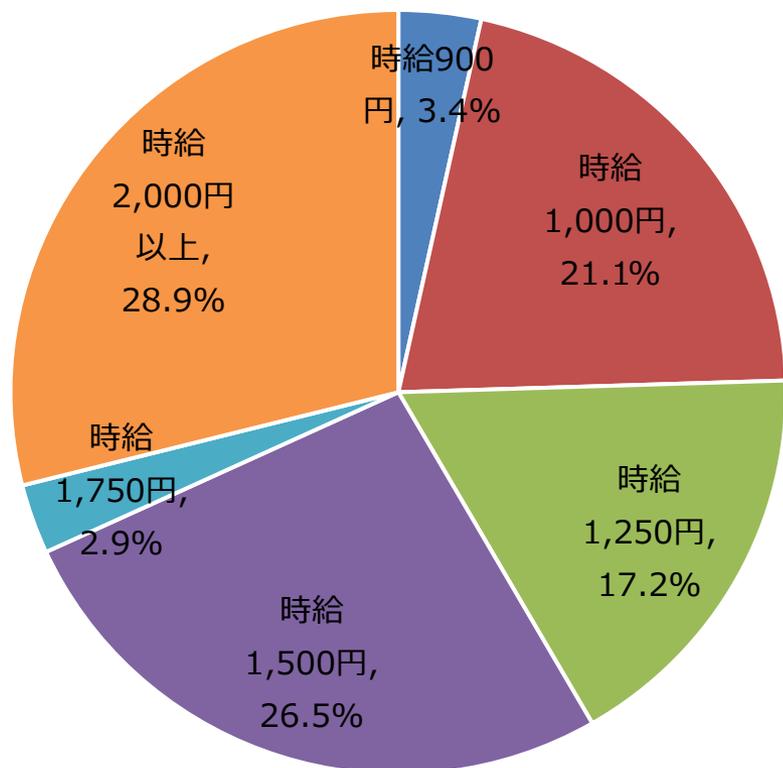
- 報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい
- 報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい
- 報酬が支払われても、指導したくない

(6) 小・中学校教員：R4年度実施 部活動アンケート

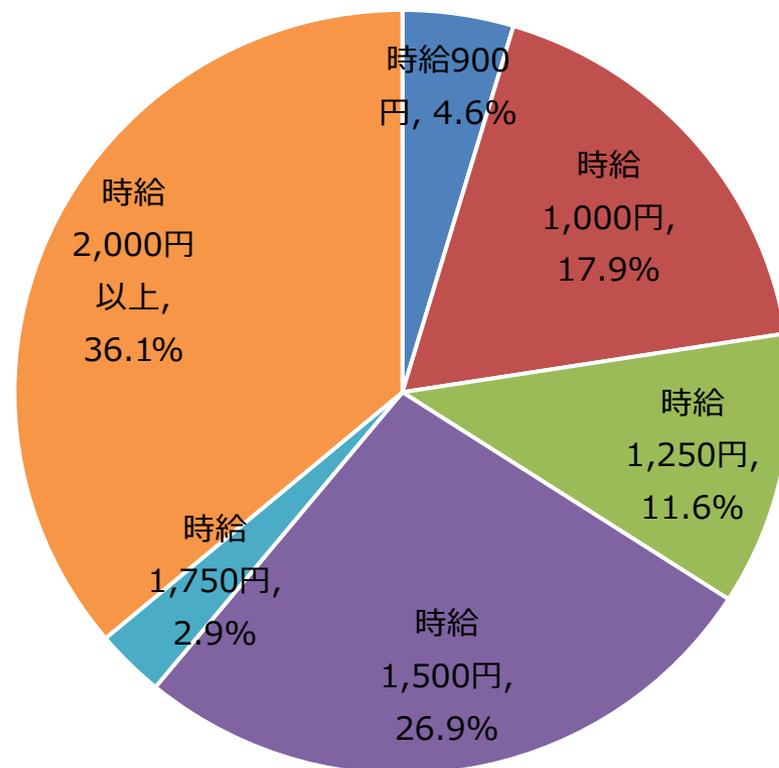
速報値

報酬が支払われるなら指導してもよいと答えた人にお聞きします。部活動が地域移行して、平日も勤務時間外に従事した場合、報酬がいくら支給されれば指導してもよいと考えますか。

小学校



中学校

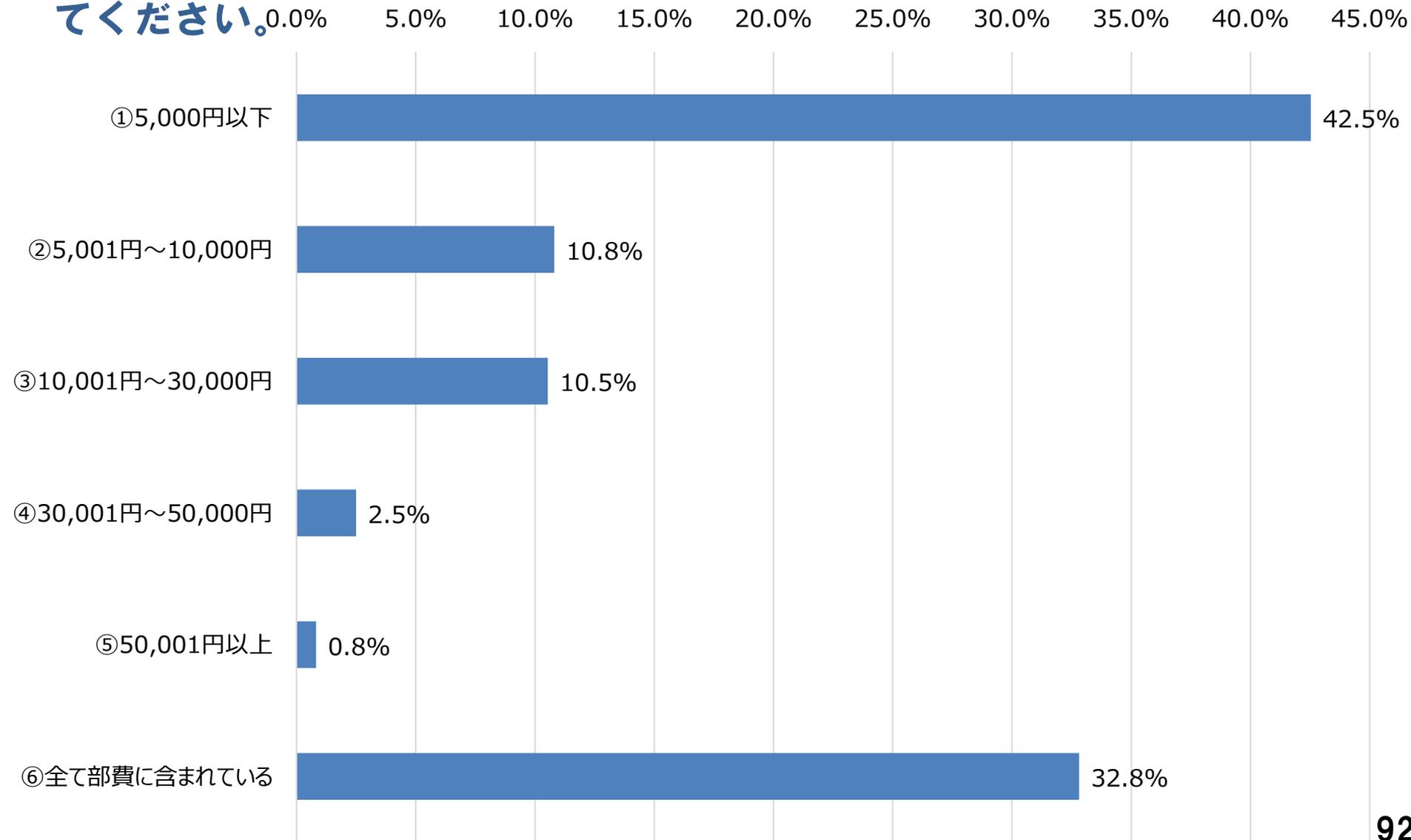


- 1 中学校部活動の現状と課題
- 2 国の動き
- 3 本市の状況
- 4 部活動の持続可能な運営主体のあり方について
- 5 地域社会との役割分担や指導者の確保について
- 6 **地域移行に伴う経済負担のあり方について**

(1) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

お子さんが所属している部活動で、定期的に支払う部費以外に、遠征費など不定期に発生する費用がある場合は、年間でどの程度負担があるか教えてください。

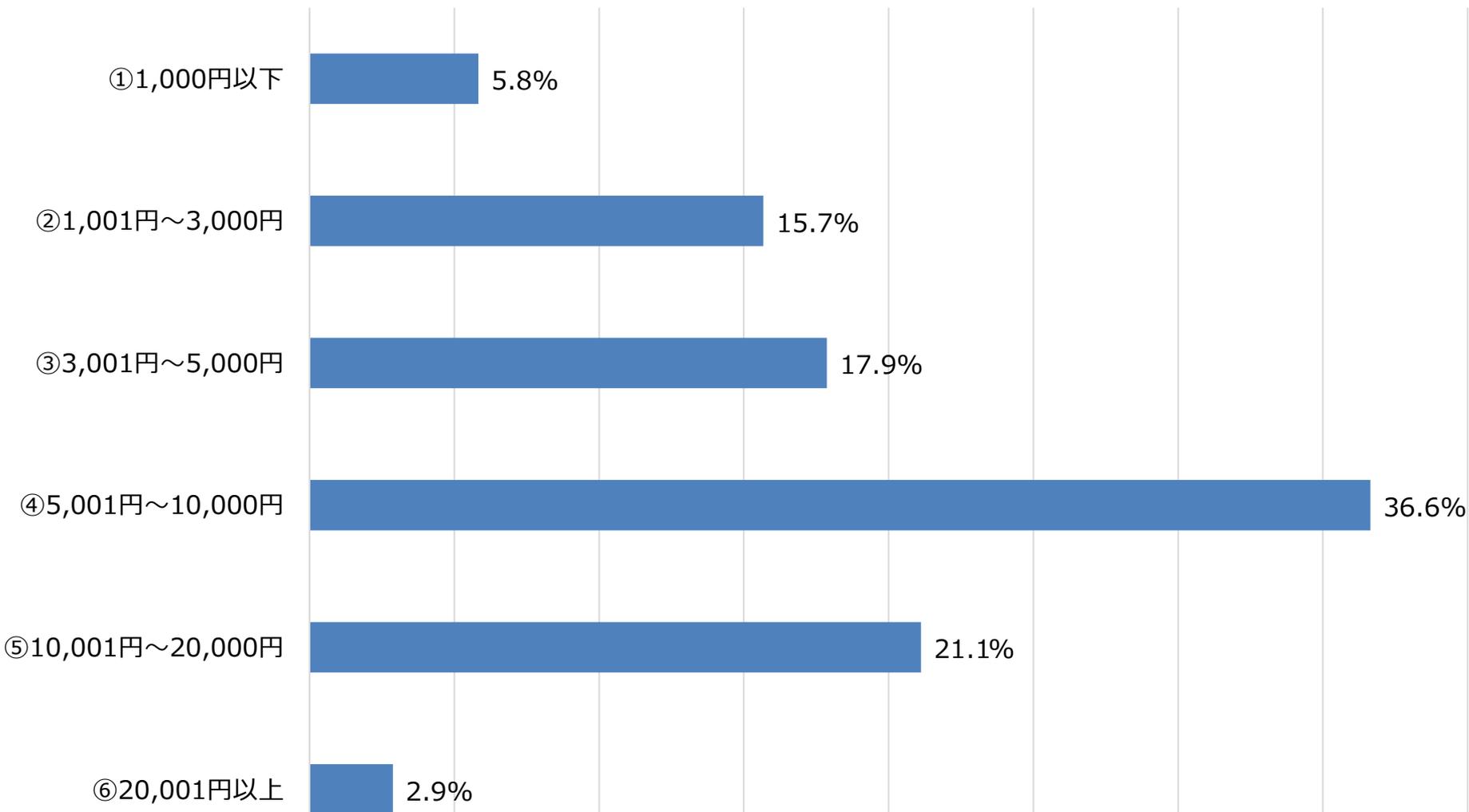


(2) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

お子さんが所属しているクラブ（スクール）に、会費として定期的に支払っている費用負担額は、一月当たりどの程度ですか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0%

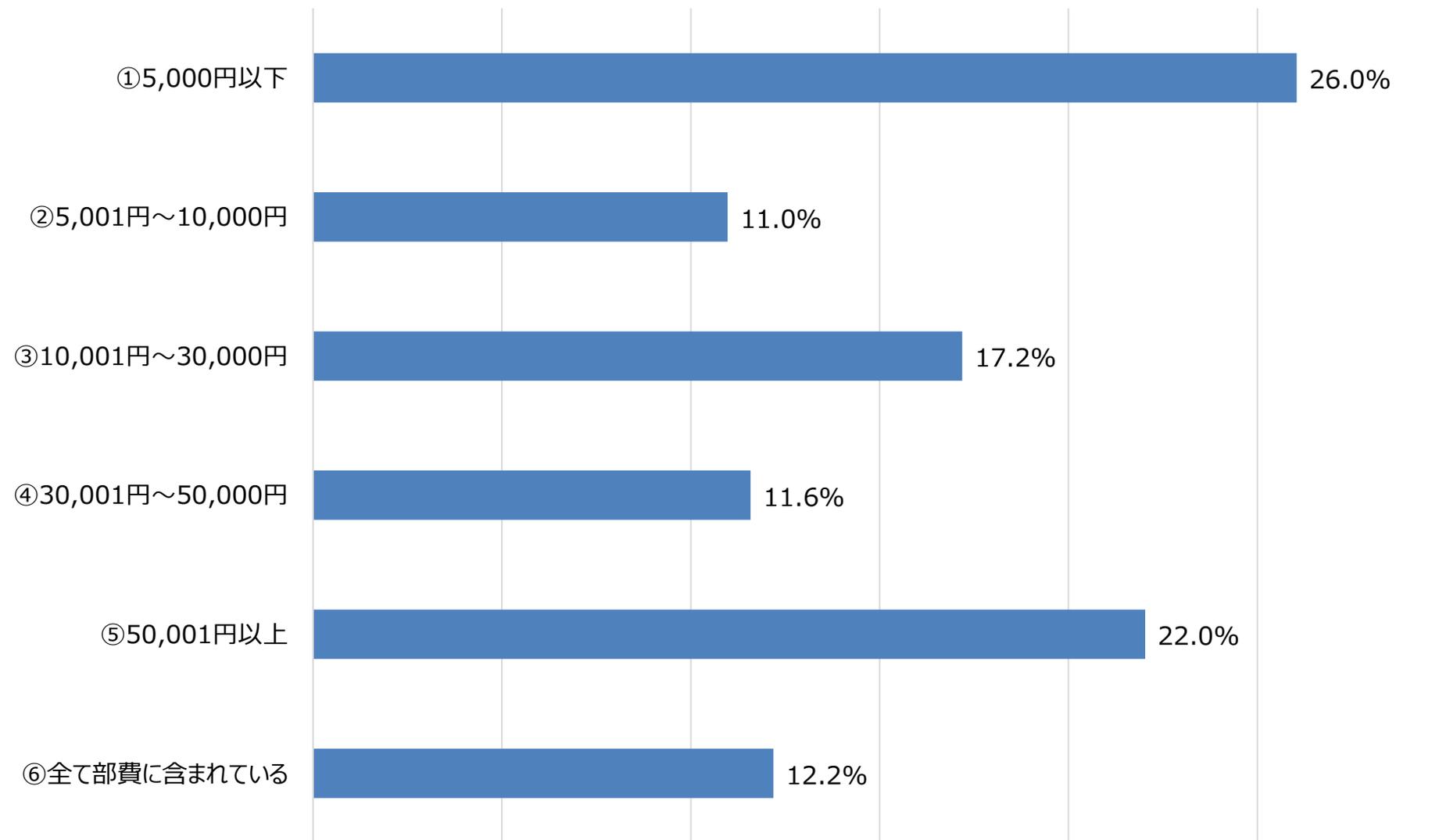


(3) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

お子さんが所属しているクラブ（スクール）に、会費として定期的に支払っているもの以外に、遠征費など不定期に発生する費用は、年間どの程度ですか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%

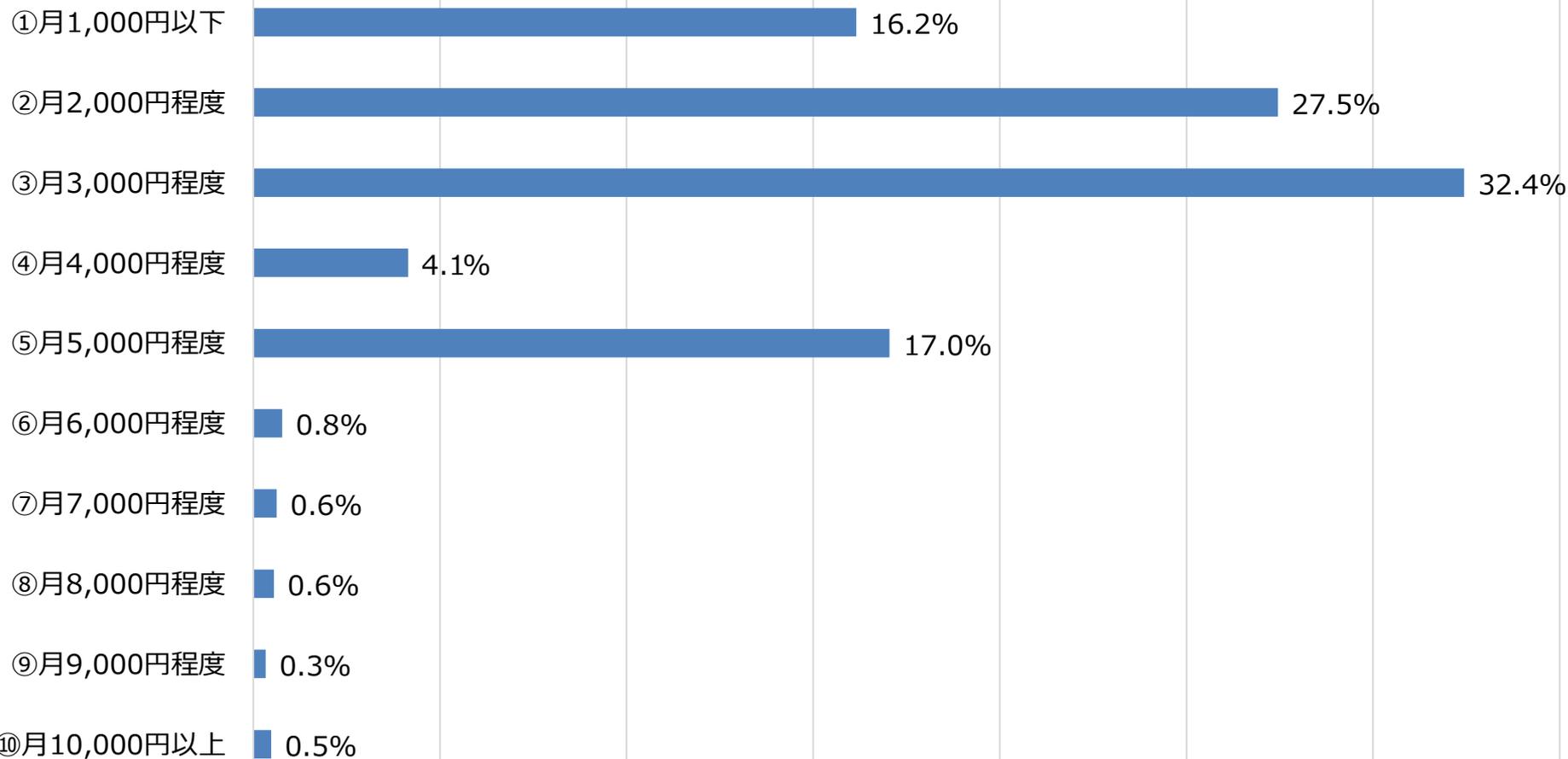


(4) 中学校保護者：R4年度実施 部活動アンケート

速報値

現在の学校部活動は、先生が学校の施設を使って指導しているため、指導料が発生せず比較的安い部費で実施しています。今後、部活動指導員の拡充、合同部活動、人材バンクをつくり指導者を派遣する方法、総合型スポーツクラブや民間事業者が受入先となる等の方法が考えられます。そのような活動に参加する場合、毎月の会費としていくらまでの負担なら許容できますか。

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0%



(参考) 全国：地域スポーツに参加するための費用

地域スポーツに参加するための費用

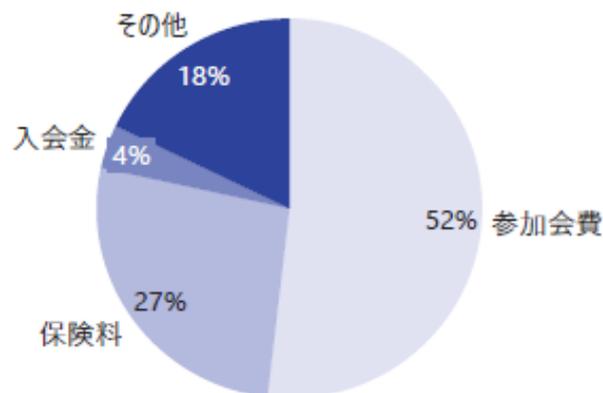
地域運動部活動推進事業に関する情報照会 | 費用

実践研究において地域スポーツに参加するために、
従来の部活動から追加で必要な費用の平均は、17,581円^{※1}

設問

- 本実践研究において、生徒が地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要となる費用についてご回答ください
 - ✓ 「地域スポーツに参加するために従来の部活動から追加で必要な費用」とは、部活動が地域移行した際に、従来の部活動から追加で発生する主な費用を指します。従来の部活動でも同様の支出が想定される用品（ユニフォーム等）の購入や会場への移動費は含みません。
 - ✓ 具体的には、生徒の参加にまつわる費用として、生徒一人が参加するために必要な地域クラブ等の運営団体への支出を想定し、クラブへの入会金や参加会費、保険料等を含みます。受け皿となる運営団体への補助（運営費用（人件費、雑務・役務費等））は含みません。
 - ✓ 競技別に生徒一人当たりに必要な年間追加負担額を計算しご回答ください。なお、その内訳の金額と実践研究における負担者についてもご回答ください。
 - ✓ 内訳の費目として、記載済みのカテゴリに該当しないものがある場合は、（その他①）、（その他②）の枠を上書きの上、ご回答ください。

費用の内訳 (n=308^{※2})



各費目の平均金額

費目	平均金額 (円)
参加会費	9,112
保険料	4,679
入会金	653
その他	3,137
年間追加負担額 (生徒一人当たり・年)	17,581

※1：回答者が記入した数値に基づく算出であり、回答者の認識によっては、費目の定義が異なる可能性を否定できない点に留意

※2：実践研究の対象になっている部活動のうち、費用設問に回答のあった数

(5) 熊本市：総合型地域スポーツクラブの会費 (令和4年7月末)

(単位：円)

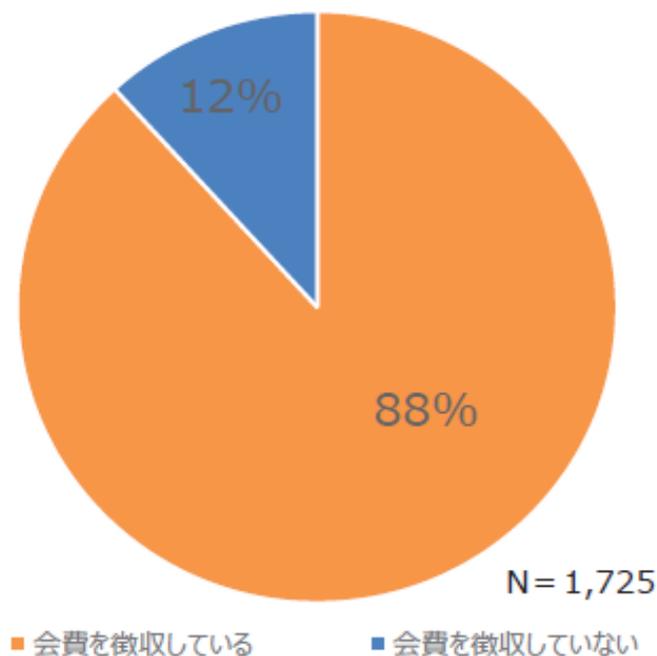
	団 体 名	入会金	年会費					
			幼児	小学生	中学生	高校生	大学生以上	シニア
1	日吉地域総合型スポーツクラブ	500	個人5,000 ファミリー10,000					
2	NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブ	500	3,000	3,000	3,000	7,500	7,500	7,500
3	ほくぶ総合スポーツクラブ	500	4,000	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000
4	龍田地域なかよしスポーツクラブ	500	2,500	2,500	2,500	3,000	5,000	3,000
5	長嶺地域スポーツクラブ	500	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	3,000
6	川尻スポーツクラブ	なし	3,600	3,600	3,600	3,600	6,000	4,800
7	花園スポーツクラブ	なし	4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	4,000
8	東部地域総合型スポーツクラブ	500	4,000	4,000	4,000	4,000	6,000	4,000
9	NPO法人 スポレク・エイト	なし	6,000	6,000	6,000	6,000	11,000	8,000
10	天明総合スポーツクラブ	500	3,000	3,000	3,000	4,000	4,000	3,000
11	城北スポーツクラブ	500	5,000	5,000	5,000	7,000	7,000	7,000
12	帯山地域スポーツクラブ	500	4,000	4,000	4,000	4,000	6,000	4,000
13	エス・エス・月出	3900	100～2,000					
14	御幸スポーツクラブ	500	3,600	3,600	3,600	4,800	6,000	4,800
15	NPO法人 u&uN スポ植木	なし	5,000	6,000	6,000	10,000	10,000	9,000
16	あきた総合型スポーツクラブ	なし	3,600	3,600	3,600	3,600	6,000	4,800
17	託麻西校区総合型スポーツクラブ	500	2,500	2,500	2,500	2,500	5,000	4,000
18	くまもと城南スポーツクラブ	500	3,600	3,600	3,600	6,000	6,000	4,800
19	田迎地域スポーツクラブ	1000	4,000	4,000	4,000	6,000	6,000	5,000
20	火の君スポーツクラブ	500	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000	6,000
21	NPO法人とみあい総合型クラブ	なし	4,000	4,000	4,000	7,000	7,000	6,500

(参考) 全国：総合型地域スポーツクラブの会費

総合型地域スポーツクラブの会費

- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブ：約88%
- 会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの月あたりの平均会費：約1,060円

会費を徴収している総合型地域スポーツクラブの割合



会費を徴収している総合型地域スポーツクラブにおける月あたりの会費の割合

